

大阪府次世代育成支援行動計画

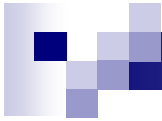
こども・未来プラン後期計画(案)

～おおさかが支える 子どものキラリ～



平成22(2010)年1月
大阪府





- 1 計画の目的・性格・期間
- 2 こども・未来プラン策定(平成17(2005)年)以降の状況の変化
- 3 基本理念・基本方向・子どもの将来像・子育て目標
- 4 施策の推進方向
- 5 計画を推進するために

1 計画の目的・性格・期間

(1) 計画の目的

社会全体で、子どもを生み・育てやすい、そして子ども・青少年が創造性に富み、豊かに成長することができる環境をつくる

本計画では、出産前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期の各成長段階に応じたきめの細かい取組を進めることで、子どもが社会全体で暖かく見守られ、主体的に生きる力や社会のルール、人への思いやりなどを身につけることにより、健やかに、心豊かに成長できる社会を目指します。また、子育ての楽しみや喜び、しんどさなどを社会全体で分かち合うことで、安心して、喜びをもって子育てを行うことができる社会を目指します。

また、こうした各成長段階に応じた取組とあわせて、子どもを一人の人間として、その最善の利益を追求し、子どもの権利擁護を推進するとともに、特に援護を要する子どもとその保護者について、今後の取組方向を示すことにより、すべての子どもが大切にされ、等しく人生や社会生活のスタートラインにつき、自立し、自分らしく主体的に生きていくことができる社会を目指します。

本計画の副題“おおさかが支える子どものキラリ”には、大阪で生まれ育つ子どもたちを、行政・家庭・学校・地域住民・企業など、大阪全体で支えることにより、今と未来に輝く子どもへと成長してほしいとの想いを込めております。

本計画は、次世代育成にかかる大阪府の取組を推進することはもとより、本計画を契機として、社会全体で子どもを生み・育てやすい、そして子ども・青少年が創造性に富み、豊かに成長することができる環境をつくることを目的とするものです。

(2) 計画の性格

- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく次世代育成のための総合的な計画
- ・ 大阪府子ども条例第10条第1項に基づく子ども施策の総合的な計画
- ・ 大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく青少年施策の総合的な計画
- ・ 児童福祉法第56条の9第1項に基づく保育計画

(3) 計画の期間

平成22(2010)年4月から平成27(2015)年3月まで 【5ヶ年計画】

こども・未来プラン後期計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法

大阪府子ども条例

児童福祉法

大阪府青少年健全育成条例

こども・未来プラン後期計画

関係計画

【最近策定した主なもの】

社会的養護体制整備計画

第2次母子家庭等自立促進計画

第2期地域福祉支援計画

第3次障がい者計画（後期計画）

保健医療計画

健康増進計画

「大阪の教育力」向上プラン

など

関係計画との整合性を確保

福 祉

保健・医療

青少年健全育成

労 働

教 育

など

保育・子育てサービスの目標値を市町村の目標値を基に設定するなどにより、市町村の取組を支援

市町村次世代育成支援後期行動計画
(保育・子育て支援など)

2 こども・未来プラン策定(平成17(2005)年)以降の状況の変化

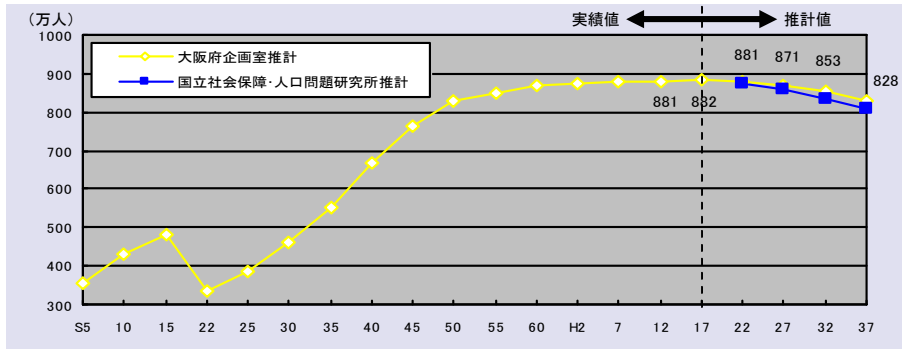
(1) 少子化の現状

ア 人口の動向

大阪府の人口は、約882万人前後で平成22(2010)年頃までほぼ横ばいで推移しながらピークを迎え、以降減少すると推計しています。

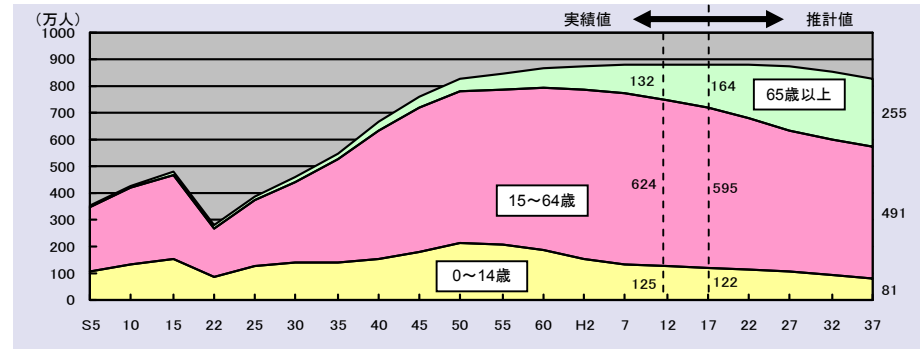
平成17(2005)年と平成37(2025)年と比較すると、人口は約828万人に減少し、年齢構成別人口構成比は0～14歳が13.8%から9.8%に減少する一方で、65歳以上は18.7%から30.9%に増加すると推計しています。

【人口動向の推移】



資料:総務省「国勢調査」、大阪府企画室「大阪府の将来推計人口の点検について(ケース2)」(平成21年3月)
国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成14年)

【年齢階層別人口の推移】

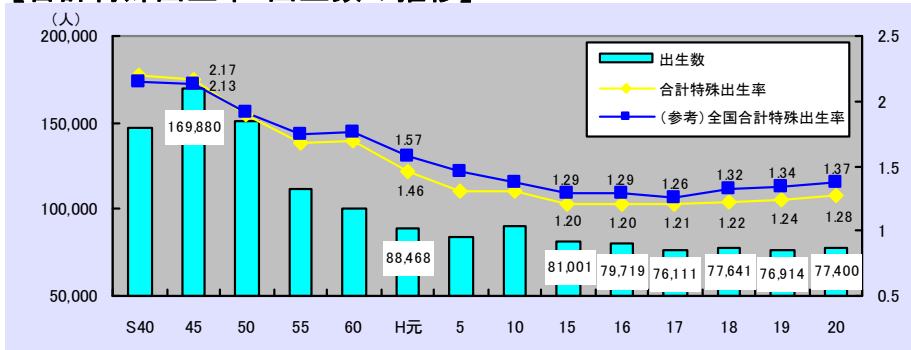


資料:総務省「国勢調査」、大阪府企画室「大阪府の将来推計人口の点検について(ケース2)」(平成21年3月)

イ 合計特殊出生率・出生数の推移

合計特殊出生率は、直近の平成20(2008)年まで4年連続で上昇しているものの、全国平均を下回っている状況にあり、出生数は、概ね横ばいで推移しています。

【合計特殊出生率・出生数の推移】



資料:厚生労働省「人口動態統計」

【都道府県別にみた合計特殊出生率(下位順)】

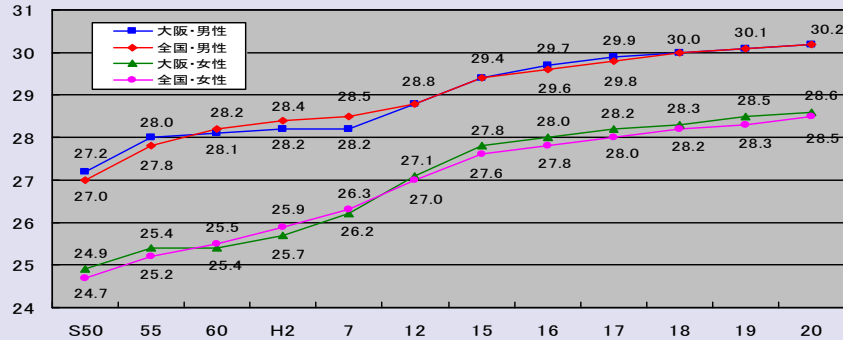
順位	都道府県	H20	H19
1位	東京	1.09	1.05
2位	北海道	1.20	1.19
3位	京都	1.22	1.18
3位	奈良	1.22	1.22
5位	神奈川	1.27	1.25
6位	大阪	1.28	1.24
6位	埼玉	1.28	1.26
	全国	1.37	1.34

資料:厚生労働省「人口動態統計」

ウ 未婚化・晩婚化の進展

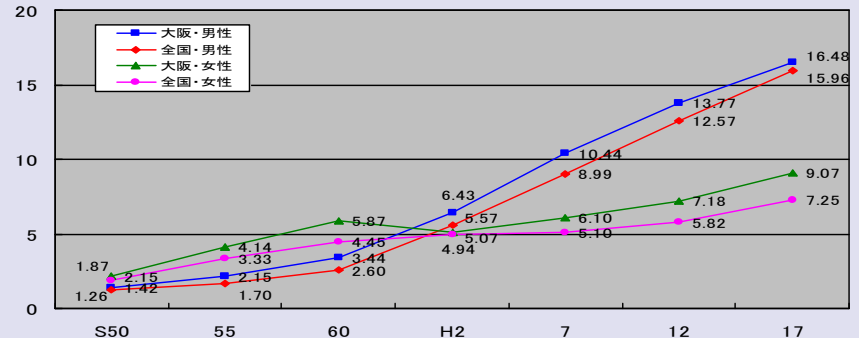
平均初婚年齢は、男女とも一貫して上昇しており、平成15(2005)年から直近の平成20(2008)年の間で、男女とも0.8歳、初婚年齢が高くなっています。
また、生涯未婚率(50歳時点で結婚したことがない人の割合)は、男女とも全国平均を下回るものの、全国と同様に上昇傾向にあり、昭和55(1980)年を境にとりわけ男性の未婚率が急激に上昇しています。

【平均初婚年齢の推移】



資料:厚生労働省「人口動態統計」

【生涯未婚率の推移】

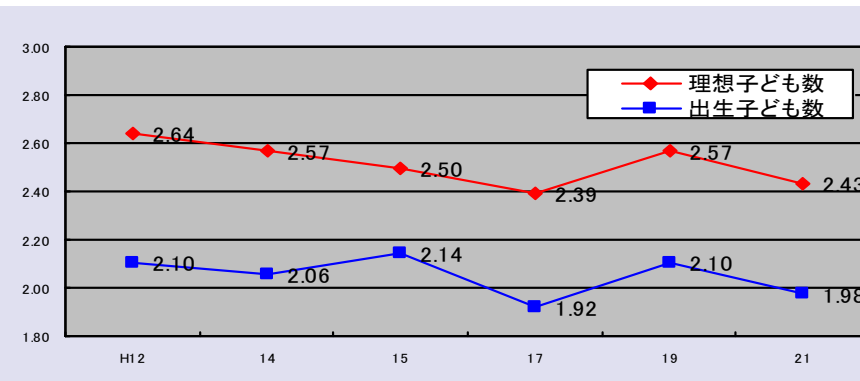


資料:総務省「国勢調査」

エ 理想の子ども数と出生子ども数の推移

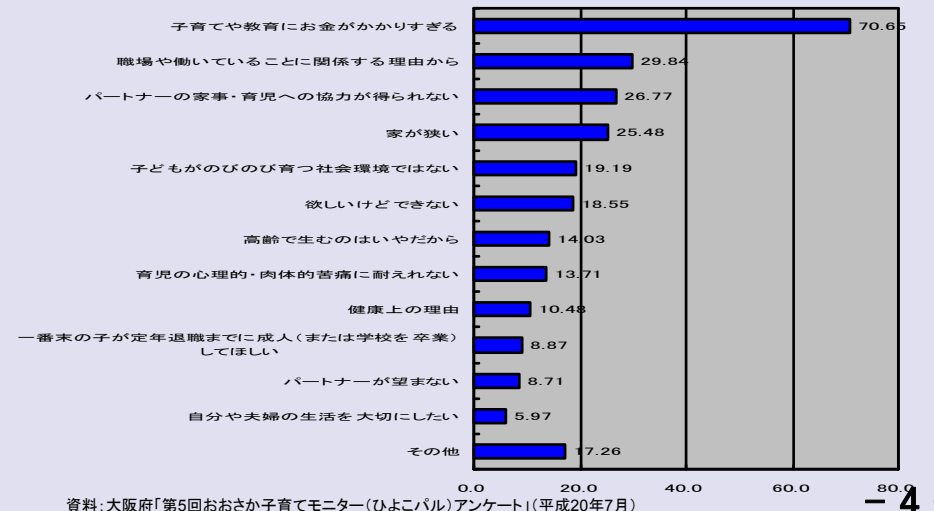
理想の子ども数と出生子ども数との間には、依然として乖離がある状況が続いており、子どもは欲しいが、子育てに伴う経済的負担感の重さなど子育てに対する負担や悩みにより、出産・子育てを躊躇する方が多いことがうかがえます。

【理想の子ども数・出生子ども数の推移】



(注)出生子ども数とは、現在の子ども数と今後、出産予定の子ども数の合計を平均した数
資料:大阪府「府民の意識と行動に関する世論調査」

【理想子ども数に対し、出生子ども数が少ない理由】



資料:大阪府「第5回おおさか子育てモニター(ひよこバル)アンケート」(平成20年7月)

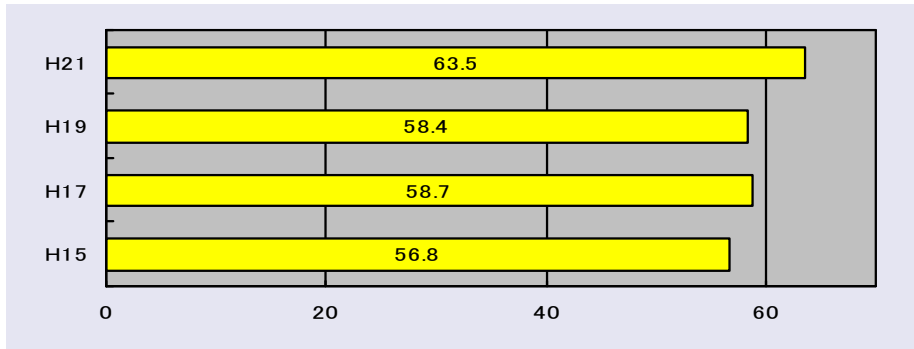
(2) こども・未来プランの取組状況

ア 目標数値の進捗状況

- ・ 前期計画では、取組を計画的に推進するために、計画全体の総合指標として府民意識などに関する3つの目標数値を設定するとともに、子育て支援サービスや児童の健全育成などの個別の取組ごとに43項目の目標数値を設定しています。
- ・ 総合指標に関しては、平成15年と平成21年を比較すると、「子どもを大阪で育ててよかったと思っている府民の割合」は増加しているものの、「夢を持っている子どもの割合」は概ね横ばいで推移し、また、「理想の子ども数と出生児数の差」は目標値との間に開きが生じています。
- ・ 個別指標に関しては、平成20年度末時点では、43項目のうち、目標を達成したものの14項目、9割以上達成しているものは10項目、これらを含め、8割以上達成しているものは、全項目の約6割となっております。

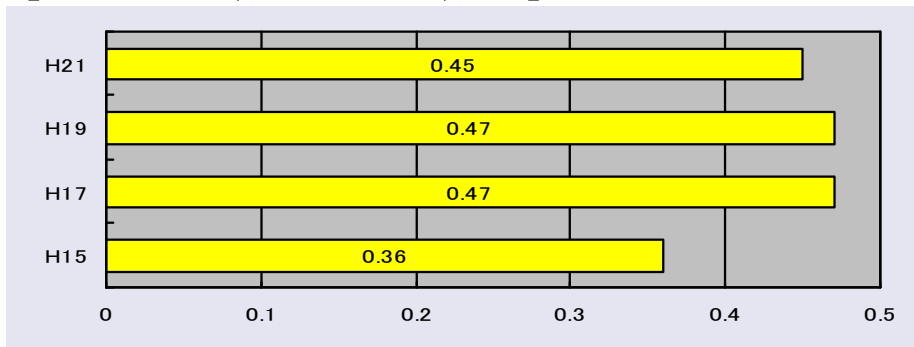
総合指標

【子どもを大阪で育ててよかったと思っている府民の割合】



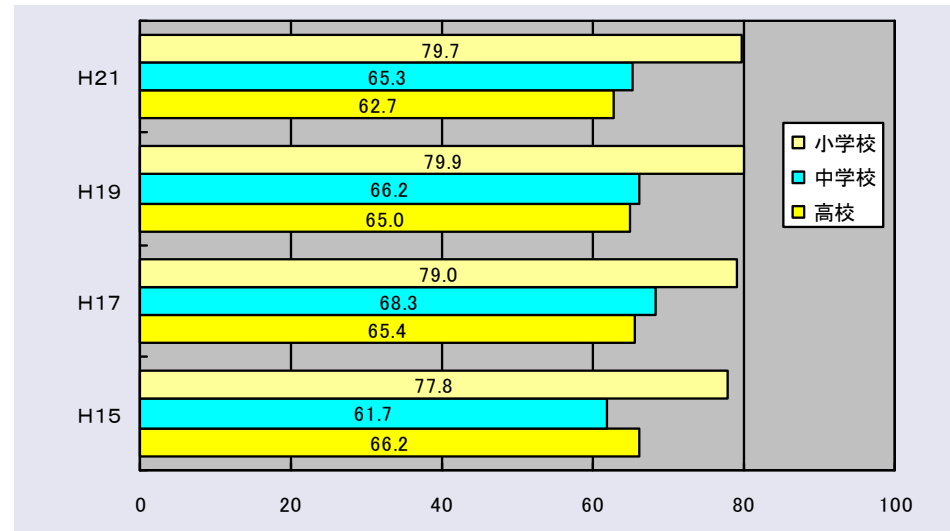
資料：大阪府「府民の意識と行動に関する世論調査」

【理想の子ども数と出生子ども数の差】



資料：大阪府「府民の意識と行動に関する世論調査」

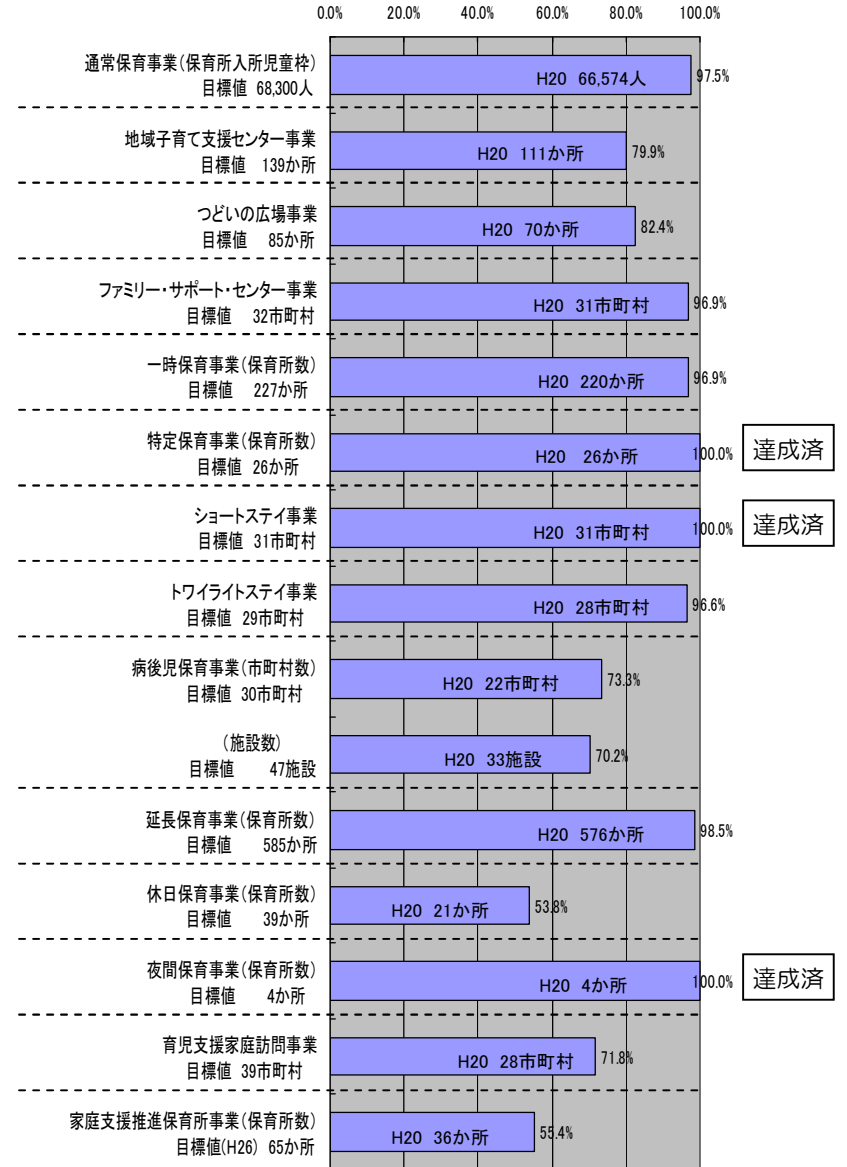
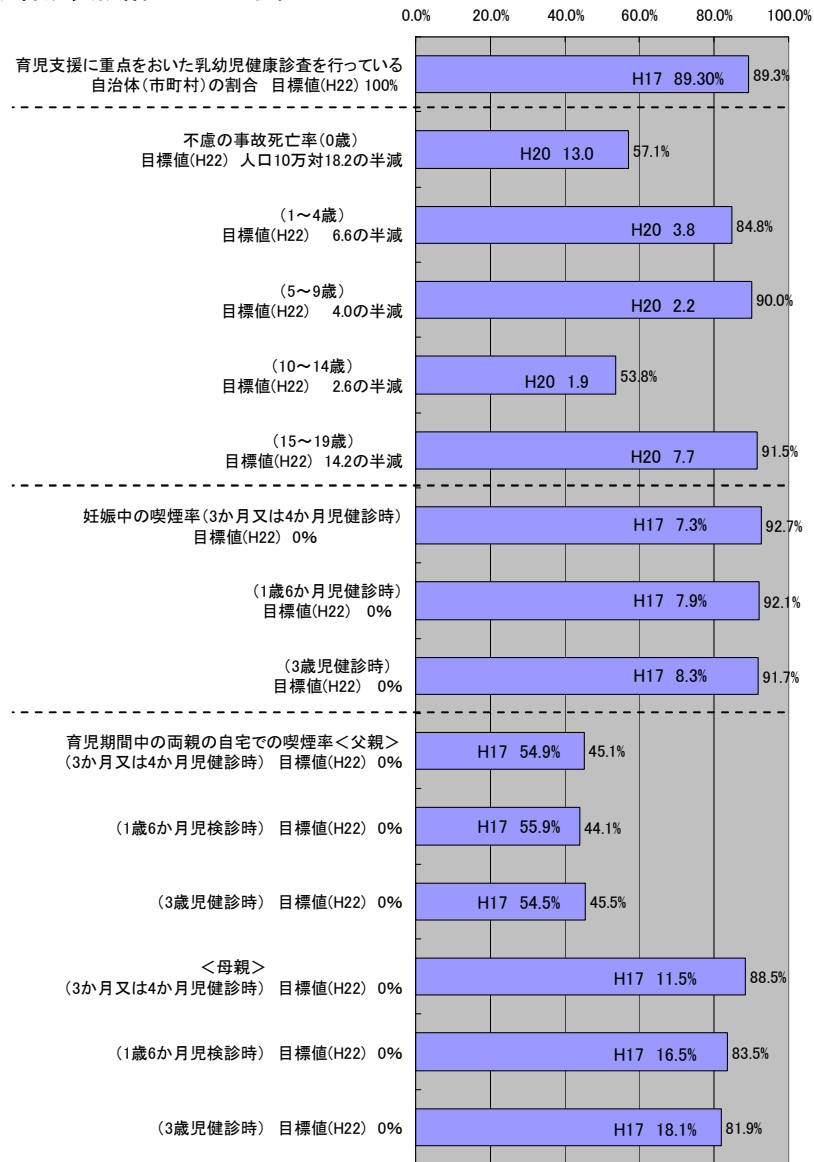
【夢を持っている子どもの割合】



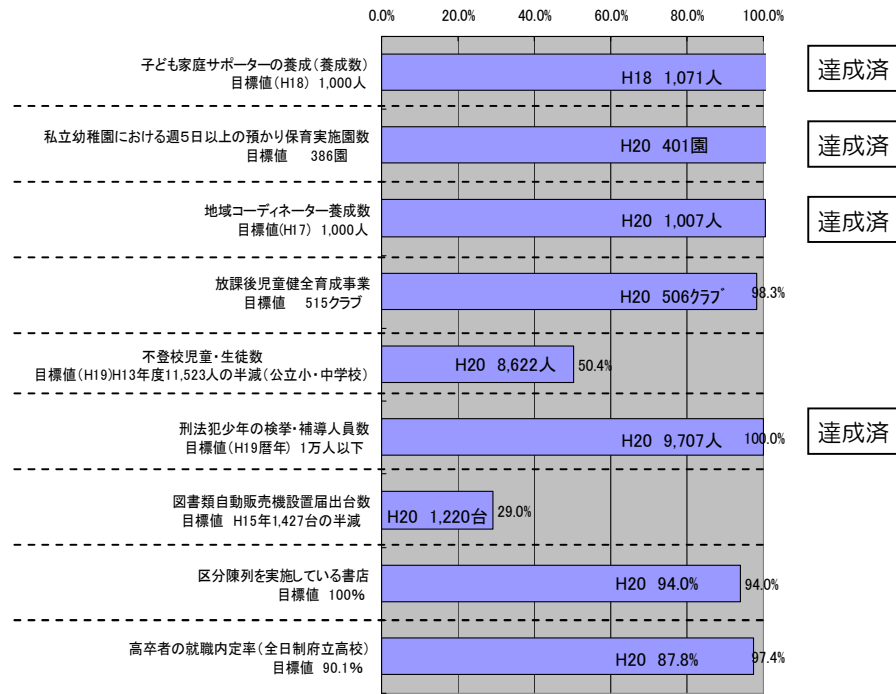
資料：大阪府「小学生・中学生・高校生の意識と行動アンケート調査」

個別指標

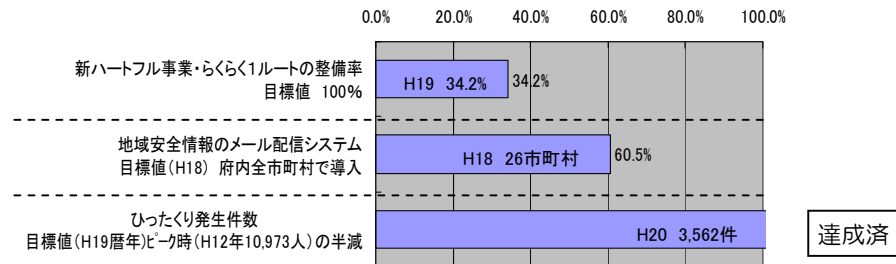
(1) 各成長段階に応じた取組



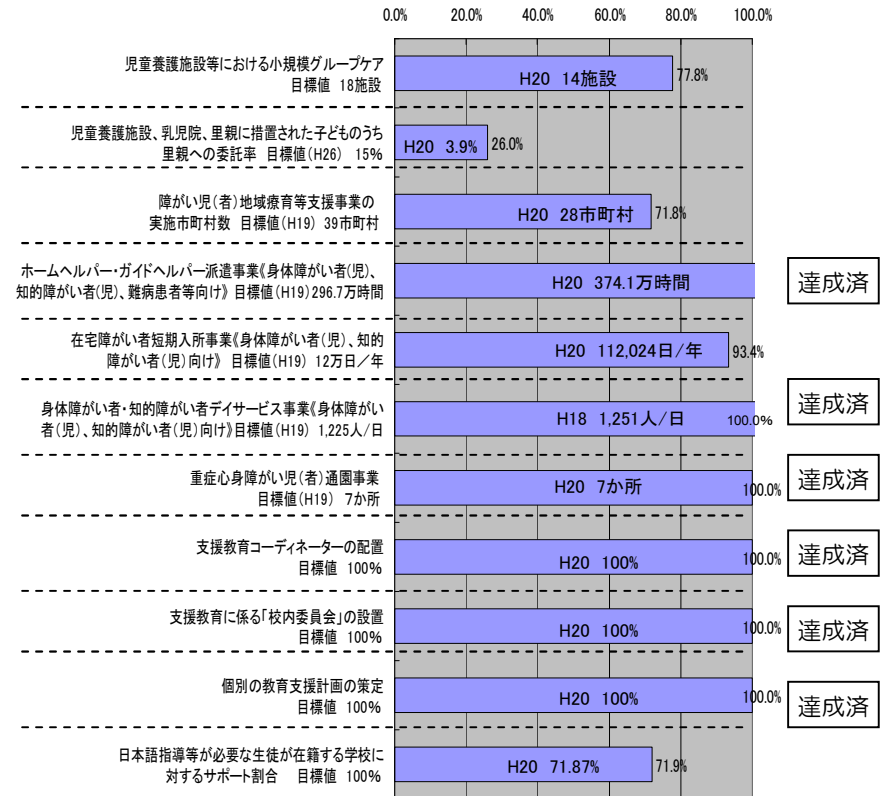
(1) 各成長段階に応じた取組



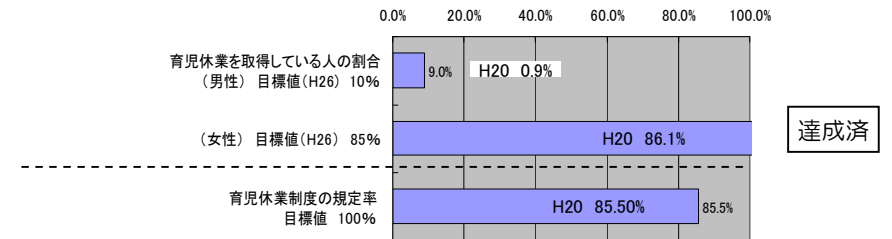
(2) 成長段階に共通した取組



(3) 援護を要する子ども・保護者への支援



(4) 職業生活と家庭生活の両立



イ 主要プロジェクトの取組状況

前期計画では、子どもを巡る課題への対応として、11の主要プロジェクトを掲げ、重点的に取組を進めてきました。これまでの取組により、一定の施策効果が上がっているものの、依然として課題は山積しており、引き続き、取組を推進していく必要があります。

子どもの安全を守る

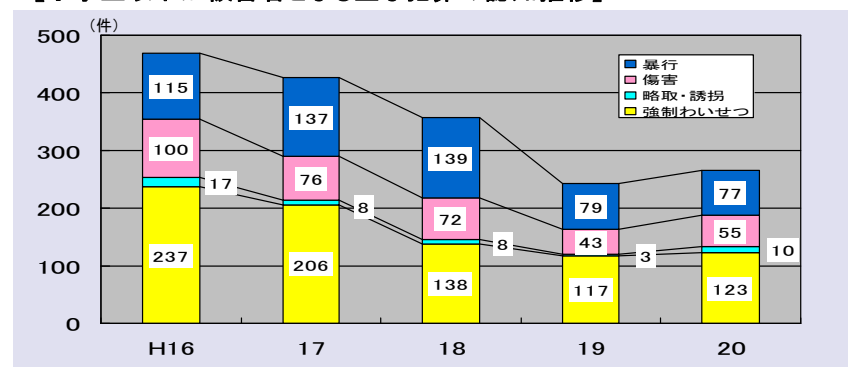
◆ 児童虐待対策プロジェクト

子ども家庭センター、保健所、市町村、医療機関、学校・幼稚園・保育所、警察など、関係機関が連携する仕組みを構築、児童虐待の発生防止・早期発見に向けた機能強化を図ってきました。児童虐待事案は依然として深刻な状況にあり、引き続き、相談体制の充実や市町村に対する後方支援などを行うとともに、保護者と被虐待児の親子再統合に関する取組の更なる促進が求められています。

◆ 地域で子どもの安全を守るプロジェクト

地域における子どもの安全を見守る活動の広がりなどにより、小学生以下が被害者となる主な犯罪(暴行、傷害、強制わいせつ、略取・誘拐)の認知件数は減少傾向にありました。しかしながら、平成20年は増加に転じるなど、子どもの安全を巡る環境は依然として厳しく、引き続き、取組の充実が求められています。

【小学生以下が被害者となる主な犯罪の認知推移】



資料:大阪府警察本部調べ

子育て家庭への支援

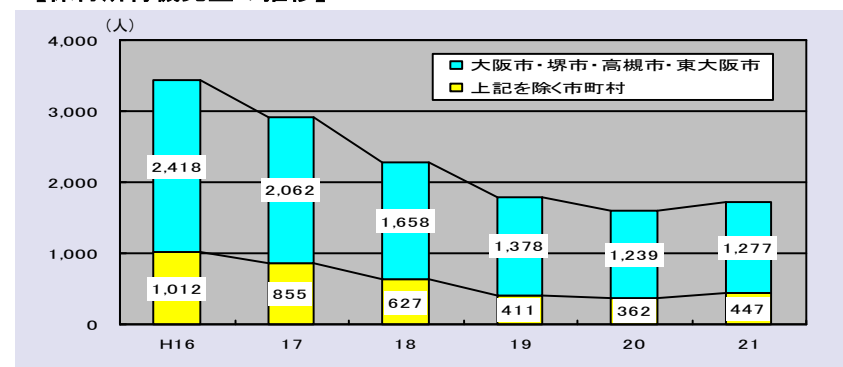
◆ 地域における子育て支援プロジェクト

一時預かり事業の促進や地域子育て支援拠点の着実な整備など、地域における子育て支援の取組を充実してきたものの、依然として子育て中の保護者の多くは、子育てに対する様々な不安や悩みを抱えています。多様な住民ニーズを的確に把握し、地域の実情を最も把握している市町村と連携しながら、子育て支援の取組を量・質ともに充実することが求められています。

◆ 保育所待機児童解消プロジェクト

多様な保育施策の展開により、待機児童数に概ね減少の傾向が見られるなど、施策効果を上げてきました。しかしながら、待機児童が存在する一方で定員割れの保育所が存在するなど、保育需要と供給の不一致が生じている状況も踏まえながら、市町村と連携しつつ、保育サービスの量的・質的な向上と多様な保育サービスの充実が求められています。

【保育所待機児童の推移】



資料:大阪府福祉部子ども室調べ(各年度4月1日現在)

仕事と子育ての両立支援

◆ 仕事と子育ての両立支援プロジェクト

企業における仕事と子育ての両立支援に関する先進的事例の発信や労働関係法令の周知・啓発など、仕事と子育ての両立を促す取組を進めてきたものの、子育て中の保護者の多くが、保育・子育て支援サービスの充実とともに、仕事と子育てが両立できる労働環境の改善や充実を望んでいます。長時間労働解消に向けた企業への働きかけや子育てを支える気運醸成の取組など、仕事と子育てを両立することができる環境整備が求められています。

次世代の青少年を育てる

◆ 不登校対策プロジェクト

スクールカウンセラーの配置や中学1年生に焦点をあてた取組などにより、小中学校不登校児童生徒数は減少しているものの、不登校出現率は、依然として全国平均を上回っています。学校における生徒指導体制の充実や学校、家庭、地域の連携強化により、個々の生徒の状況に応じた支援が求められています。

◆ 青少年の健全育成プロジェクト

非行防止教室の拡充などにより、刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、大阪の少年非行は依然として深刻な状況にあります。地域の人々(大人)等への働きかけを通じた非行の未然防止のための社会環境の整備や地域と連携した立ち直り支援の推進など、青少年の健全育成に向けた取組の充実が求められています。

◆ スポーツ・文化を通じて豊かな感性を育む環境整備プロジェクト

地域や学校における文化とふれあう機会の提供や誰もがスポーツを楽しむことができる環境整備を進めてきました。子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が指摘されている今日、文化・スポーツ活動を通じて様々な人と出会い、様々な体験を重ねることは子どもの自立心や社会性を育むうえで貴重な経験です。子どもが、夢に向けて積極的にチャレンジできるよう、文化や芸術、スポーツ等とふれあう機会の充実など、その豊かな感性を育み、創造できるような環境の整備が求められています。

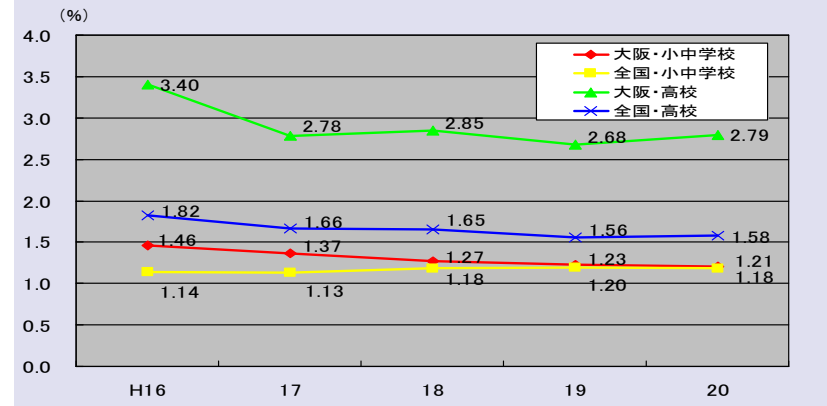
◆ 若者の自立・挑戦プロジェクト

職場体験学習やインターンシップの取組の充実など、キャリア教育の視点による学校教育活動の改善・充実を図ってきました。高等学校での中途退学や中・高等学校での進路未定など、子どもたちの進路を巡る様々な課題が指摘されている今日、子どもたちが自立していく能力と態度を身につけるよう、学校・家庭・企業が連携しながら、発達段階に応じたキャリア教育の充実が求められています。

◆ 若年者の就職支援プロジェクト

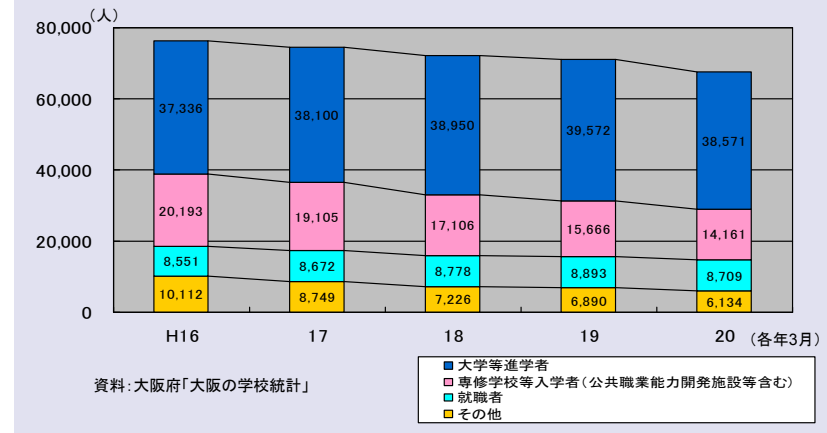
若年者の雇用状況の改善に向け、JOBカフェOSAKA等において就職支援に取り組んでいるものの依然として厳しい状況にあり、高い失業率や、雇用のミスマッチ、非正規雇用の増加など解決すべき課題が存在し、また、ニート状態の若者についても、自信喪失など様々な問題が指摘されています。関係機関と連携しながら、若年者に対する就職支援を推進するとともに、ニート支援体制の充実に努めるなど、更なる取組の充実が求められています。

【不登校出現率の推移】



資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【高等学校(全日制・定時制)生徒の卒業状況の推移】



資料: 大阪府「大阪の学校統計」

次代の親をつくる

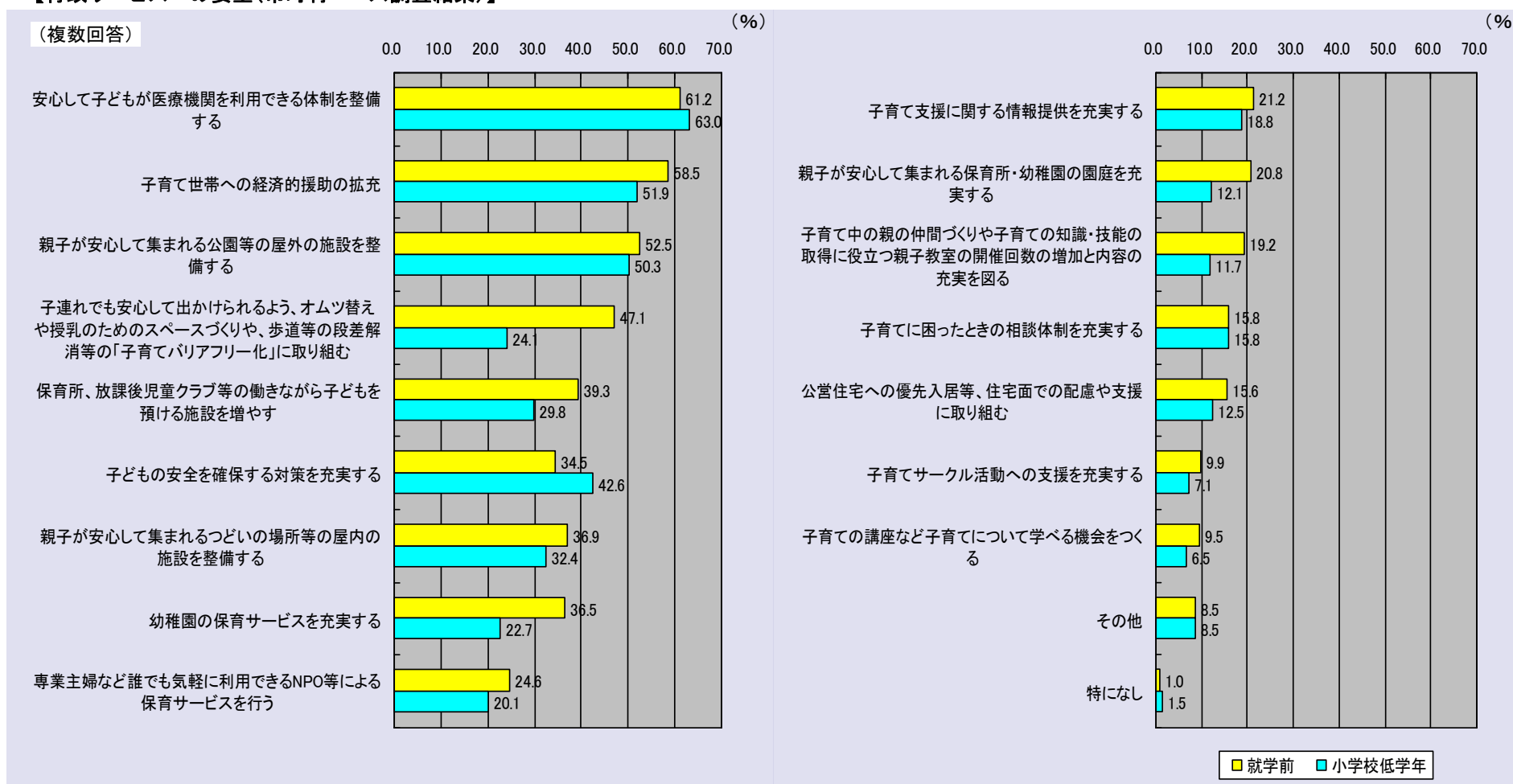
◆ 子どもとのふれあい推進プロジェクト

次の親になる世代に対して、親まなび講座の実施や乳幼児とふれあう機会を提供してきました。核家族化や地縁的なつながりの希薄化など家庭を取り巻く社会状況の変化により、家庭の教育力の低下が指摘される中で、子どもたちが家族や社会の一員として、お互いを思いやり、尊重しあうことや、家庭での役割などを学ぶことは重要です。学校の授業での親学習の展開を図るなど、親と子どものかかわりなどを学ぶ機会の充実が求められています。

(3) 子育て支援策に関する府民ニーズ

- ・ 行政(市町村、府、国)に対して、どのような子育て支援策の充実を要望するかについて、就学前児童の保護者、小学校低学年の児童の保護者とも、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も高く、次いで、「子育て世帯への経済的援助の拡充」「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」の順となっています。
- ・ これに次ぐ、高い要望は、就学前児童の保護者では、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の「子育てバリアフリー化」に取り組む」「保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」、また、小学校低学年児童の保護者では、「子どもの安全を確保する対策を充実する」「親子が安心して集まれるつどいの場所等の屋内の施設を整備する」の順となっています。

【行政サービスへの要望(市町村ニーズ調査結果)】



3 基本理念・基本方向・子どもの将来像・子育て目標

(1) 基本理念・基本方向・子どもの将来像

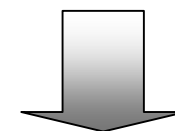
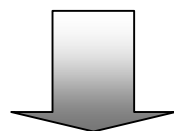
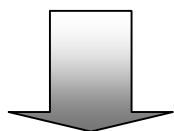
前期計画の基本理念・基本方向・基本的視点は、子どもの最善の利益を追求していくための重要な視点であり、後期計画においても踏襲するとともに、「子育て支援日本一」を目指す府の姿勢を分かりやすく府民に発信するため、3つの基本方向ごとに「子どもの将来像」を設定します。

基本理念

次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、
創造性に富み、豊かな夢を育むことができる大阪

子どもは、未来であり、次代を担う社会の宝です。このような子どもたちが、多くの温かい人に支えられながら、豊かな心や社会性、個性や創造性を育み、夢を持って成長することが私たちすべての願いです。しかしながら一方で、児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害が深刻化しています。

このため、本計画においては、子どもをひとりの人間として尊重することを明確に示すとともに、子ども・青少年が家庭や地域、学校において様々な人々との交流を通じて健やかに成長し、将来に豊かで多様な可能性＝夢を信じていくことができるようなまちづくりを進めることを基本理念とします。



基本方向Ⅰ

安心して、喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり

子育て家庭が抱える負担感の軽減を図るために、家庭の子育て力を高める取組や、子育て支援策の充実、子育てがしやすい職場づくり、人々の意識や社会慣行の是正などの子育て環境の整備を、地域をはじめとする社会全体で推進し、「安心して、喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり」を進めます。

子どもの将来像

愛情に包まれた子ども

基本方向Ⅱ

子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもの安全の確保や、子どもの権利擁護のための取組、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動すること等の「生きる力」を育む教育の推進、子どもの健康づくり、地域をはじめとした社会全体での子どものサポートなどにより、「子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり」を進めます。

子どもの将来像

チャレンジする子ども

基本方向Ⅲ

青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり

青少年が就業し、自立した個人として社会の一員や次代の親となるために、学校教育や地域での様々な体験活動を通じたチャレンジ精神や創造性を育むとともに、能力開発機会の充実、若年労働市場の整備など、行政、企業、学校等関係機関の協力のもと、「青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり」を進めます。

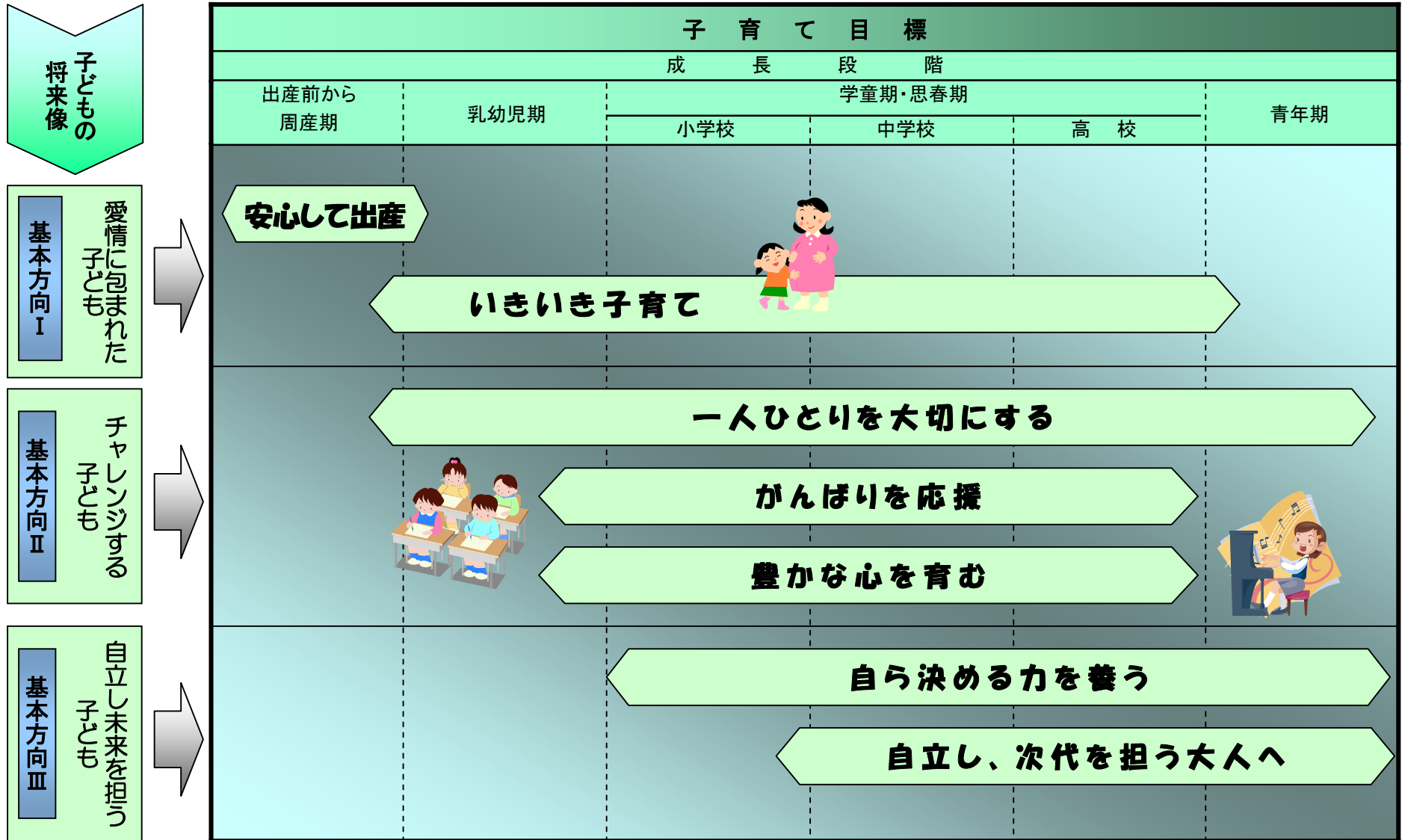
子どもの将来像

自立し未来を担う子ども



(2) 子育て目標

子どもの将来像を実現するために、7つの「子育て目標」を掲げます。



安心して出産

妊娠・出産を躊躇する要因を少しでも取り除き、これから子どもを生またい人が、安心して妊娠し、出産することができる環境づくりを進めます。

いきいき子育て

子育てに伴う様々な負担感の軽減を図り、子育て中のすべての人が、安心して、いきいきと子育てができるよう、社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。

一人ひとりを大切にする

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、性別、国籍、障がいの有無、家庭の状況、生まれた環境などを問わず、人としての尊厳を生まれながらに有するとの認識のもと、社会全体ですべての子どもの尊厳を守る環境づくりを進めます。

がんばりを応援

子ども一人ひとりの力を伸ばすことができるよう、基礎・基本を身に付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する力を育むとともに、基本的な生活習慣を身に付け、体力を養います。

豊かな心を育む

子どもたちが、充実した人生を送ることができるよう、様々な機会を通じて、社会の形成者としての規範意識や倫理観などの社会性や人間性を育むとともに、豊かな感性を養います。

自ら決める力を養う

豊かな勤労観や職業観を身に付け、将来の夢や目標を持ち、進路を自ら選択・決定する力を育むとともに、青少年の健やかな成長を支え、適切に判断する力を養います。

自立し、次代を担う大人へ

青少年がこれまで蓄積してきた知識や経験を生かし、精神的、経済的に自立した社会の一員となり、次の世代を支えられる力を養います。

(3) 基本的視点

出産前から、乳幼児、学童期、青年期の各成長段階に焦点をあてた取組

子どもやその保護者は、出産前、乳幼児、学童期・思春期、青年期のそれぞれの段階において様々な課題に直面します。本計画においては、各ステージの課題に応じた取組を盛り込み、子どもが健やかに成長して自立し、また次の親になるという次世代育成の良好な循環を支えることを目指します。

子どもの利益・権利擁護を最優先にする

子どもの幸せを第一に考え、子ども自身の意見や意思が最大限に尊重されるよう配慮します。とりわけ、児童虐待をはじめ、学校や児童福祉施設等におけるいじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメントなど、子どもに対する権利侵害を防止し、権利擁護を推進します。

在宅の子育て家庭を含めたすべての家庭への支援

これまで、子育て支援に関しては、保育施策の推進をはじめ、仕事と子育ての両立支援を中心に取組が進められてきました。しかしながら、核家族化や都市化の進展に伴い家庭の子育て力が低下するとともに、地域のつながりが希薄化する中で、特に在宅の子育て家庭は、相談する相手がなく、子育てに大きなストレスを感じている場合が少なくありません。このため、今後の子育て支援にあたっては、働きながら子育てをしている家庭に加えて、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭に焦点をあてた取組を進めます。

次代の親をつくる

子どもやその保護者に焦点をあてた子育て(子どもの育ち)、子育てへの取組みに加えて、子どもが成長し次代の親になるという観点から、子ども・青少年が豊かな人間性を形成し、就業し、自立して家庭を持つことができるよう取組を進めます。

子どもや大人、地域、企業の主体的な力を引き出す環境をつくる

子どもや青少年が主体的に活動しその能力を発揮できる機会を提供することが重要です。

また、行政やボランティア等が一方的に子育て中の親を支援するだけでなく、親の主体的な力を引き出し、支援を受けたい人々が自らの経験を生かして、子育てに悩んでいる他の親を支えるといった支援の循環を創っていかねばなりません。

さらに企業が社会の一員として、次世代育成に主体的に取り組む環境をつくる必要があります。

地域の幅広い協働により問題を早期に発見し「支えあう社会」をつくる

子どもの権利侵害の防止をはじめ子どもが健やかに育つ環境をつくるため、「問題の発見」そのものを重視し、相談体制の充実に努めるとともに、地域の幅広い人々の参画とつながりのもとで、子どもとその保護者の課題解決につなげていこうな「支えあう社会」づくりを目指します。

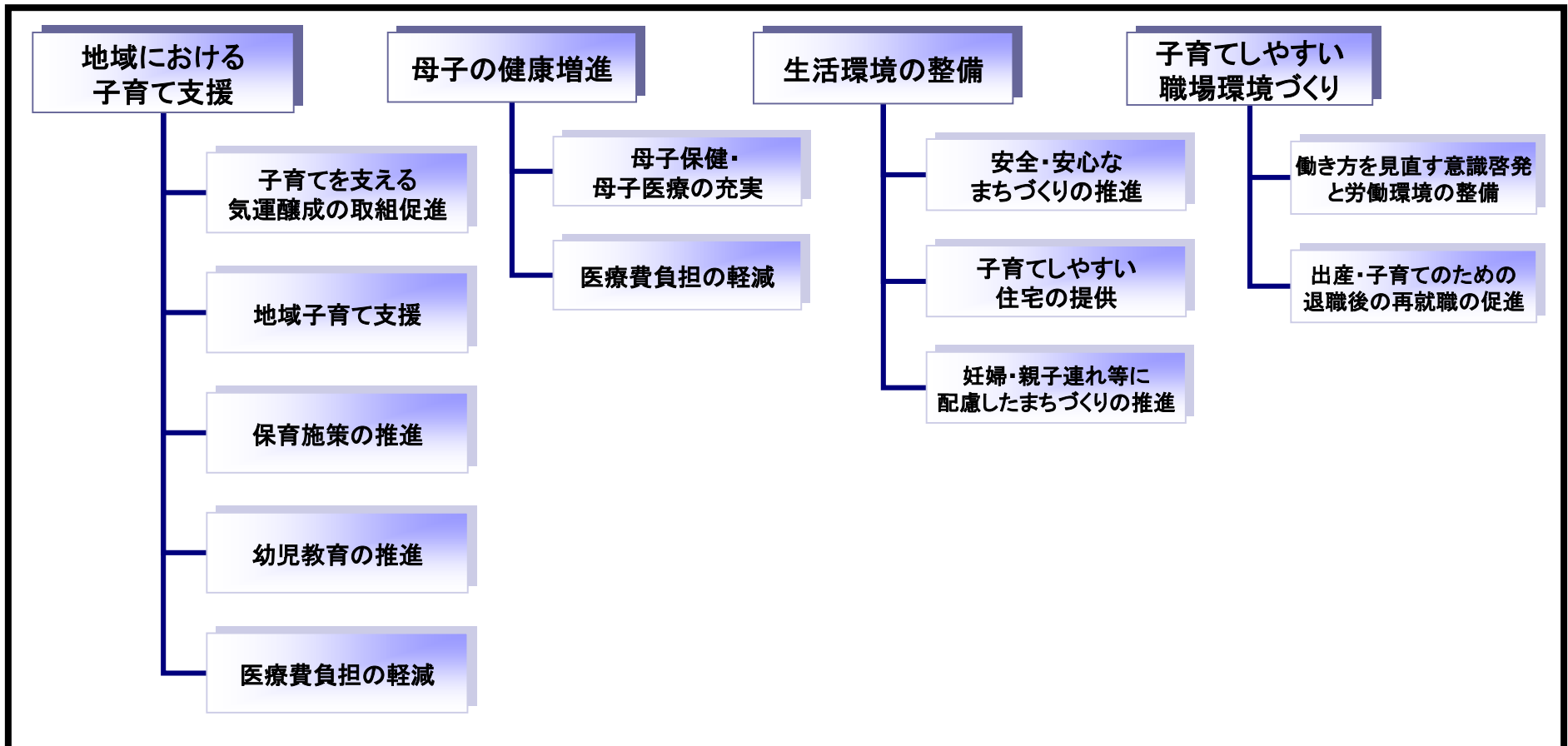
府と市町村との役割分担と連携

本計画の推進にあたっては、地域主権の確立に向け、大阪府は広域的自治体として、個々の市町村だけで担うことが困難な専門的または広域的な課題などについて対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら必要な情報の提供や取組への支援を行うなど府と市町村の一層の連携を図ります。

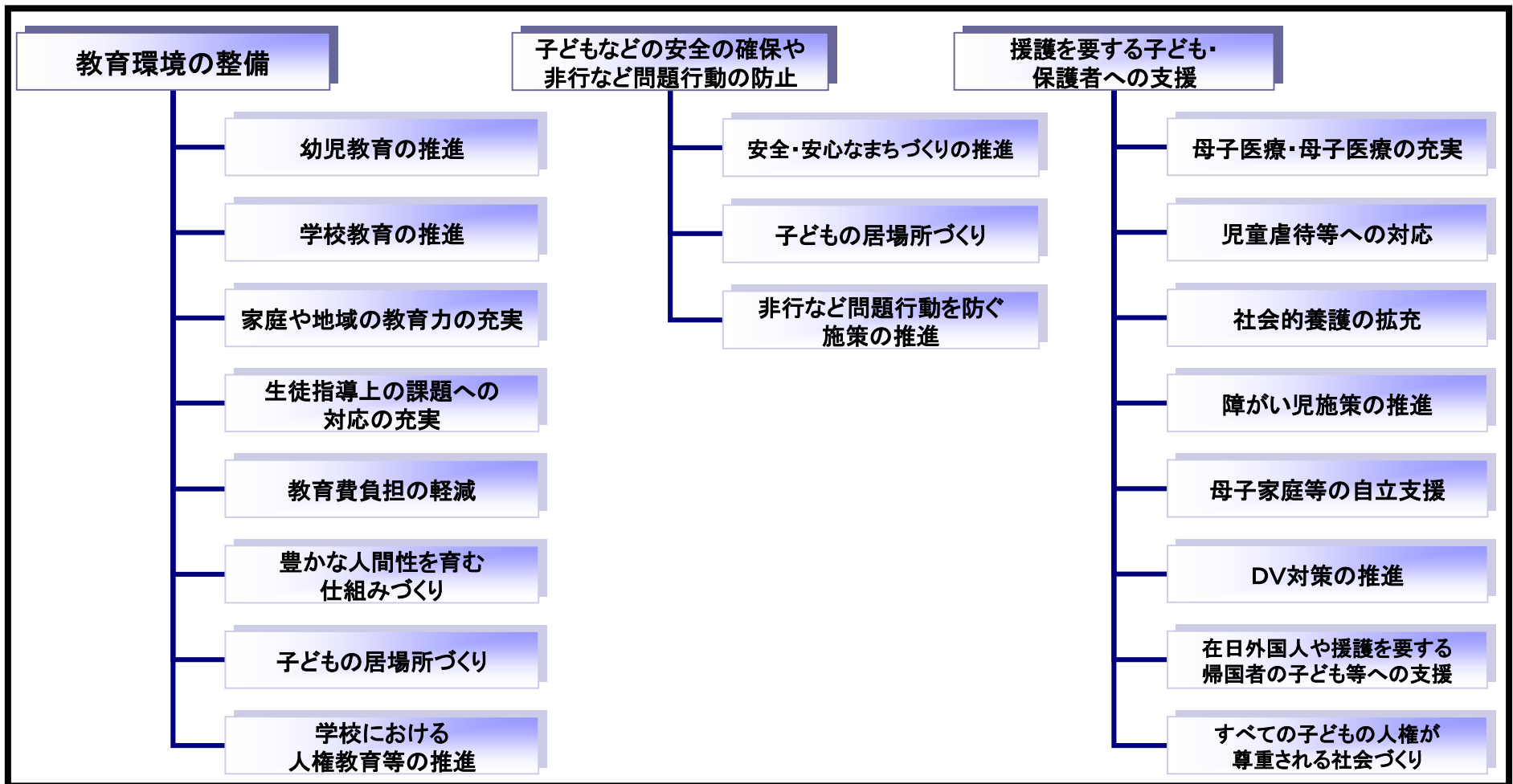
また、市町村間の広域的な連携の取組をサポートするなど、府域のコーディネート役としての役割を果たしていきます。

(4) 施策体系

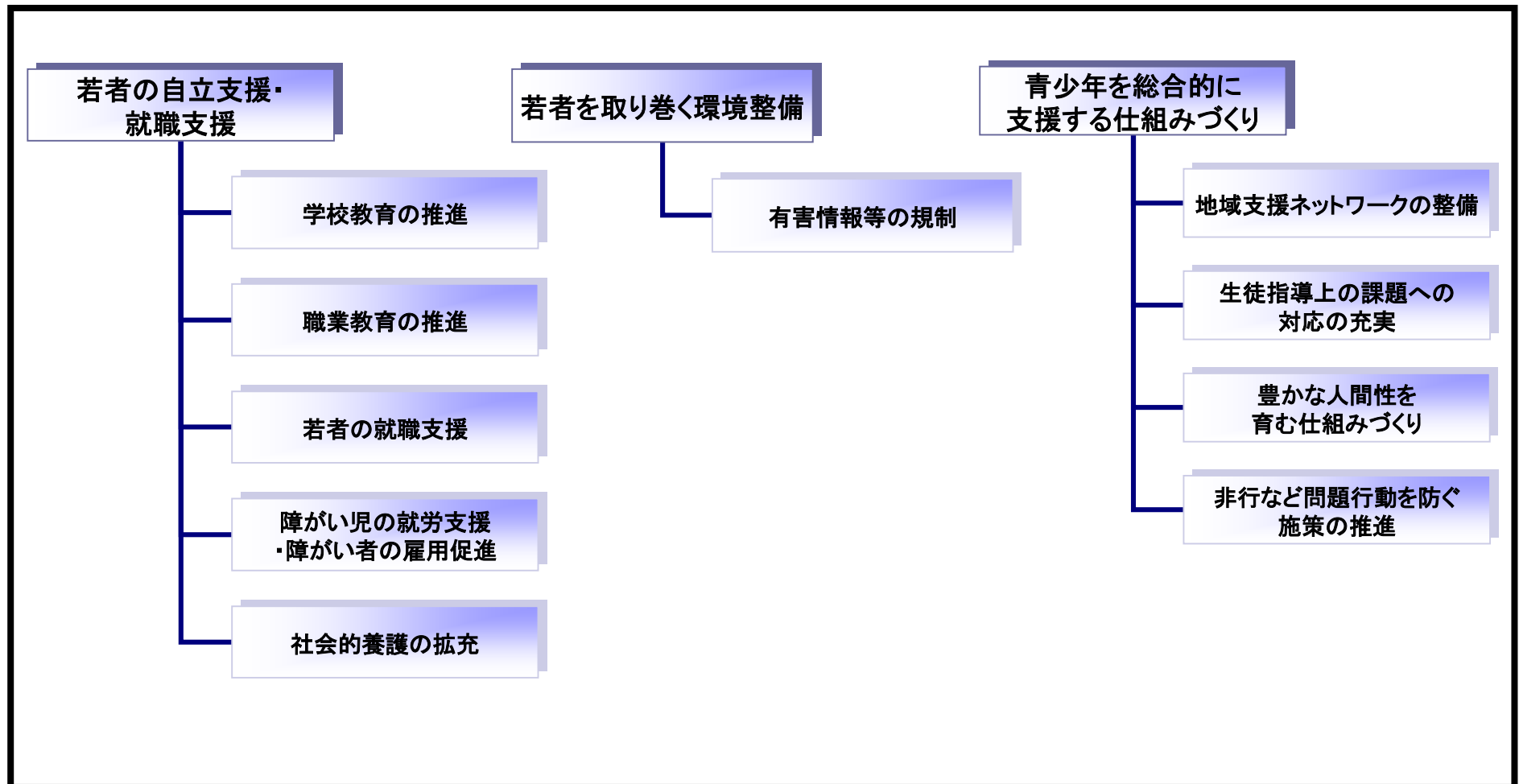
基本方向 I	安心して、喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり	
子どもの将来像	愛情に包まれた子ども	
子育て目標	安心して出産	いきいき子育て



基本方向Ⅱ	子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		
子どもの将来像	チャレンジする子ども		
子育て目標	一人ひとりを大切にする	がんばりを応援	豊かな心を育む



基本方向Ⅲ	青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり	
子どもの将来像	自立し未来を担う子ども	
子育て目標	自ら決める力を養う	自立し、次代を担う大人へ



4 施策の推進方向

【基本方向Ⅰ】 子どもの将来像:愛情に包まれた子ども

【子育て目標】 安心して出産

主な現状と課題

■母子の健康増進

- 多胎や未熟児等の出生率は増加しており、ハイリスク分娩に対応できる医療機関の需要が高まっています。
- 産科医師の不足への対応が求められています。
- 妊婦健康診査の未受診や飛び込み出産が社会問題化しています。
- 妊婦健康診査や特定不妊治療にかかる経済的負担の軽減を求める声が多く上がっています。
- 都市化や核家族化の進展に伴い、妊娠・出産に対して大きな不安を持つ方が増えています。

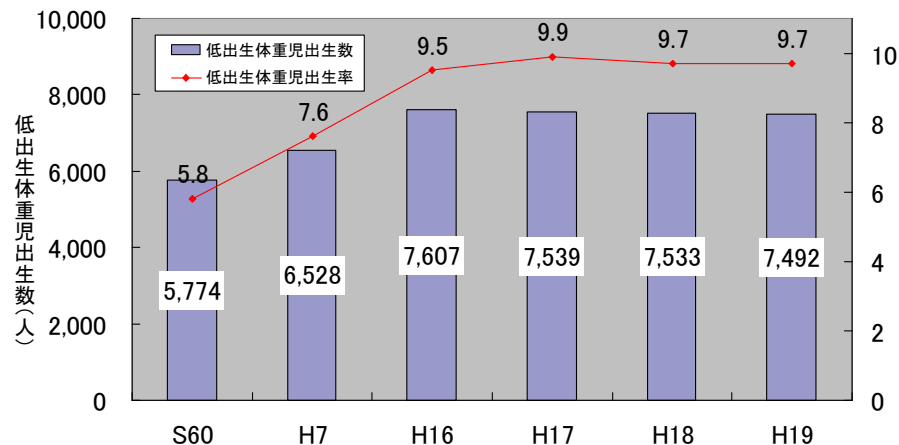
■生活環境の整備

- 妊婦や親子連れが安心して外出できるようなまちづくりが求められています。
- 平成21年10月の改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行により、ショッピングセンター等多くの人が利用する施設に、トイレのベビーシートや授乳室、おむつ交換場所等の設置が新たに義務づけられました。

■子育てしやすい職場環境づくり

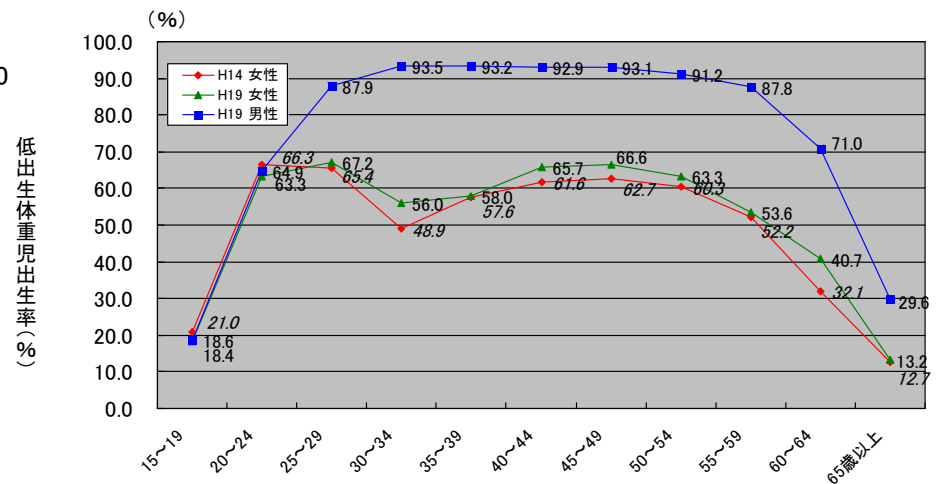
- 育児・介護休業法の改正等により、育児休業や子どもの看護休暇などの制度面での充実は図られていますが、出産育児を機に離職する女性が多いなど、これらの制度を利用しやすい職場環境の整備が十分ではありません。また、長時間労働が子育てをする上での大きな負担となっています。

【低出生体重児出生数・率の推移】



資料:府保健医療室調べ

【女性の就業率】



資料:総務省「就業構造基本調査」

子育て目標：安心して出産

施策区分	出産前から周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
母子の健康増進	母子保健・母子医療の充実					
	医療費負担の軽減					
生活環境の整備	妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進					
子育てしやすい職場環境づくり	働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備					

施策の推進方向

■母子の健康増進

【母子保健・母子医療の充実】

- 安心して出産ができる周産期医療体制の体系的整備を推進します。
- 高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターを中心とする周産期緊急医療体制の整備・運営を行います。
- 地方独立行政法人大阪府立病院機構において必要な医師を確保し、地域で必要とする主要な病院に派遣することにより、安定的な周産期医療体制を確保します。
- 妊婦健康診査の未受診や飛び込み出産をするハイリスク妊婦について実態調査を行い、その結果をもとに、ハイリスク妊婦の未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等につなげていきます。
- かかりつけ医のいない未受診妊産婦等の夜間・休日における救急搬送に対応する「産婦人科一次救急医療ネットワーク」を整備します。
- 妊産婦や不妊に悩む府民に対して、各種相談や訪問指導等を通じ、安心して子どもを生み、育てることができる環境整備に取り組みます。

【医療費負担の軽減】

- 市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担の拡充を促進します。
- 保険適用がされず高額となる不妊治療費の一部を助成します。

■生活環境の整備

【妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進】

- 駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等において、妊婦や親子連れの方が利用しやすく、安心して外出できる環境づくりを推進するため、バリアフリー新法や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターやトイレのベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等の整備を促進します。

■子育てしやすい職場環境づくり

【働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を、関係機関と連携しながら促進します。
- 労働時間短縮など、仕事と子育てが両立しやすい労働環境の整備を促進します。また、仕事と子育ての両立支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める意欲のある企業の取組を応援します。

母子保健・母子医療の充実

一かかりつけ医のいない「ハイリスク妊婦」の未然防止と支援体制の確立のために一

妊婦健診の公費負担の拡充

～妊娠中の検診費用の負担軽減及び積極的な受診の促進～
妊婦検診公費負担回数を「6～14回」まで拡充した市町村に対し、府で基金を造成し、助成します。

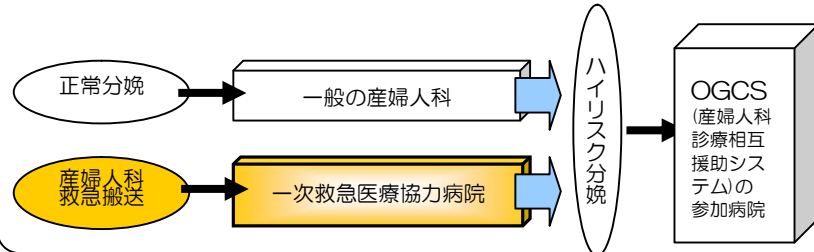


未受診や飛び込みによる出産等対策事業

～「ハイリスク妊婦」の実態を調査～
未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆる「ハイリスク妊婦」について、その実態を調査し、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等につなげていきます。

産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業

～「ハイリスク妊婦」の受け入れ体制を整備～
府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、救急搬送を必ず受け入れます。

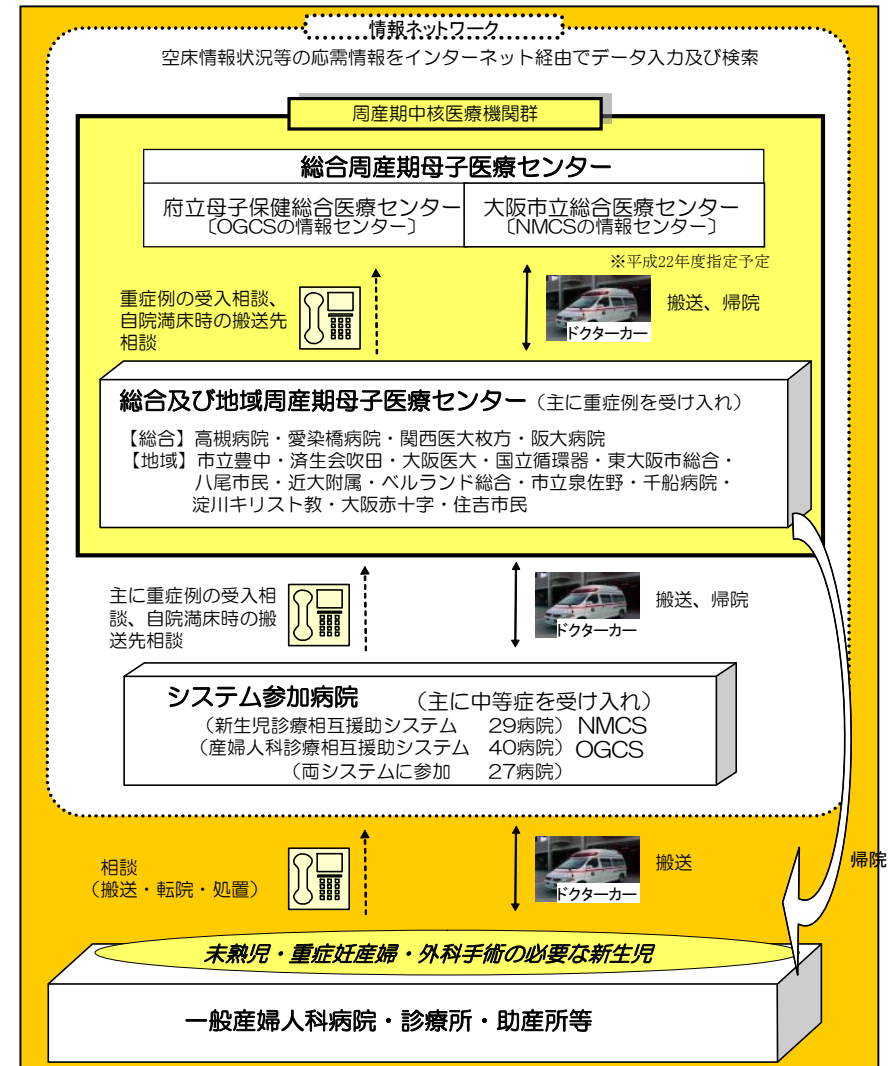


一周産期緊急医療体制のさらなる充実に向けて一

周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

～緊急搬送を円滑化（第3の当直として非常勤配置）～
府立母子保健総合医療センターに、府内の緊急搬送が必要なハイリスク妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。

(参考) 大阪府の周産期緊急医療体制



【子育て目標】 いきいき子育て

主な現状と課題

■地域における子育て支援

- 子育てに関してまず責任を負うべきは保護者ですが、都市化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域の子育て力が低下する中、保護者とりわけ母親が子育てに抱く不安が増大しています。
- 仕事と子育てを両立するため、保育ニーズが高まるとともに多様化しています(保育所待機児童の推移については8ページ参照)。
- 大阪府第3回おおさか子育てモニター(ひよこパル)アンケートによると、「子育ての期間に重要だと思うサービス」では、「誰もが気軽に利用できる一時預りサービス」や「延長保育、休日保育などきめ細かな保育サービス」、「病児・病後児保育サービス」など、保育サービスの充実に対するニーズが高くなっています。
- 就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学生低学年児童等が利用する放課後児童クラブ(学童保育)では、保護者の勤務時間に即した開設時間の延長や、大規模クラブの解消などが課題となっています。

■母子の健康増進

- 小児科医師不足への対応が求められています。
- 障がい児や慢性疾患のある児童の医療を伴う子育てについて、様々な負担の軽減が求められています。
- 未熟児の保護者の育児不安の解消や児童の成長発達促進への支援が必要です。
- 睡眠・食事・運動など生活習慣が身についていない児童が多くなっています。

■生活環境の整備

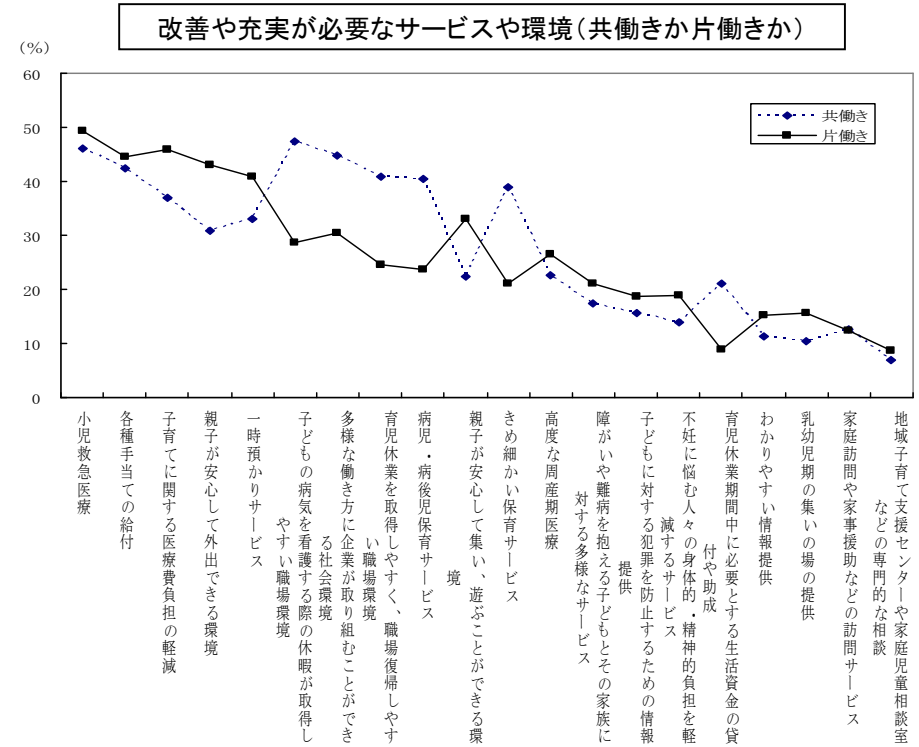
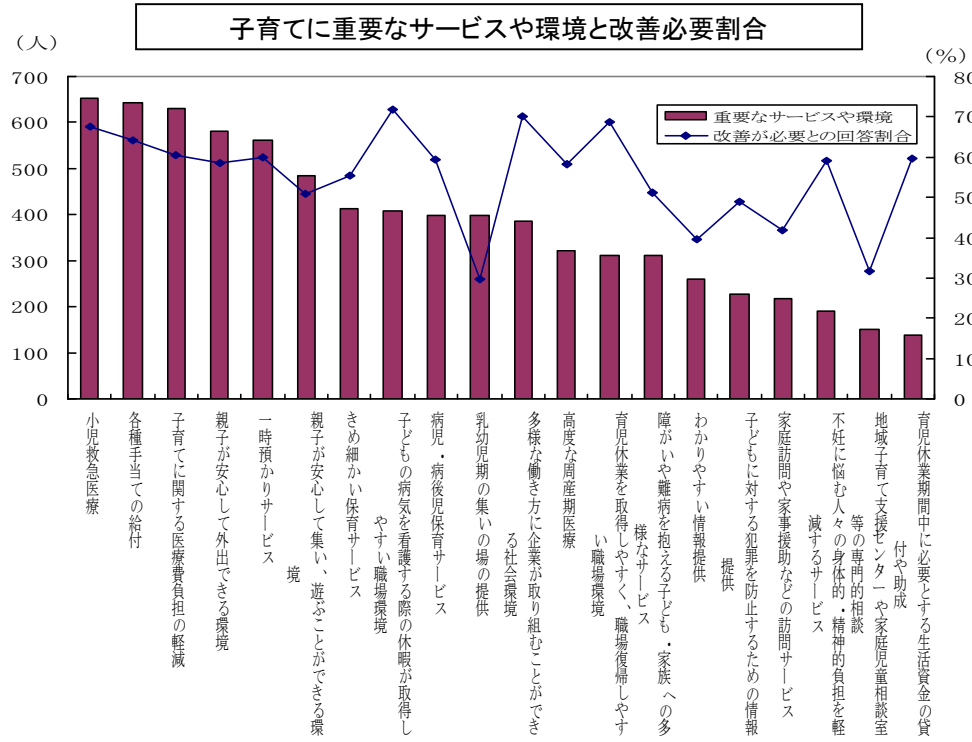
- 平成20年の小学生以下の子どもが被害者となる主な犯罪(暴行、傷害、強制わいせつ、略取・誘拐の4罪種)の認知件数は、全国最多となっています。
- 全国的に学校や通学路における事件・事故が後を絶たず、安全対策が必要です。
- 交通事故による死者・負傷者に占める歩行者・自転車利用者の割合が全国平均以上となっており、子どもの安全対策が求められています。
- 子育て世帯に対する良好な居住環境の提供が望まれています。

■子育てしやすい職場環境づくり

- 育児・介護休業法の改正等により、育児休業や子どもの看護休暇などの制度面での充実は図られていますが、出産育児を機に離職する女性が多いなど、これらの制度を利用しやすい職場環境の整備が十分ではありません。また、長時間労働が子育てをする上での大きな負担となっています。
- 出産・育児を機に離職せざるを得なかった女性への再就職支援が必要です



【子育てに重要なサービスや環境と改善必要割合】



資料: おおさか子育てモニター(ひよこパル)アンケート調査(H20.5)





子育て目標：いきいき子育て						
施策区分	出産前から周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
地域における子育て支援	子育てを支える気運醸成の取組促進					
	地域子育て支援					
	保育施策の推進					
	幼児教育の推進					
	医療費負担の軽減					
母子の健康増進	母子保健・母子医療の充実					
	安全、安心なまちづくりの推進					
生活環境の整備	子育てしやすい住宅の提供					
	妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進					
	働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備					
子育てしやすい職場環境づくり	出産、子育てのための退職後の再就職の促進					

施策の推進方向

■地域における子育て支援

【子育てを支える気運醸成の取組促進】

○「まいど子どもカード」事業の普及・拡大などを通じて、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。

【地域子育て支援】

- 地域福祉・子育て支援交付金を活用し、市町村が創意工夫を凝らし、住民ニーズに沿った施策を展開できるよう支援を行います。
- 保護者が病気の場合や育児疲れ、その他一時的に子どもを預けたい場合に対応するため、幼稚園や保育所における一時預かりや児童養護施設等による夜間や宿泊を伴う預かりを促進します。
- 幼稚園においては、就労の有無にかかわらず、多様な保育・子育て支援ニーズに応えるため、教育時間終了後も引き続き園内で過ごせる預かり保育を推進します。
- 幼稚園・保育所における子育て支援や、保護者同士あるいは世代を超えた交流の場づくり・機会づくりを推進します。
- 子育てに関心のある地域住民による子育て支援活動への参加や保護者同士の相互援助活動を促進します。また、地域の身近な相談役である主任児童委員、民生委員・児童委員の活動を促進します。
- 子ども家庭センターが市町村と連携し、孤立しがちな家庭、専門的な支援を要する家庭等の見守り・支援を行います。
- 「校庭の芝生化」など地域住民による学校等を拠点とする取組を進めるとともに、子どもの安全対策や地域福祉活動など、学校・家庭・地域が一体となって地域力の再生を推進します。
- 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、地域が学校を支援する取組を推進し、地域における家庭教育支援のネットワークを充実することにより、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進を図ります。

【保育施策の推進】

- 市町村が実施主体としての役割を担っている保育サービスについては、市町村の主体性を尊重しながら、その充実に向けた取組を進めます。
- 保育所への入所待機児童の解消に向けた、保育所の創設・増築、賃貸物件を活用した分園の設置など、保育所の計画的な整備や、地域の保育ニーズに応じて定員の見直しを行うなどの市町村の取組を支援します。
- 保護者の就労形態やニーズに応じて、延長保育、病児・病後児保育、夜間・休日保育、特定保育等、多様できめ細かな保育サービスの提供を促進します。併せて、ウェブページ等を通じて、保育サービスに関する情報を提供します。
- 放課後児童クラブの利用者等のニーズを踏まえ、開設時間の延長や大規模クラブの分割化等、放課後児童クラブの運営の充実を図る市町村の取組を支援します。
- 保育所、放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制の充実や、ひとり親家庭の子どもへの優先入所を促進します。
- 児童福祉法に基づく保育所保育指針に基づき、障がい児保育や保護者支援に係る研修、小学校との連携体制の整備など、保育の質の向上に向けた取組を進めます。

【幼児教育の推進】

- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育推進指針に基づき、市町村における公私立連絡協議会等の設置や幼児教育プログラム等の策定・見直しを促進します。
- 幼稚園・保育所が適切な役割を果たせるように、幼稚園教諭及び保育士の資質向上を図るとともに、小学校教育への円滑な移行を目指すために幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。

施策の推進方向

■母子の健康増進

【医療費負担の軽減】

- 市町村が実施する福祉医療費助成事業(乳幼児・ひとり親家庭・障がい児)に対して補助金を交付します。

【母子保健・母子医療の充実】

- 乳幼児の健康診査や保健指導等の基本サービスを通じて、育児不安の解消や子育てに関する知識の普及・啓発を促進します。
- 小児医療資源の集約化・重点化と併せて、電話相談による保護者への助言等を実施するなど、保護者の安心を確保しながら、必要な患者に適切な医療が提供できる体制を整えます。
- 未熟児・身体障がい児・小児慢性特定疾患児等の相談・指導等の充実した専門サービスを提供するとともに、慢性疾患のある児童や長期入院している児童の病院から地域への移行を支援します。(再掲)
- 幼稚園・保育所・学校・家庭での食育の推進等による生活習慣の確立及び生活習慣病の予防に取り組みます。

■生活環境の整備

【安全・安心なまちづくりの推進】

- 小学校の余裕教室等を活用した地域安全センターを設置するなど、地域防犯ネットワークを構築し、地域で子どもの安全を守る取組を進めます。(再掲)
- 市町村や学校の実情に応じ、地域や関係機関と連携を図りながら、効果的な学校安全体制の構築を支援します。
- 子どもや子ども連れの安全・安心を確保する観点から、道路、公園、住宅などの整備・改修を促進するとともに、安全教育や広報を実施します。(再掲)

【子育てしやすい住宅の提供】

- 子育て世帯等を対象とした府営住宅の募集を実施するなど、良質なファミリー向け住宅を提供します。
- 子育て世帯等が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、住宅探しをサポートします。

【妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進】

- (再掲)安心して出産20ページを参照

■子育てしやすい職場環境づくり

【働き方を見直す意識啓発と労働環境の整備】

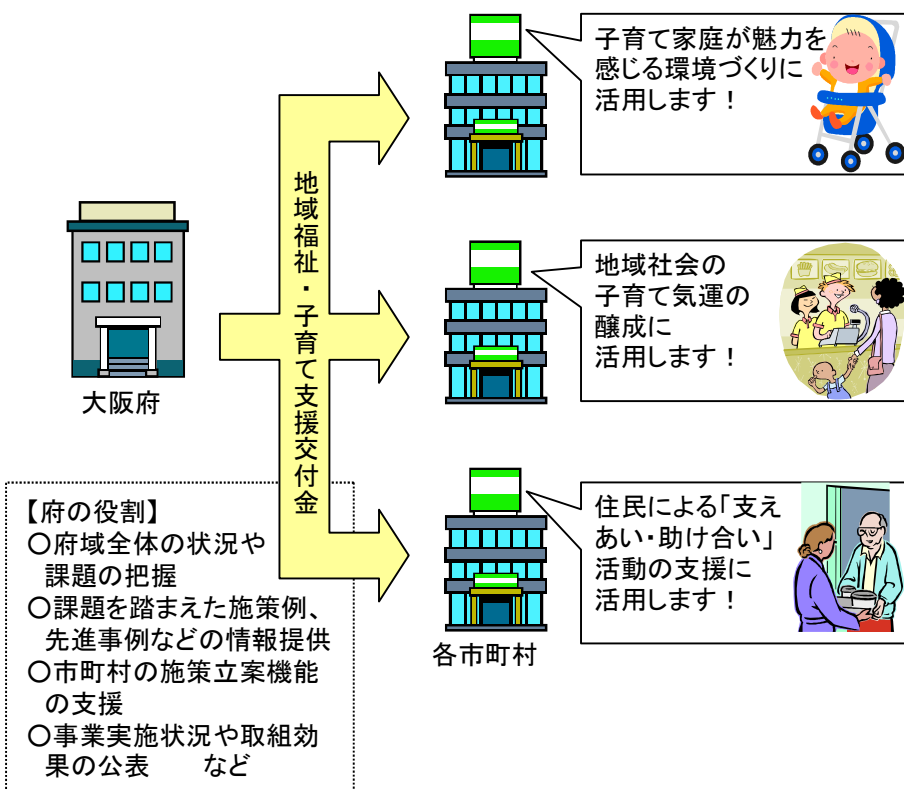
- (再掲)安心して出産20ページを参照

【出産、子育てのための退職後の再就職の促進】

- 出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性労働者の再就職を支援するため、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施します。

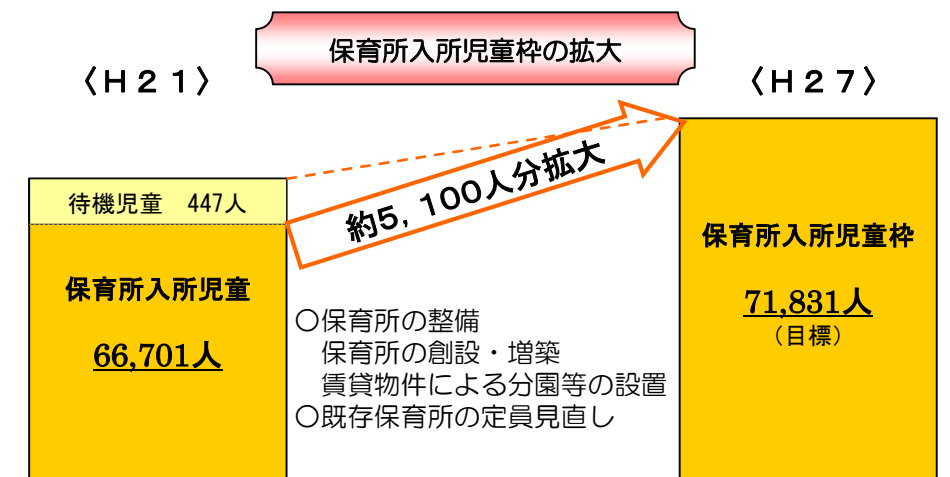
地域福祉・子育て支援交付金の活用

地域福祉分野や子育て支援分野において、市町村が地域の実情に沿ったサービスを展開できるよう、交付金を交付し、市町村の取組を支援します。



保育・子育て支援サービスの充実

市町村と連携しながら保育所入所児童枠を拡大するとともに、多様な保育・子育て支援のニーズに応えるため、保育所での保育時間の延長、休日・夜間対応などを支援します。また、幼稚園での預かり保育の充実を図るなど、希望するすべての人が、いつでも保育・子育て支援サービスを受けられる環境をつくります。



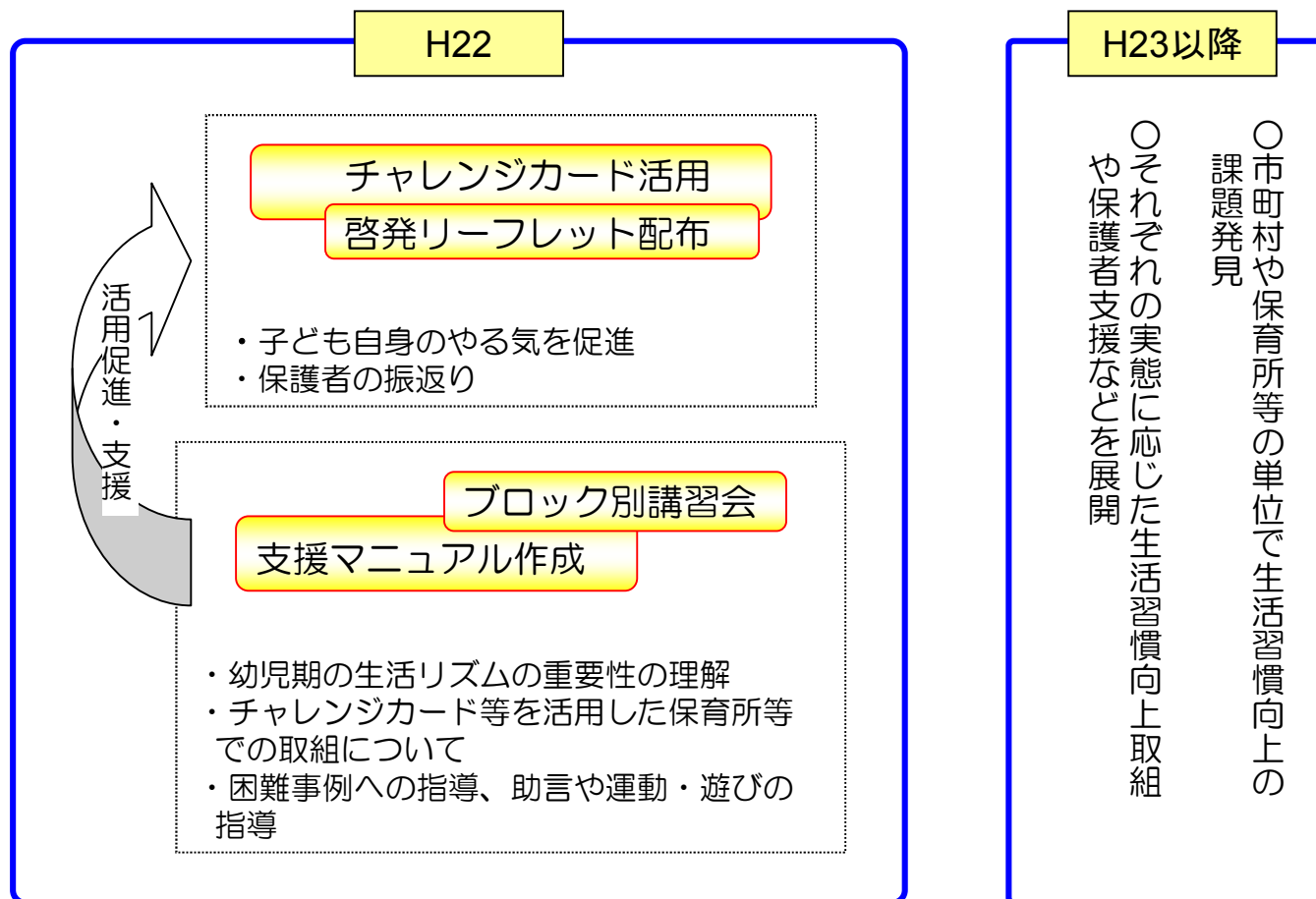
※大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

多様な保育・子育て支援ニーズへの対応

- 保育時間の延長
- 休日・夜間の保育
- 病気の子どもの保育
- 短時間就労者に対する保育
- ファミリー・サポート・センター
- 幼稚園での預かり保育
- 一時預かり保育 など

幼児期からの生活習慣の確立を支援 ～生活リズム向上キッズ大作戦！事業～

幼児自身の早寝、早起き等のやる気や、保護者の改善すべき生活習慣に関する気づき、保育所や幼稚園等での生活リズム向上に関する取組を促進し、幼児期から睡眠時間、摂食、排便、運動など生活習慣の確立を図ります。



学校・家庭・地域との連携の推進

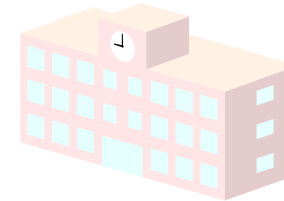
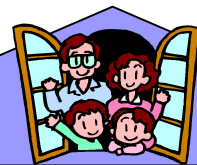
～家庭との役割分担、地域との協力で子どもたちの学びと育ちを支えます～

- 学校・家庭・地域が一体となって「教育コミュニティ」づくりの一層の推進を図ります。
- 家庭において、保護者が自らの役割を確認し、自覚に基づいた行動につながるよう、多様な学習・交流機会を提供するとともに、地域における家庭教育支援体制の構築を図ります。

教育コミュニティづくりの主体的な推進

- ・学校を支援する取組の推進
- ・生活リズムの確立・向上
- ・NPOや企業等との連携

など



保護者のエンパワメントと 家庭教育を支える地域 ネットワークの構築

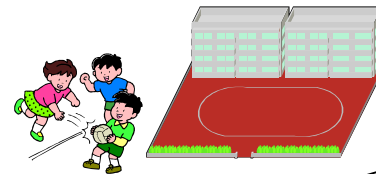
- ・多様な交流機会等の提供
- ・家庭教育支援のネットワークの拡大・充実

など

生きる力をはぐくむ体験活動や読 書活動の推進

- ・知識を実感できる機会の拡大、
- ・読書を楽しめる環境づくりの推進

など



【基本方向Ⅱ】 子どもの将来像: チャレンジする子ども

【子育て目標】 一人ひとりを大切にする

主な現状と課題

■ 教育環境の整備

- 平成16年の我が国の子どもの貧困率はOECD諸国の平均を上回っており、昨今、「子どもの貧困」や「貧困の連鎖」が指摘されています。
- 経済雇用環境が悪化する中、高校就学を断念する生徒の増加が懸念されています。
- 平成20年度問題行動調査によると、学校における暴力行為の発生件数は、中学校で大幅に増加し、いじめの認知件数は減少しましたが、依然として相当数に上っています。また、公立小・中学校の不登校児童生徒数はピーク時の75%まで減少していますが、不登校出現率は、全国を上回っています。
- 府立高校(全日制)の中退率は、平成20年度は前年度より減少したが、依然として、全国で最も高くなっています。

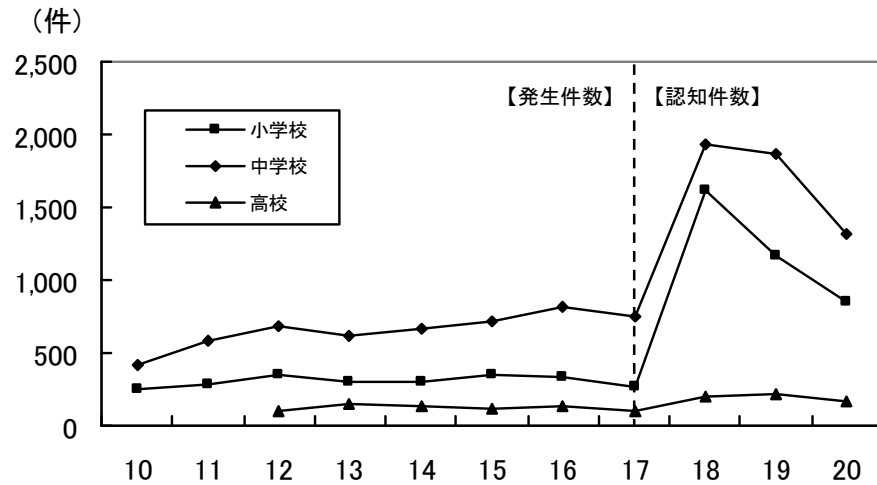
■ 子どもなどの安全の確保や非行など問題行動の防止

- 全国的に学校や通学路における事件・事故が後を絶たず、安全対策が必要です。また、校舎の耐震化など学校施設の安全確保も求められています。
- 平成20年の小学生以下の子どもが被害者となる主な犯罪(暴行、傷害、強制わいせつ、略取・誘拐の4罪種)の認知件数は、全国最多となっています。
- 交通事故による死者・負傷者に占める歩行者・自転車利用者の割合が全国平均以上となっており、子どもの安全対策が求められています。
- 刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、全国最多となっています。

■ 援護を要する子ども・保護者への支援

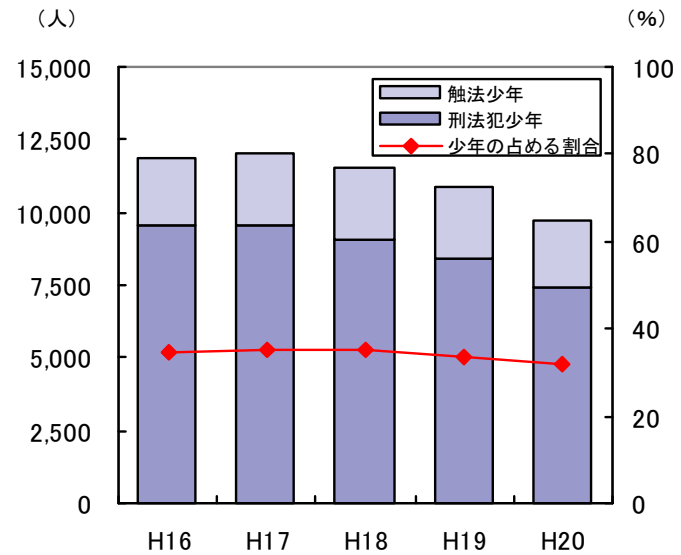
- 全国的に、児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。また、子ども家庭センターに寄せられる児童虐待の相談は、複雑・深刻化しています。
- 虐待により児童養護施設等に入所するケースが増加しており、これらの施設における個別・専門的なケアがより重要となっています。
- 保護を要する子どもの里親への委託率が全国平均を下回っており、家庭的な環境の下で養育を行う里親委託を更に推進していくことが必要です。
- 障がい児や難病の子どもが、自分らしく主体的に生きる力を高められるよう、地域において子どもの成長段階に応じて一貫して適切な支援が必要です。また、こうした子どもの介護を行う家族への様々な支援の充実が求められています。
- 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数は平成10年度から20年度の間概ね1.5倍に増加しており、今後も増加が見込まれます。また、小・中学校の支援学級に在籍する児童生徒数も平成10年度から20年度の間概ね1.9倍に増加するとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいます。
- ひとり親家庭は、就業、子育て、家事等を一人で担うため、精神的・肉体的負担が大きくなっています。また、母子家庭は非正規雇用が多く、近年の厳しい雇用情勢を受け、解雇や収入の減収といった深刻な影響が出ています。
- 平成16年の我が国の子どもの貧困率はOECD諸国の平均を上回っており、昨今、「子どもの貧困」や「貧困の連鎖」が指摘されています。
- 外国人の子どもは、言葉や文化の違いにより地域から孤立しがちです。
- すべての子どもが、性別、国籍、障がいの有無、生まれた環境などによって差別されることのない社会づくりが必要です。

【いじめ認知(発生)件数の推移(府内公立学校)】



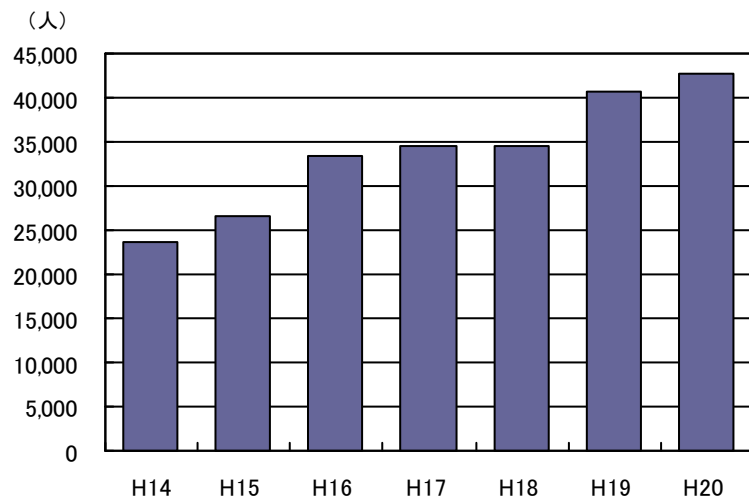
※H18年からは、いじめの定義が変更されるとともに、発生件数から認知件数に変わった。
資料: 文部科学省「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】



資料: 大阪府警「おおさかの少年非行(平成20年版)」

【全国の養護相談における虐待対応件数の推移】



資料: 厚生労働省

子育て目標：一人ひとりを大切にする

施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
教育環境の整備		幼児教育の推進	生徒指導上の課題への対応の充実			
			教育費負担の軽減			
			学校における人権教育等の推進			
子どもなどの安全の確保や 非行など問題行動の防止			安全・安心なまちづくりの推進			
			子どもの居場所づくり			
			非行など問題行動を防ぐ施策の推進			
援護を要する子ども・保護 者への支援	母子保健・母 子医療の充実		児童虐待等への対応			
			社会的養護の拡充			
			障がい児施策の推進			
			母子家庭等の自立支援			
			DV対策の推進			
			在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援			
			すべての子どもの人権が尊重される社会づくり			

施策の推進方向

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

(再掲)いきいき子育て25ページを参照

【生徒指導上の課題への対応の充実】

- 小・中学校に対し、学校外の専門家等と連携したチーム支援を充実するとともに、教育相談体制の充実など、市町村においても同様の支援体制が構築されるよう働きかけます。
- 安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、学ぶ態度を支えるための生徒指導を充実させます。
- 中学校と高校の連携を推進するなど、高校の中退防止に努めます。

【教育費負担の軽減】

(再掲)がんばりを応援43ページを参照

【学校における人権教育等の推進】

- 学校においては、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神を育む人権教育や、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育を推進します。

■子どもなどの安全の確保や非行など問題行動の防止

【安全・安心なまちづくりの推進】

- 小学校の余裕教室等を活用した地域安全センターを設置するなど、地域防犯ネットワークを構築し、地域で子どもの安全を守る取組を進めます。
- 市町村や学校の実情に応じ、地域や関係機関と連携を図りながら、効果的な学校安全体制の構築を支援するとともに、府立学校の施設・設備の改修・改善や耐震化を計画的に推進します。
- 子どもや子ども連れの安全・安心を確保する観点から、道路、公園、住宅などの整備・改修を促進するとともに、安全教育や広報を実施します。

【子どもの居場所づくり】

- 学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。

【非行など問題行動を防ぐ施策の推進】

- 小学生を対象とした「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施などにより、子どもたちの規範意識を育み、少年非行の未然防止に努めます。
- 府内市町村に少年補導センターを設置し、地域ボランティアの養成を進めるとともに、関係機関や地域住民が一体となって地域に根ざした補導(声かけ)活動を展開します。
- 再非行・再犯防止を図るため、少年サポートセンターにおける体験活動などを通じて立ち直りを支援します。
- 子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理治療等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭の調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点をあいた支援を行います。
- 修徳学院において、非行傾向にある子ども等に対し効果的なケアが行えるよう、施設や体制の充実を図ります。
- 学校における組織的な対応を充実するとともに、専門家を活用した児童生徒への指導・支援体制の充実を図ります。(再掲)
- 学校におけるいじめ・暴力行為等に対しては、速やかな対応や未然防止、子ども自身の問題解決能力の育成に取り組むとともに、被害児童生徒を支援するための被害者救済システムの充実を図ります。(再掲)
- 少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。
- 喫煙、薬物乱用防止のための啓発活動に取り組むとともに、学校における教育・指導を充実します。

■援護を要する子ども・保護者への支援

【母子保健・母子医療の充実】

- 障がい児や慢性疾患のある児童等の医療費を援助します。
- 未熟児・身体障がい児・小児慢性特定疾患児等の相談・指導等の充実した専門サービスを提供するとともに、慢性疾患のある児童や長期入院している児童の病院から地域への移行を支援します。

施策の推進方向

【児童虐待等への対応】

- 虐待予防の観点から、孤立しがちな家庭等に対して、育児支援などきめ細かな援助を家庭の状況に応じて行います。
- 虐待対応の中心的な役割を担う子ども家庭センターの体制強化を進めるなど、虐待の予防・早期発見・早期の適切な対応に努めます。また、教育・医療・保健・福祉の関係者の資質向上を図るとともに、地域におけるネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化などの市町村との連携や市町村への支援を充実します。
- 小・中学校に対し、学校外の専門家等と連携したチーム支援を充実するとともに、教育相談体制の充実など、市町村においても同様の支援体制が構築されるよう働きかけます。(再掲)
- 重大事件に対応する児童虐待危機介入援助チームや、保護を要する子どもの総合的な権利擁護システムの適切な運用により、虐待などの権利侵害に対応します。
- 家族の再統合に向けた親支援プログラムの活用や子ども家庭センターと児童養護施設等が協働して作成する援助の行動計画を通じた保護者支援・家庭復帰支援を進めます。

【社会的養護の拡充】

- 保護を要する子どもが家庭的な環境のもと個性を重視した養育がされるよう、里親委託を推進します。
- 児童虐待など不適切な養育環境により入所した子どもに、できる限り個々の子どもの状況に応じた生活支援やケアが行えるよう、小規模グループケアなどケア単位の小規模化を図ります。
- 社会的養護のもとで育った子どもの高等教育機関への進学支援や就労支援に取り組むなど、子どもを養護している全期間を通じて将来の自立を念頭においた適切な支援を提供するとともに、児童養護施設等を退所した後も引き続き児童をサポートします。
- 児童福祉施設や里親家庭で暮らす子どもの権利を擁護します。

【障がい児施策の推進】

- 障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がい児への発達支援と家族の子育て支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。
- あらたに支援のあり方が明確にされた発達障がい児等への支援を進めていきます。発達障がいについては、専門的な発達支援へのニーズが非常に高まっており、関係機関が連携・協力し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を目指します。
- 放課後児童クラブでの受入を拡大するなど、障がいのある子どもの地域での居場所の確保に努めます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き進めるとともに、知的障がいのある児童生徒数の増加等を踏まえた教育環境の充実や、児童生徒の将来の自立、就労を始めた社会参加への切実な思いを受けとめた教育を推進します。
- 子どもたちがお互いに尊重し、個性を認め合うことができるよう、障がい者理解教育を推進します。(再掲)
- 福祉や教育の現場から一般就労に結びつけるための支援を行います。(再掲)
- 障がい者雇用日本一をめざし、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)を制定、府と取引関係にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者の雇用の促進します。(再掲)

【母子家庭等の自立支援】

- ひとり親家庭の子どものために、保護者が子育てをしながら就労できるよう、保育所の優先入所・放課後児童クラブの優先的利用などの子育て支援策を促進するとともに、母子家庭の安定的就労・自立に向けた支援策の充実や居住支援等を行います。

【DV対策の推進】

- DVに対する社会全体の理解を促すとともに、相談・保護等の支援体制の整備、被害者の自立支援など、予防から被害者支援までの総合的な対策を推進します。

施策の推進方向

【在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援】

- 生活に関する情報の外国語による提供を進めるとともに、各種の相談をNPO等とも連携しながら推進します。
- 外国人の子どもが孤立せず、地域社会の中で健全に成長できるよう、NPO等と連携しながら、親子それぞれへの支援を進めます。
- 在日外国人児童生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるような指導を一層工夫・改善するとともに、帰国・渡日児童生徒の受入れ体制の整備、日本語指導など学校生活の支援を図ります。
- 在日外国人の子どもや保護者が国籍や民族の違いによる様々な偏見や差別を受けることがないよう、在日外国人が直面する問題等を広く府民に啓発するとともに、それぞれの歴史・文化・言語等の理解を深める交流を推進します。

【すべての子どもの人権が尊重される社会づくり】

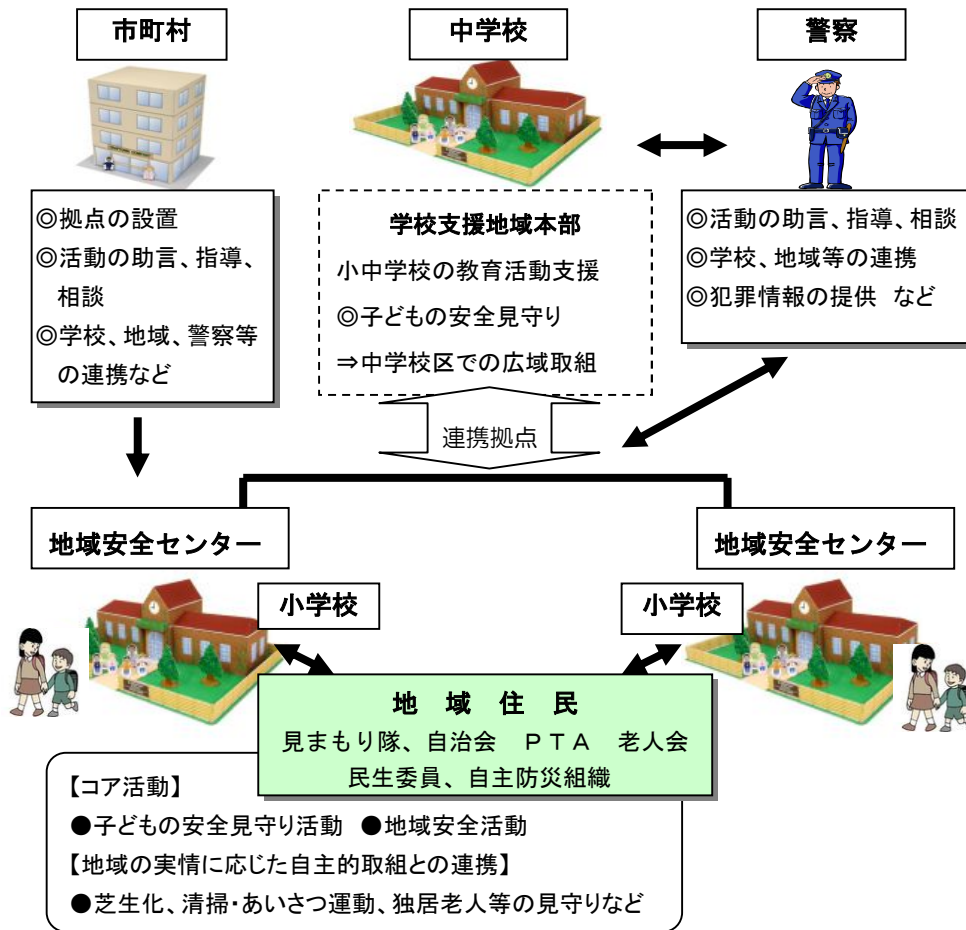
- 「子どもの貧困」については、子育て世帯の経済的負担の軽減や保育などの子育て支援策に加え、社会保障や雇用、教育等、広範な分野での対応が求められることから、行政各般から施策の検証を行うとともに、連携の強化を図ります。併せて、国の制度等の見直しや財政上の措置など、必要な事項について、国に強く提言・要望していきます。
- すべての子どもが、性別、国籍、障がいの有無、家庭の状況、生まれた環境等によって差別されることなく、個性や能力を発揮できるよう、学校や地域など、多様な機会・場において意識啓発・人権教育を推進します。
- 人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に対して、市町村等の幅広い相談窓口の整備や相談機能の充実、相談員等の資質の向上を支援します。



地域安全センターの設置

～小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進します～

- 子どもの見守り活動・地域安全活動など住民活動のネットワーク化を図り、学校、行政、地域が連携した取組を推進します。
- 「地域安全センター」を学校支援地域本部の連携拠点と位置づけ、広域的な取組を展開します。

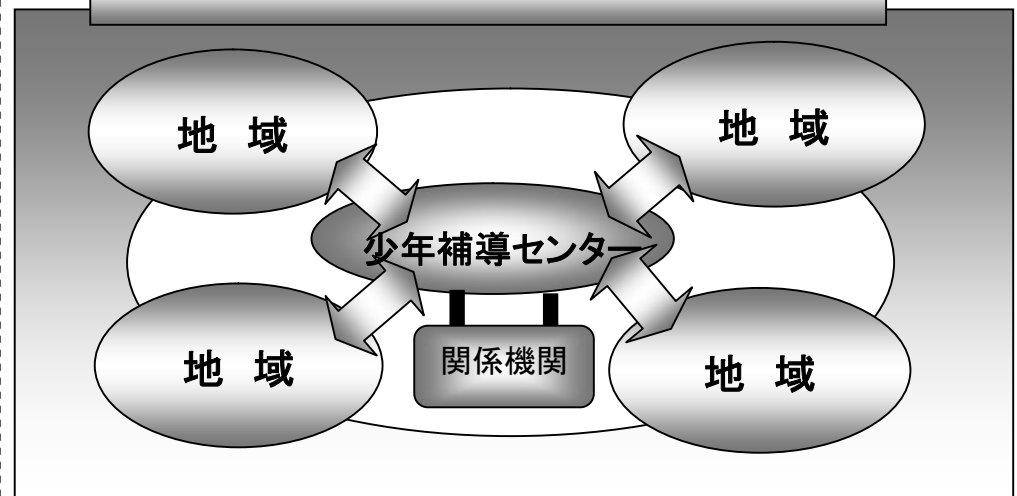


少年補導センターの設置

～地域にねざした非行防止ネットワークを構築し、少年非行防止対策の強化をめざします。～

- 地域における、少年非行防止活動をネットワーク化し、市町村全域において非行防止活動を効率的・効果的に展開するため、市町村における少年補導センターの設置を促進します。
- 非行の入り口にある少年を非行に走らせないために、補導（声かけ）活動の強化を図ります。
- 非行防止活動に対する地域のマンパワーを向上させ、地域における非行防止活動の充実を促進します。
- 関係機関（地元警察・サポートセンター等）との連携を強化し、地域における非行防止対策を支える体制作りを支援します。

少年補導センターのイメージ



安全で安心な学びの場づくりの推進

～子どもたちの安全で安心な学びの場をつくります～

市町村、学校、地域、関係機関と連携し、様々な観点から子どもたちの安全対策の取組を進めます。



支援教育の充実

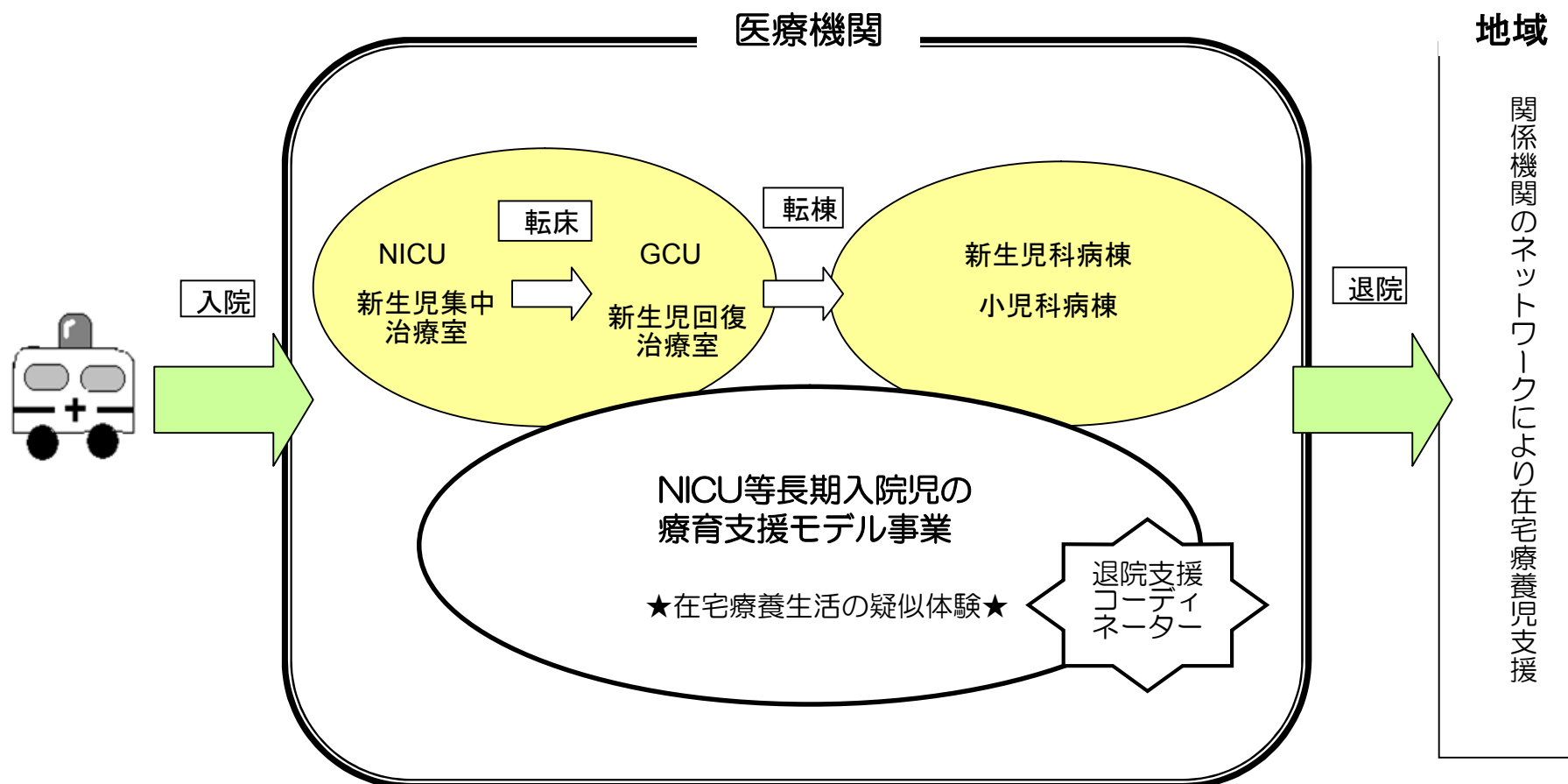
～障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援します～

- 「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き進めます。
- 知的障がいのある児童生徒数の増加等を踏まえた教育環境の充実や、児童生徒の将来の自立、就労をはじめとした社会参加への切実な思いを受けとめた教育を推進します。



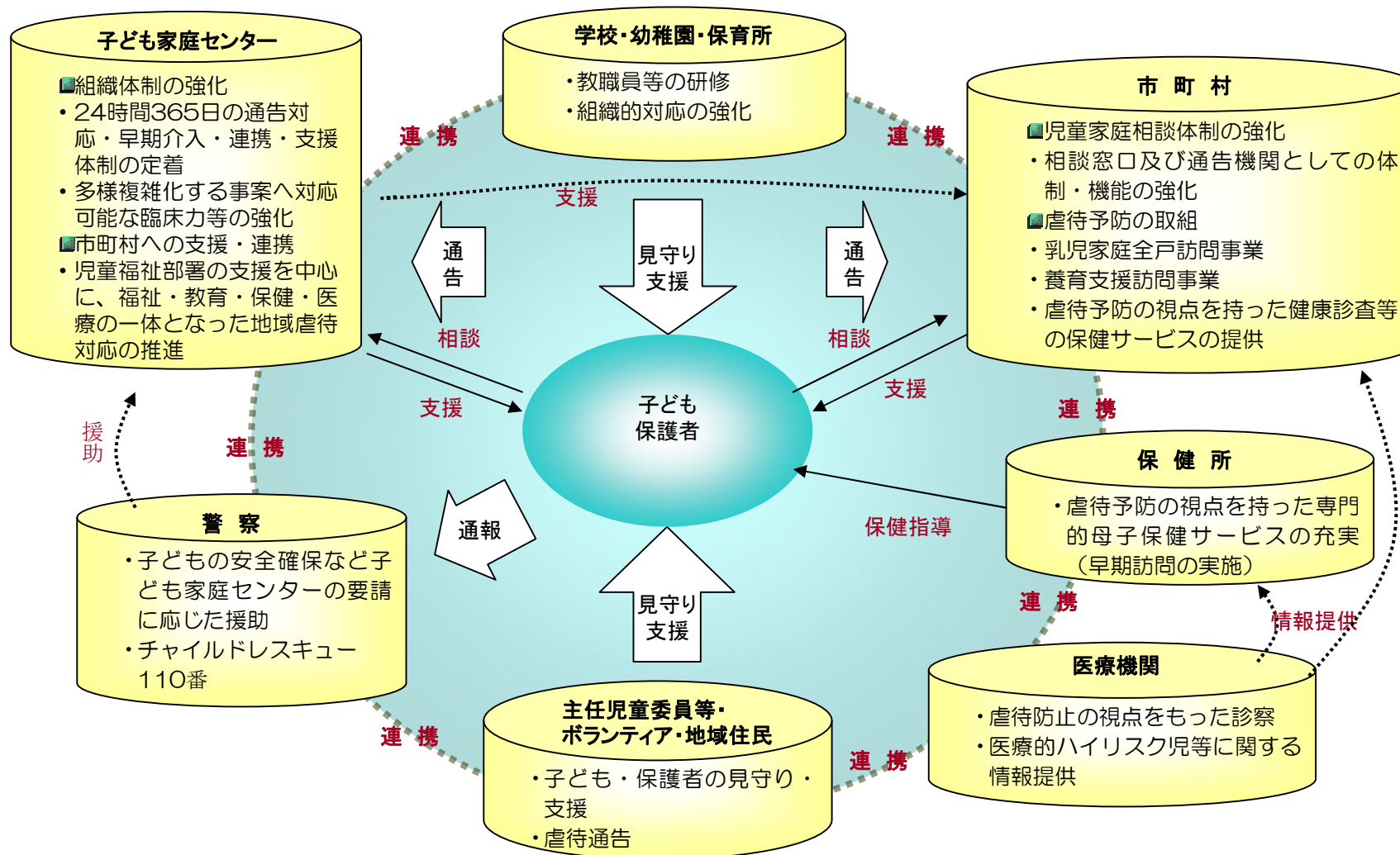
NICU等長期入院児の療育支援モデル事業

長期入院児や家族が地域で安心して暮らせるよう、医療機関内での在宅療養生活の知識やトレーニングを提供します。
NICUの満床の常態化を防ぐことができれば、新たな受入れに対応しやすくなります。



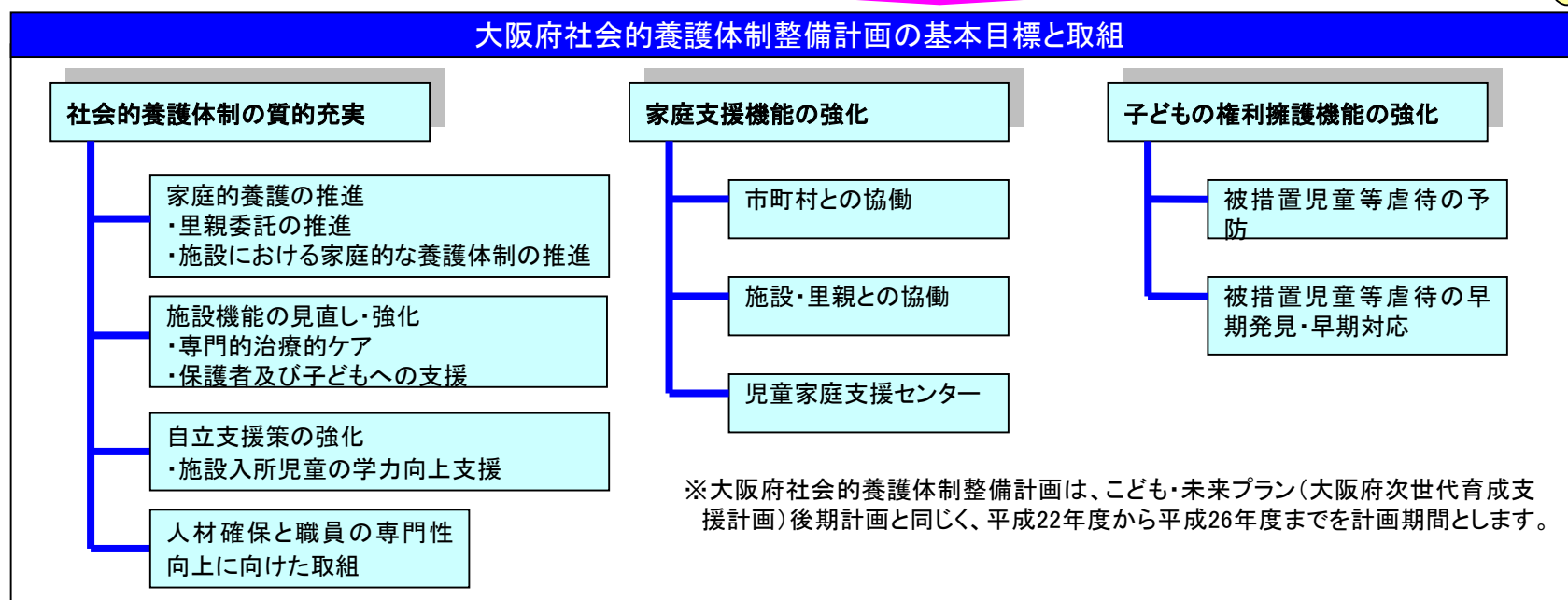
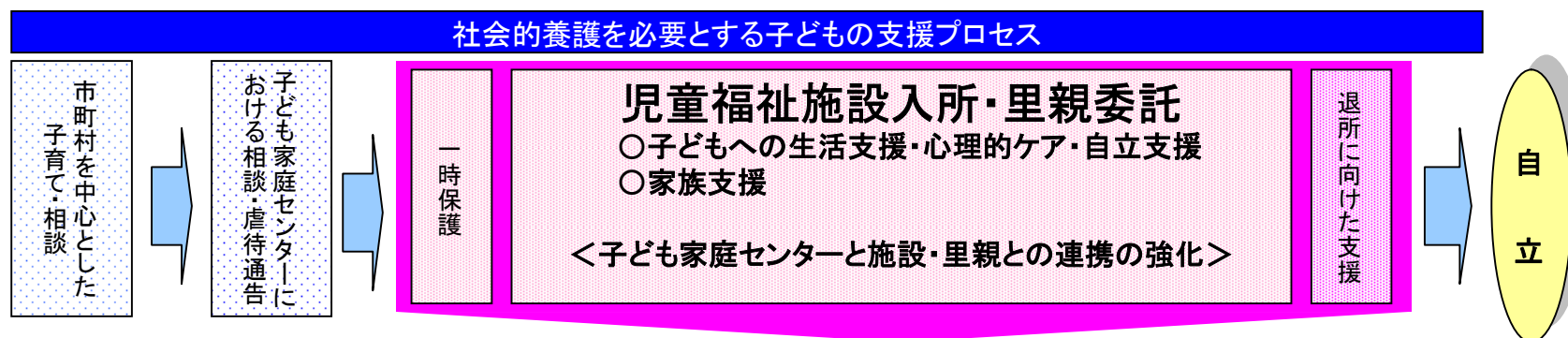
児童虐待防止ネットワークと各機関の機能強化

各機関との連携を強化し、児童虐待予防及び・早期対応の観点から、孤立しがちな子育て家庭等に対して、育児支援などきめ細かな援助を家庭の状況に応じて行います。



社会的養護の拡充

児童虐待など、里親や施設など社会的に子どもを保護し、養育する「社会的養護」を必要とする子どもが増加する中、大阪府は市町村、児童福祉施設、里親、地域の関係機関及び府民と協働して、家庭の養育の支援と一人ひとりの子どものニーズに応じた支援を推進します。



【子育て目標】 がんばりを応援

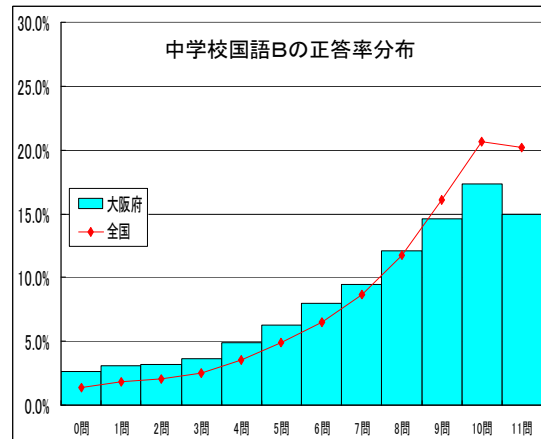
主な現状と課題

■教育環境の整備

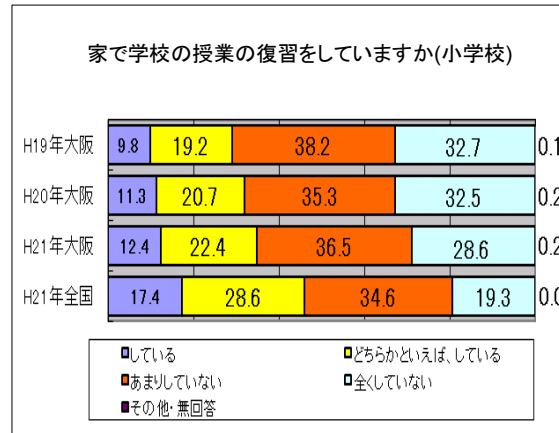
- 平成21年度の「全国学力・学習状況調査」では、小学校においては、すべての教科・区分で、ほぼ全国平均に並んだ状況です。中学校においては、依然として全国との差は大きく、学力高位層の割合が低く、学力中・低位層の割合が高くなっています。また、小中学校とも、基本的な生活習慣や家庭での学習習慣が身につけていない子どもの割合が高くなっています。
- 平成20年度の「体力・運動能力調査」では、全国と比べ全年齢で敏捷性、また、小学校では筋力、中学校・府立高校では全身持久力が低いなどの課題が明らかになりました。
- 府立高校において、特色づくり・再編整備は、府立高校の活性化や教育力の向上をもたらしたが、一方で効果がまだ十分に発揮されていない学校も見られるとともに、結果として生徒の個性や学びのスタイルと学校の選択がミスマッチを起している等の課題もあります。
- 核家族化や都市化の進展により、家庭や地域の教育力が低下しています。
- 放課後等に子どもが安心して遊びながら学習や運動ができる場が十分ではありません。

- 経済雇用環境が悪化する中、高校就学を断念する生徒の増加が懸念されています。
- 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数は平成10年度から20年度の間概ね1.5倍に増加しており、今後も増加が見込まれます。また、小・中学校の支援学級に在籍する児童生徒数も平成10年度から20年度の間概ね1.9倍に増加するとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいます。
- 在日外国人と支援を要する帰国者の子どもの中には、日本語能力が十分でなく、授業についていけない児童生徒もいます。

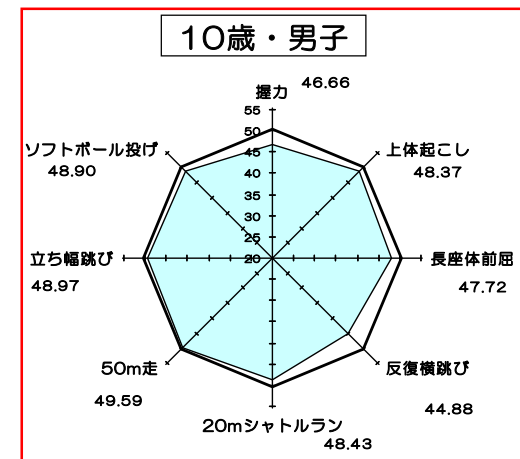
【大阪の正答率・生活習慣】



資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査(平成21年度)」



【大阪の児童の体力・運動能力】 (全国の平均値を50とした場合の大阪府の平均値)



資料:大阪府教育委員会「大阪府体力・運動能力調査報告書(平成20年度)」



子育て目標：がんばりを応援						
施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
教育環境の整備		幼児教育の推進	学校教育の推進			
			家庭や地域の教育力の充実			
		生徒指導上の課題への対応の充実				
		子どもの居場所づくり				
					教育費負担の軽減	
援護を要する子ども・保護者への支援			在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援			

施策の推進方向

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

(再掲)いきいき子育て25ページを参照

【学校教育の推進】

○小・中学校で、子どもたち1人ひとりが自立し社会で生きていく力の基礎を育むため、子どもたちの「確かな学力」を育む学校づくりや学校・家庭・地域との連携などに取り組みます。また、生徒指導、生活習慣の確立等に総合的に取り組めます。

○卓越性と公平性を高い水準で両立するため、すべての府立高校の個性化を図り、それぞれの学校が「入ってよかった学校」となるよう教育の質の向上を図ります。

○障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き進めるとともに、知的障がいのある児童生徒数の増加等を踏まえた教育環境の充実や、児童生徒の将来の自立、就労を始めとした社会参加への切実な思いを受けとめた教育を推進します。(再掲)

○体育授業の充実や運動部活動の活性化などを通じて児童生徒の体力向上を目指すとともに、食育や喫煙防止教育などにより、児童生徒の健康づくりを進めます。

○熱意ある人材を確保するとともに、評価・育成システムを有効に活用しながら、すべての教員の力を最大限に引き出す仕組みづくりを進めます。また、指導が不適切な教員への対応を行います。

○学校が保護者や地域、府民に信頼され、子どもたちにとって魅力あふれる場となるよう、学校の総合的な組織力を向上させるとともに、専門家等を含めたチーム支援を充実します。

○小・中・高校を通じて 志や夢を育むための取組を推進するとともに、道徳教育、キャリア教育を推進します。(一部再掲)

○コンピュータ等の情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用できる学習活動を充実します。

○法やルールの背景にある価値観、法的なものの考え方を主体的に学ぶ機会を充実します。

施策の推進方向

【家庭や地域の教育力の充実】

- 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、地域が学校を支援する取組を推進することなどにより、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進を図ります。(一部再掲)
- トップアスリートとのふれあいを始め、地域で子どもがスポーツに親しむことができる機会を創出します。
- 家庭や地域、学校における食育の推進を図ります。(再掲)

【生徒指導上の課題への対応の充実】

- 小・中学校に対し、学校外の専門家等と連携したチーム支援を充実するとともに、教育相談体制の充実など、市町村においても同様の支援体制が構築されるよう働きかけます。(再掲)
- 安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもたちが自ら規律やルールを守り、学ぶ態度を支えるための生徒指導を充実させます。(一部再掲)
- 中学校と高校の連携を推進するなど、高校の中退防止に努めます。(再掲)

【教育費負担の軽減】

- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、教育費用の助成や、経済的理由により就学困難な生徒・学生に対する支援を行います。

【子どもの居場所づくり】

- 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。

■ 援護を要する子ども・保護者への支援

【在日外国人と援護を要する帰国者の子ども等への支援】

- 在日外国人児童生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるような指導を一層工夫・改善するとともに、帰国・渡日児童生徒の受入れ体制の整備、日本語指導など学校生活の支援を図ります。(再掲)



小・中学校における学力向上への取組の充実

～小・中学校で、子どもたちの学力を最大限に伸ばします～

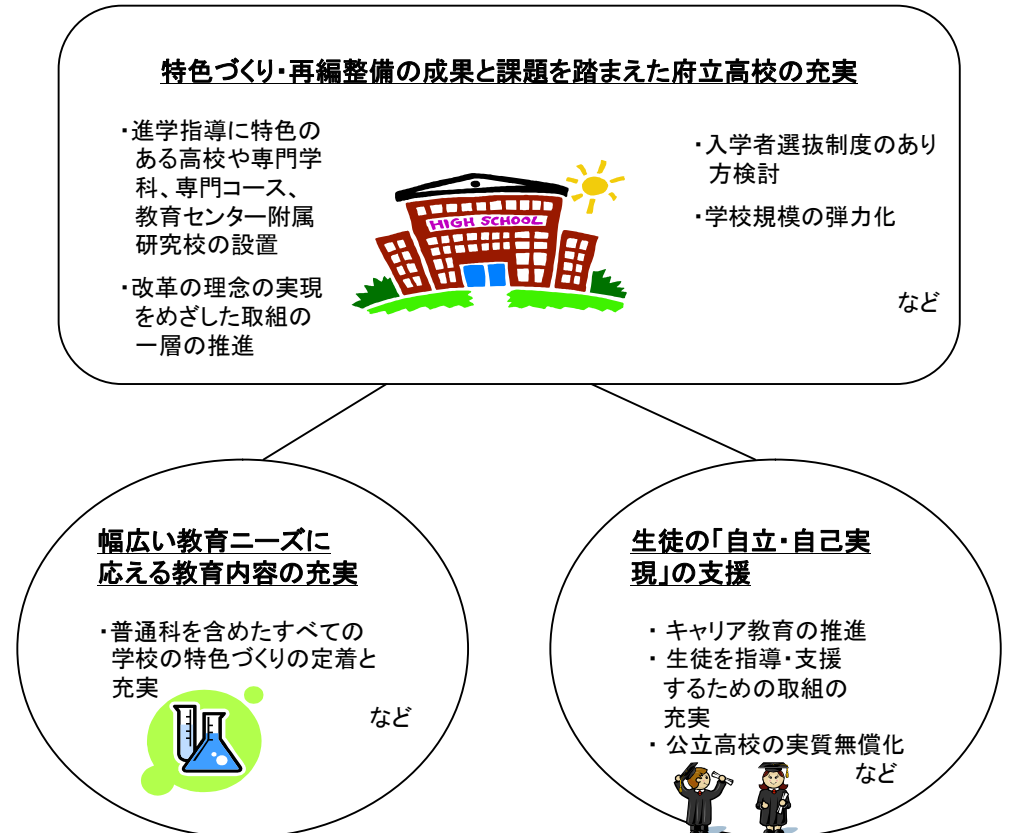
- 小・中学校での教育を通じ、子どもたち一人ひとりが自立しつつ多くの人々とともに社会で生きていく力の基礎、とりわけ学力をはぐくみます。
- 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくりや学校・家庭・地域との連携などに取り組みます。
- 落ち着いた学習環境を醸成する生徒指導や読書活動の推進、生活習慣の確立等に総合的に取り組みます。



府立高校の充実

～すべての府立高校が魅力を高めあい「入ってよかった」と言われる学校をめざします～

- 多様な進路選択を実現するため、「卓越性」と「公平性」を高い水準で両立させます。
- すべての学校の個性化を図り、それぞれの学校が「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるよう、府立高校全体の教育の質の向上を図っていきます。



子どもたちの健康と体力づくりの推進

～子どもたちの健康と体力づくりを進めます～

○子どもの運動機会の減少と、体力の低下という状況を改善していけるよう、学校、家庭、地域が一体となり取り組んでいきます。

○特に食生活などの生活習慣の改善については、家庭の協力を得て、子どもたちの健康と体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進のための基礎を培います。

学校体育の充実

- ・教科「体育」、「保健体育」の授業の工夫・充実



学校における食育の推進

- ・食育の推進、
- ・中学校への学校給食等(スクールランチ含む)の導入

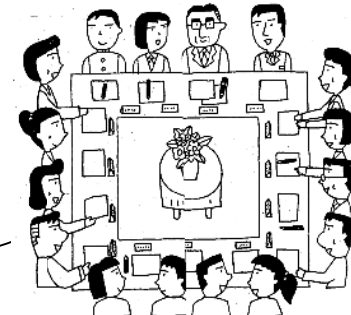


など

学校・家庭・地域における健康・体力づくり

- ・学校・家庭・地域が連携した子どもたちの生活習慣の確立

など



教員の力の向上

～教員の力を高めるとともに、
指導が不適切な教員を現場からはずします～

- 熱意ある人材を確保するとともに、すべての教員の力を最大限に引き出す仕組みづくりを進めます。
- 指導・研修を行ってもなお指導が不適切な教員に対しては、分限免職などを実施します。

将来、管理職となる教員の養成
・キャリアステージに応じた研修制度の再構築 など

授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成

- ・OJTや校内研修の体制づくり
- ・教育センターにおけるカリキュラムセンター機能の強化



など

「がんばっている」教員への応援

- ・評価・育成システムにおける評価結果の給与や人事への適切な反映

など

熱意ある優秀な教員の確保

- ・意欲的な学生を教員採用試験に結びつける工夫



など

指導が不適切な教員への対応

- ・学校内での指導・研修
- ・校外での指導改善研修
- ・分限免職などの実施



など

学校の組織力とチーム支援の強化

～学校の組織力と学校へのチーム支援を強化します～

- 学校の総合的な組織力を向上させるとともに、専門家等を含めたチーム支援を充実します。

府立学校

府立学校の組織的な運営と 自立的取組みの支援

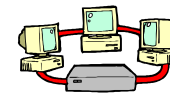
- ・組織的な学校運営の推進
- ・ミドルリーダーの育成
- ・「学校評価」の充実
- ・チームによる支援の充実



など

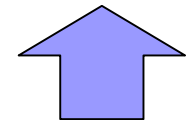
校務の効率化

- ・ICT機器の活用による情報の共有化
- ・校務の処理方法の見直し



など

小・中学校



生徒指導上の課題を解決 するための小・中学校に対する チーム支援

- ・チームによる支援の充実
- ・市町村における支援体制の構築

など

【子育て目標】 豊かな心を育む

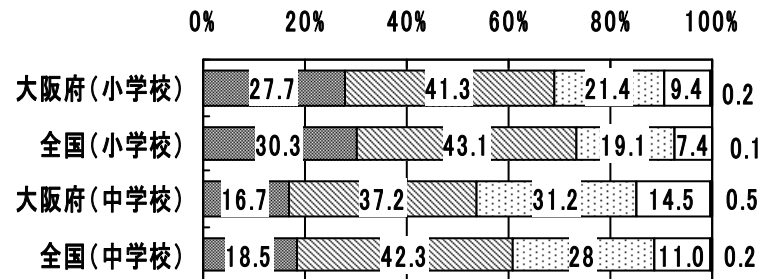
主な現状と課題

■教育環境の整備

- 核家族化や都市化の進展により、家庭や地域の教育力が低下しています。
- 子どもの成長・発達をめぐっては、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあることや、生産活動や社会性等に未熟さがみられるなど、発達上の課題が指摘されています。
- 大阪の子どもの自尊感情や進取の精神は、全国に比べると低い傾向にあり、社会の担い手として自立する上で課題となっています。

- 規範意識は、小学校から年齢が上がるにつれて低下する傾向にあります。
- 人権侵害事象が引き続き生じており、その原因として、人権に関する知識・理解の不十分さ、知識・理解が実践的態度につながっていない等の課題が指摘されています。また、ネット上の人権侵害事象への対応や命の尊さを教える教育の必要性等、新たな人権課題に即応した教育のあり方が問われるなど、社会の変化に伴った人権文化の創造が求められています。

【自分にはよいところがありますか】

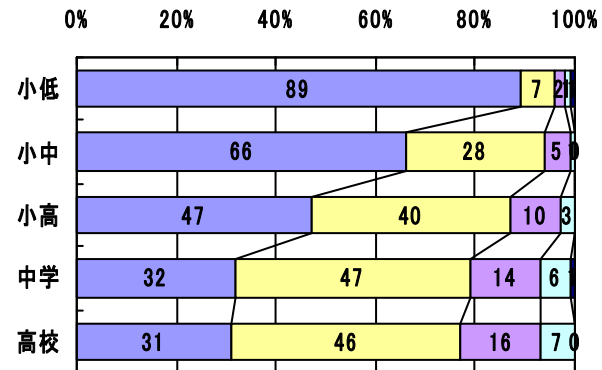


- 当てはまる
- ▨ どちらかといえば、当てはまる
- ▤ どちらかといえば、当てはまらない
- 当てはまらない
- その他・無回答

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙調査)(平成20年度)」

【子どもたちの規範意識】

学校のきまりは守らないといけないと思うか



- そう思う
- やや思う
- あまり思わない
- 思わない
- 無効回答

資料：大阪府教育委員会「豊かな体験活動に関する調査(平成17年度)」

子 育 て 目 標 : 豊 かな 心 を 育 む

施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高 校	
教育環境の整備		幼児教育の推進	学校教育の推進			
			家庭や地域の教育力の充実			
			豊かな人間性を育む仕組みづくり			
			子どもの居場所づくり			
			学校における人権教育等の推進			

施策の推進方向

■教育環境の整備

【幼児教育の推進】

(再掲)いきいき子育て25ページを参照

【学校教育の推進】

○企業や地域と連携したものづくり教育や体験活動などを充実します。(再掲)

【家庭や地域の教育力の充実】

○子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、地域が学校を支援する取組を推進することなどにより、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進を図ります。(再掲)

○学校で学ぶ様々な知識に加え、地域や家庭での学習・体験活動を通じて幅広い知識を育みます。(再掲)

○トップアスリートとのふれあいを始め、地域で子どもがスポーツに親しむことができる機会を創出します。

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

○小・中・高校を通じて 志や夢を育むための取組を推進するとともに、道徳教育、キャリア教育を推進します。(一部再掲)

○学校においては、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神を育む人権教育や、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育を推進します。(再掲)

○学校・家庭・地域の連携強化により、子どもが発達段階に応じて、様々なところで読書を楽しめる環境づくりを進めます。

○生命の大切さ、思いやりや感謝、努力する心など一人ひとりが社会の一員として大事にしたい「こころ」を子どもだけでなく大人に対しても呼びかけます。

○豊かな感性を育み、夢や希望を持つことができるよう、子どもの成長段階に応じて、文化・歴史に親しみ、参加・表現する機会の充実を図ります。

○安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもたちが自ら規律やルールを守り、学ぶ態度を支えるための生徒指導を充実させます。(再掲)

○環境教育・情報教育・法教育など今日的な課題に対応する教育を通して、子どもたちが正しい知識を得て、自ら考え、実行する態度を育成します。

施策の推進方向

○地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流を通じて社会性を育むため、青少年育成団体との連携を進め、様々な体験活動に参加する機会を提供します。

【子どもの居場所づくり】

- 学校、児童館、青少年会館等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。(再掲)
- 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組みます。(再掲)

【学校における人権教育等の推進】

- 学校においては、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神を育む人権教育や、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育を推進します。(再掲)



豊かな心をはぐくむ取組の充実

～子どもたちの豊かな心をはぐくみます～

○次代を担う子どもたちが、高い「志」を持ち、「夢」をはぐくむ教育を推進していきます。

子どもの成長過程に応じた教育の充実

・志や夢をはぐくむためのカリキュラム等の作成、道徳教育・キャリア教育の推進



など

豊かな心

人権教育、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育の推進

・自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できる効果的な取組の推進



など

読書活動の推進

・読書を楽しめる環境づくり、全校一斉読書の取組



など

社会全体での「こころ」をはぐくむ取組の推進

・社会の一員として大事にしたい「こころ」の呼びかけ、スポーツ等のすばらしさ等を知る取組



大塚「こころの育世」取組推進
～心豊かな社会づくり～

など

歴史・文化等に関する教育の充実

・文化財や博物館などの教育資源としての積極的活用、文化・芸術にふれる機会の拡充



など

責任を持って行動できる大人への育成支援

～責任を持って行動できる大人に育てます～

○生徒指導を充実させます。
○現在、社会で生起している諸問題に対して、的確に対応できる教育を推進します。

生徒指導の充実

・子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実

・「こころの再生」府民運動の推進



・児童生徒への指導・支援体制の充実

・不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

・いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成

・携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進



など

今日的な課題に対応した教育の推進

・環境教育の推進

地球規模で生じている環境問題について主体的に考え、具体的に実践する態度を育成

・公立小学校等の運動場の芝生化の推進

地域住民、NPO、学校等が一体となった運動場の芝生化を推進

・情報教育の推進

ICTを問題解決に的確に活用し、情報を収集・編集・判断・発信することができる基礎的な資質や能力を育成

・法教育の推進

法やルールの背景にある価値観、法的なものの考え方を自ら深める態度を育成

(基本方向Ⅲ) 子どもの将来像:自立し、未来を担う子ども
(子育て目標) 自ら決める力を養う

主な現状と課題

■若者の自立支援・就職支援

- 子どもの成長・発達をめぐるっては、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあることや、生産活動や社会性等に未熟さがみられるなど、発達上の課題が顕著になっています。
- 大阪の子どもの自尊感情や進取の精神は、全国に比べると低い傾向にあり、社会の担い手として自立する上で課題となっています。
- 高校卒業時に将来の職業を意識する割合は2人に1人であるなど、将来の仕事や夢への目的意識を持ってない子どもが多いことが指摘されています。
- 学校卒業後に就職した場合でも、3年以内に離職する率が中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学卒で約3割と非常に高い割合になっています。
- 支援学校高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職率は、全国と比較して10ポイント近く低い状況にあります。

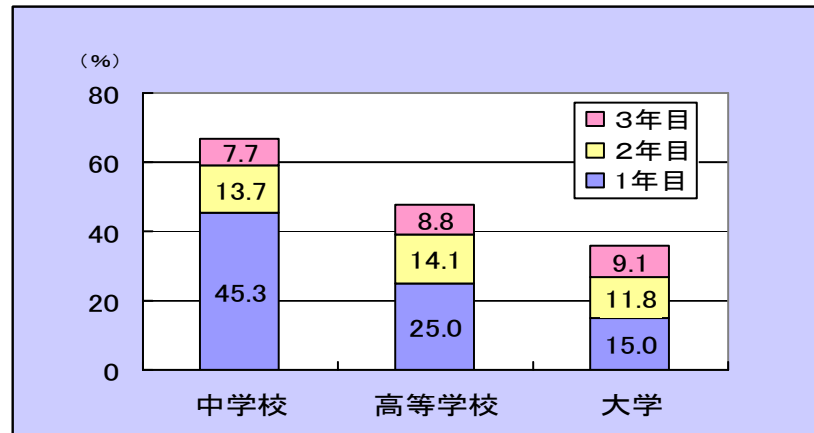
■若者を取り巻く環境整備

- パソコンや携帯電話の普及により、インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害など、子どもが被害者となる事案が顕在化しています。
- 府立高等学校(全日制の課程)の中退率は、平成20年度は前年度より減少しましたが、依然として、全国で最も高くなっています。
- 平成20年度問題行動調査によると、学校における暴力行為の発生件数は、中学校で大幅に増加し、いじめの認知件数は減少しましたが、依然として相当数に上っています。また、公立小・中学校の不登校児童生徒数はピーク時の75%まで減少していますが、不登校出現率は、全国を上回っています。

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

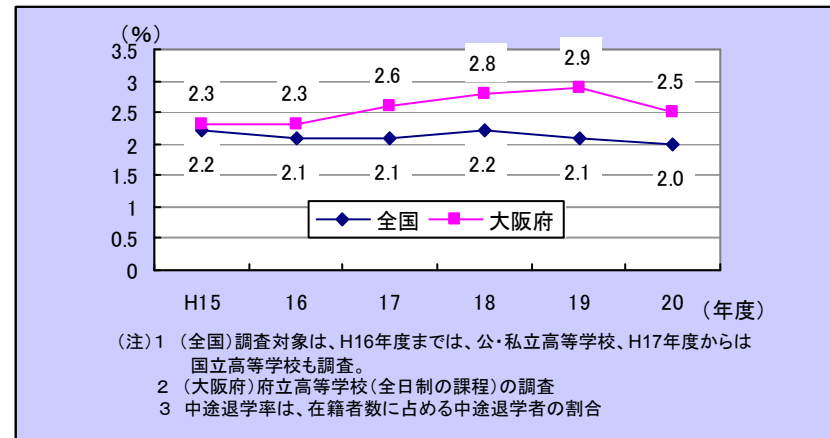
- ニートやひきこもり等の課題を有する青少年に対して、義務教育以降は積極的な働きかけがされてこなかった結果、ひきこもり状態が長期化し社会問題となっています。

【平成17年3月卒業者の在職期間別離職率】



資料:内閣府「青少年の現状と施策(平成21年度版 青少年白書)」

【高等学校(全日制の課程)の中途退学率の推移】



資料:(全国:H15~19)内閣府「青少年の現状と施策」(平成21年度版 青少年白書)
 (大阪府:H15~19)大阪府青少年課「大阪の青少年の現状」
 (全国:H20)文部科学省「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (大阪府:H20)大阪府教育委員会 報道提供資料
 「平成20年度中の府立高等学校(全日制の課程)における中途退学者及び不登校の状況」

子育て目標：自ら決める力を養う

施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
若者の自立支援・就職支援					学校教育の推進	
			職業教育の推進			
					障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進	
若者を取り巻く環境整備			有害情報等の規制			
青少年を総合的に支援する仕組みづくり			生徒指導上の課題への対応の充実			
			豊かな人間性を育む仕組みづくり			

施策の推進方向

■若者の自立支援・就職支援

【学校教育の推進】

○卓越性と公平性を高い水準で両立するため、すべての府立高校の個性化を図り、それぞれの学校が「入ってよかった学校」となるよう教育の質の向上を図ります。

【職業教育の推進】

- 企業や地域と連携したものづくり教育や体験活動などを充実させます。(再掲)
- 大阪のものづくり人材を支える工科高校、工業高等専門学校の内容の充実を図ります。(再掲)
- 子どもたちが自立した大人として生きていく力を身につけるため、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、専修学校との連携を図ります。(再掲)

○子どもたちが自らの興味や適性を理解し主体的に進路を考えるよう、専修学校に社会に接続可能な「出口の見える」教育を提供する産学接続コースを設けるなど、実社会と接続する教育を進めます。

○16歳のハローワーク(職業アセスメント・プログラム)事業を推進するなど、生徒の職業観を育む機会を提供します。

【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】

- 福祉や教育の現場から一般就労に結びつけるための支援を行います。
- 生徒・保護者の高いニーズを踏まえ、就労を通じた社会的自立を目指すための支援学校の整備や、生徒の就労支援のための環境整備を進めます。(再掲)
- 障がい者雇用日本一をめざし、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)を制定、府と取引関係にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者の雇用を促進します。

施策の推進方向

■若者を取り巻く環境整備

【有害情報等の規制】

- 携帯電話・インターネット上でのいじめ等、新たな生徒指導上の課題に対し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう総合的な対策を推進します。
- 青少年健全育成条例の効果的な運用により、少年非行を未然に防止する社会環境整備を図ります。

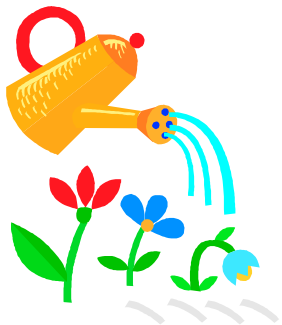
■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

【生徒指導上の課題への対応の充実】

- 中学校と高校の連携を推進するなど、高校の中退防止に努めます。(再掲)
- 安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもたちが自ら規律やルールを守り、学ぶ態度を支えるための生徒指導を充実させます。(再掲)

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

- 豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、社会に寄与する態度等を、子どもの成長段階に応じて育成します。(再掲)



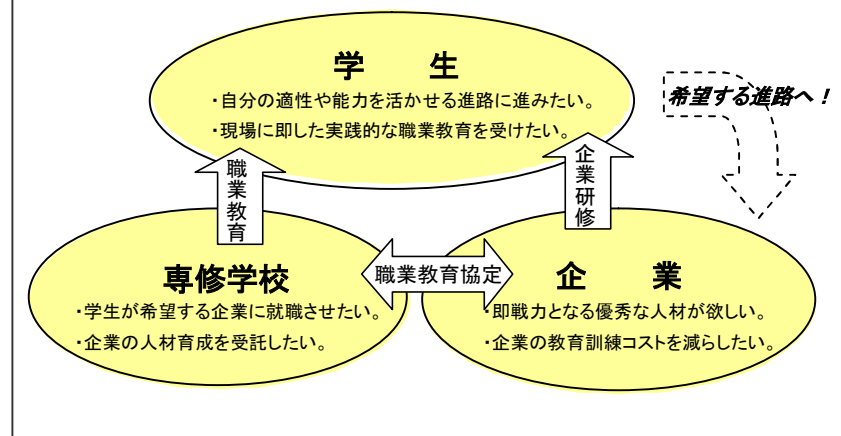
職業教育の推進 ～産学接続コース～

企業が求める人材育成を専修学校が受託し、企業と専修学校が協力して、生徒に就職などの「出口がみえる」職業教育を提供します。

■具体的な要件

- ①専修学校と企業が「職業教育協定」を締結。
- ②企業の人材育成ニーズに沿った「職業教育カリキュラム」を専修学校と企業が作成。
- ③企業は学生に実践的な現場研修の場を提供（生徒の職業能力向上をサポート）。
- ④労働法規などの法令を遵守。
- ⑤学生の希望に沿った就職ができるなど、学生に「出口がみえる」職業教育を提供

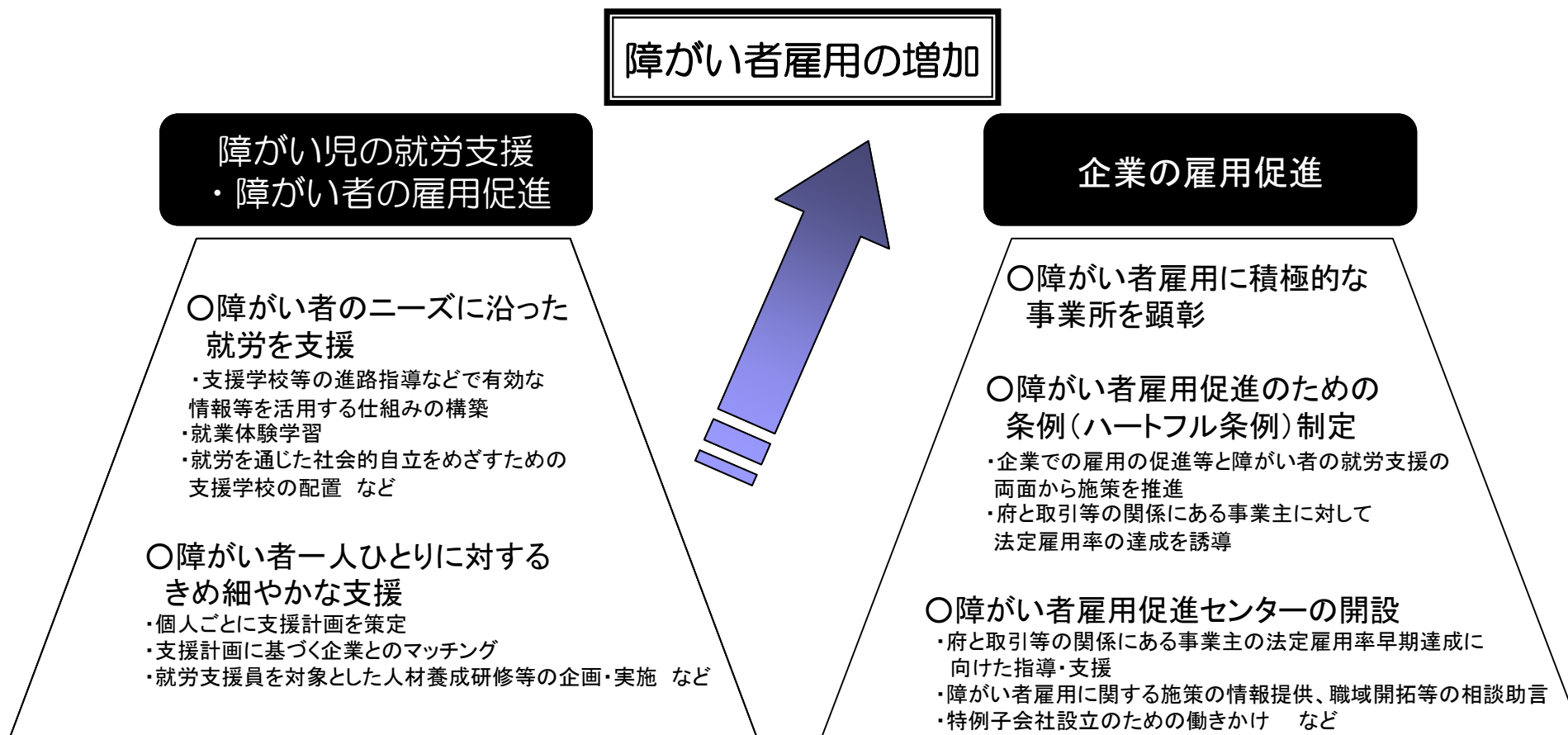
大阪発「産学接続コース」において、学生や企業の満足度を高める職業教育を専修学校が中心となって提供します。



(写真はイメージです。)

障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進

「障がい者雇用ナンバー1・大阪」の実現に向け、障がい者と企業との橋渡しや障がい者雇用を増やす支援を強化します。



【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ

主な現状と課題

■若者の自立支援・就職支援

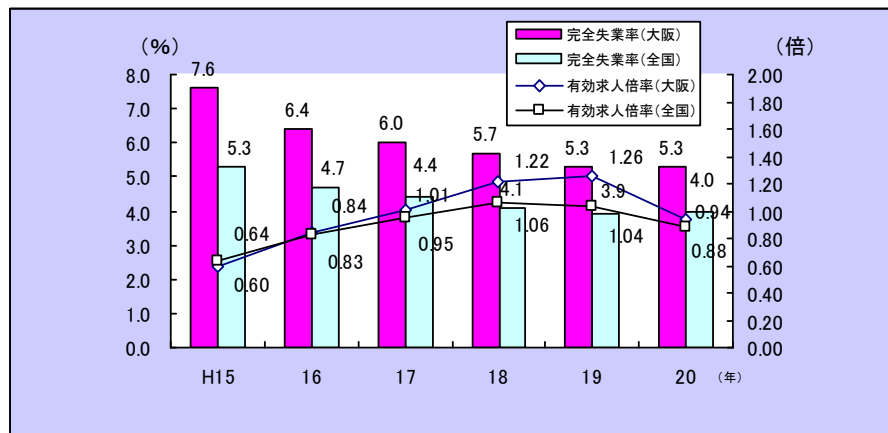
- 有効求人倍率は全国と比較して高い一方で、完全失業率も高いという雇用のミスマッチが生じています。
- 若年者の就労環境は、フリーターをはじめとする非正規雇用者の割合が高く、特にバブル経済崩壊以降の「就職氷河期」に正社員に就けなかった若年フリーターの年長化が課題となっています。
- 景気悪化に伴い、新規採用予定者の内定取り消しや派遣労働者等の解雇・雇止めといった問題が生じています。
- ニートに近い概念の若年無業者数が平成20年には全国で64万人と増加傾向にあります。特に25～34歳で3万人増加するなど、ニートの年長化が指摘されています。

- 支援学校高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職状況は、全国と比較して10ポイント近く低い状況にあります。
- 児童福祉施設等を退所した子どもの就労や社会生活が安定したものとなるよう支援の仕組みが必要となっています。

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

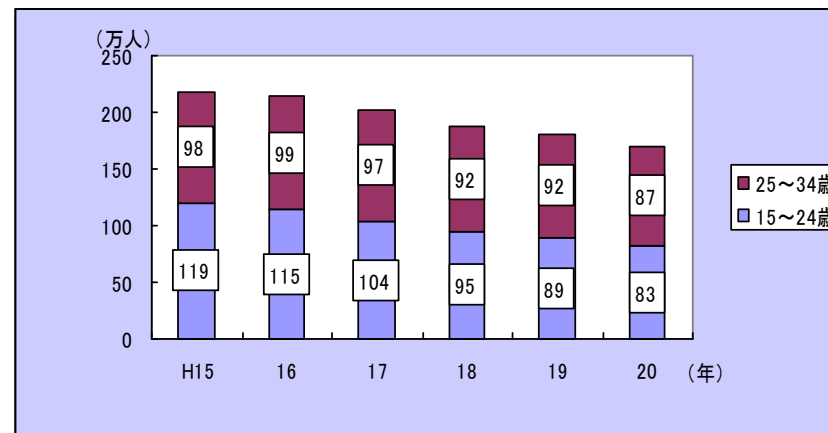
- ニートやひきこもり等の課題を有する青少年に対して、義務教育以降は積極的な働きかけがされてこなかった結果、ひきこもり状態が長期化し社会問題となっています。

【全国と大阪の有効求人倍率と完全失業率】



資料：完全失業率：労働力調査（総務省、大阪府総務部統計課）
有効求人倍率：職業安定業務統計（厚生労働省、大阪労働局）

【フリーター人数の推移】



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

子育て目標：自立し、次代を担う大人へ						
施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
若者の自立支援・就職支援			学校教育の推進			
			若者の就職支援			
			障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進			
			社会的養護の拡充			
青少年を総合的に支援する仕組みづくり			地域支援ネットワークの整備			
			豊かな人間性を育む仕組みづくり			
			非行など問題行動を防ぐ施策の推進			

施策の推進方向

■若者の自立支援・就職支援

【学校教育の推進】

○大阪のものづくり人材を支える工科高校、工業高等専門学校や農業高校の活性化を図ります。(再掲)

【若者の就職支援】

○若者を就職に結びつけるため、JOBカフェOSAKAにおいて就職活動のアドバイスやカウンセリング、職業紹介など一貫したサポートを実施し、正社員を目指す若者を支援していきます。

○ニート状態にある若者の職業的自立に向け、大阪府若者サポートステーションを中心に他の支援機関と連携しながら臨床心理士等によるカウンセリングや、就労訓練・体験を通じて就職意欲を高め、自ら就職活動ができるよう支援を進めていきます。

○高等職業技術専門学校において年長フリーターを対象とする職業訓練を実施するなど、企業が求める職業能力を身につけられるよう支援を進めます。

【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】

○生徒・保護者の高いニーズを踏まえ、就労を通じた社会的自立を目指すための支援学校の整備や、生徒の就労支援のための環境整備を進めます。(再掲)

○障がい者雇用日本一をめざし、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)を制定、府と取引関係にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者の雇用を促進します。(再掲)

【社会的養護の拡充】

○不登校やひきこもりなど社会的自立が困難な子どもを対象として、子どもライフサポートセンターの運営等を通じて生活支援・学習支援・職業支援等を進めます。

○施設を退所した子どもたちの社会的自立が進むよう、地域生活・自立支援事業や自立援助ホームなどきめ細かな支援を実施していきます。

施策の推進方向

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

【地域支援ネットワークの整備】

○ニートやひきこもり等の課題を有する青少年を支援するため、市町村と連携してNPO等の民間団体、福祉・就労等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を進めます。

その際、地域の青少年会館等の既存施設では、これまでから学校・地域との連携のもと、青少年の就労・自立支援の取組の実績があることから、そのノウハウを地域支援ネットワークの構築に活用します。

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

○人間としてよりよい生き方を志向する心情や判断力、実践しようとする意欲や態度を育成するため、道徳教育を充実します。(再掲)

○学校においては、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神を育む人権教育や、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育を推進します。(再掲)

○生命の大切さ、思いやりや感謝、努力する心など一人ひとりが社会の一員として大事にしたい「こころ」を子どもだけでなく大人に対しても呼びかけます。(再掲)

○環境教育・情報教育・法教育など今日的な課題に対応する教育を通して、子どもたちが正しい知識を得て、自ら考え、実行する態度を育成します。(再掲)

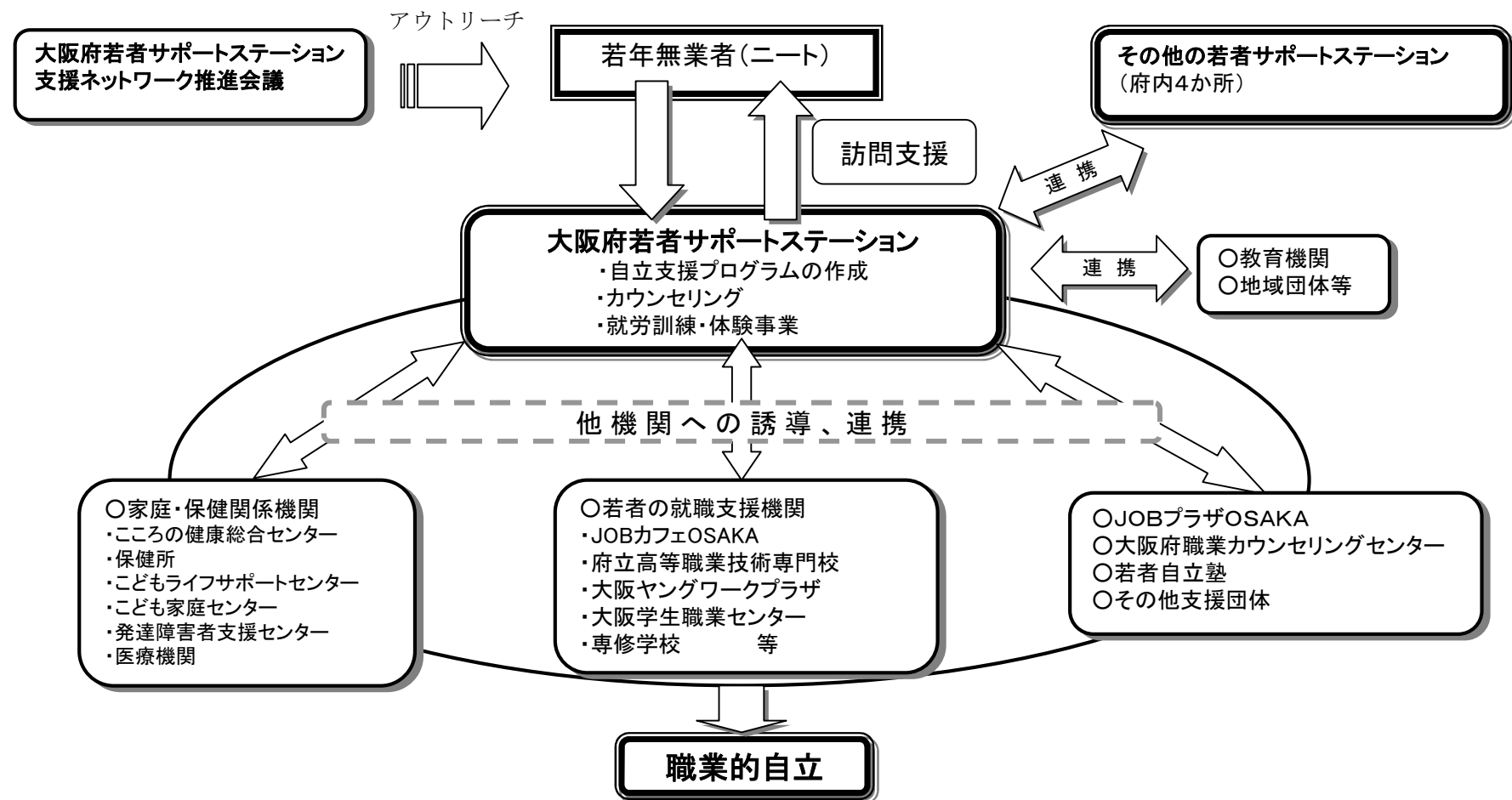
【非行など問題行動を防ぐ施策の推進】

(再掲)一人ひとりを大切にする33ページを参照

若年無業者(ニート)の支援

ニート状態にある若者の職業的自立を支援するため、大阪府若者サポートステーションを拠点とした若者自立支援のためのネットワークを構築します。

大阪府若者サポートステーションを拠点としたネットワークによる支援の流れ



若者の就職支援 ～JOBカフェOSAKA～

求職者の状況に応じた就職活動のアドバイスからカウンセリング、各種情報提供、就職セミナー、正社員を中心とした求人による職業紹介など、一貫したサポート体制によって、正社員を目指す若者を支援します。

事業の概要

■コンセプト

「中小企業の人材確保支援」と「若者の雇用環境の改善（正社員での雇用）」を目的に運営。

■事業スキーム

公共の責任で運営する「UPスクエア」と民間の職業紹介業者が独自に運営する「就職SHOP」で構成。

カウンセリングから就職に至る官民協働方式による若者の就職支援サービスを提供

■対象者

概ね15歳～34歳の就職を希望する若者

● 20年度実績 ●

総利用者数：85,839人
来訪者数：50,121人
就職決定者数：4,940人

事業の内容

UPスクエア(公共部門)

①総合受付 → ②初回ガイダンス

利用者の希望により、次のサービスを提供

● ショートカウンセリング

約20分間で就職活動に関する様々な相談に対応

● パソコン、求人誌等による情報提供

● スキルアップセミナー

「履歴書&職務経歴書作成のステップ」「面接の心得」など就職活動を支援

● プチイベント

「企業説明会の活用ノウハウ」など簡易なミニセミナー等

● ちょこ聞き

求職者に対するポイントを絞ったミニ相談

● 外国人ジョブサポート

日本企業特有の文化や就職活動の仕方など、外国人の日本での就職に関する相談

● ラーニングアドバイスサービス

資格や専門技術・知識の習得に向けた訓練機関・メニューのアドバイス

就職SHOP(民間事業者)

就職相談、アドバイス、企業とのマッチングなど

協働

地域社会で支える青少年健全育成 ～ 市町村と連携して地域支援ネットワークの構築を進めます ～

ニート、ひきこもり等の課題を有する青少年を地域社会において支援するため、市町村と連携して、教育、福祉、医療、雇用等の関係機関が参画するネットワークの構築を進めます。

取組

- 市町村と連携して、課題を有する青少年を支援する教育、福祉、医療、雇用等の関係機関が参画するネットワークを整備します
- 地域支援ネットワークの中核となるNPOの育成を進めます
- 青少年や保護者の相談にワンストップで対応する窓口を整備します

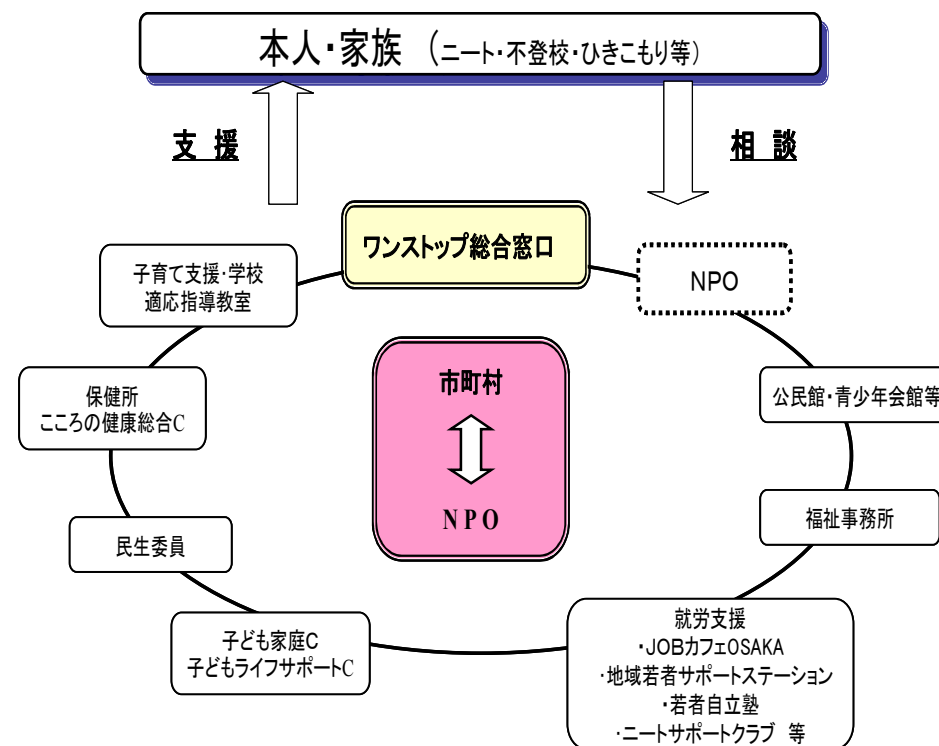
背景

- ひきこもりの長期化、高年齢化が社会問題となっており、国においてH21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました(H22年4月施行予定)

(参考) 大阪府の状況

- ひきこもり数(推計値) 1万6500人(15～34歳)
- 府内高校の中途退学者 7017人 (全国2番目)
中途退学率 3.1% (全国1番目)
- 若年無業者 5万5300人(全国2番目)
15～34歳人口の2.5%
- 小中学校の不登校児童・生徒 8815人(全国3番目)

地域支援ネットワークのイメージ図



5 計画を推進するために

(1) 目標数値の設定

平成26年度(計画最終年度)において府民生活の何が改善されるのか、府民意識など子育て環境の改善度合いを総合指標(アウトカム指標)として目標設定するとともに、個別の取組ごとの事業量を個別指標(アウトプット指標)として目標設定します。

【子育て目標】 安心して出産

■ 総合指標(アウトカム指標)

※ 常用労働者30人以上の事業所

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
安心して、妊娠・出産することができる街だと思ふ府民の割合	(H21)調整中	調整中	
妊産婦死亡率(出産10万対)	3.0(H15-H19)	現状値以下	
周産期死亡率(出生千対)	4.0	現状値以下	
育児休業を取得した男女それぞれの割合	男性 0.9% 女性 86.1%	男性 10% 女性 85%	国の設定目標値を基本 (※)
年次有給休暇の取得率	48.6%	70%	

■ 個別指標(アウトプット指標)

※1 大阪市、堺市を除く

※2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く

事業名	項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
母子医療体制整備促進事業	産科医分娩手当助成実績(件数)	—	H20実績同等以上	
未受診や飛び込みによる出産等対策等事業	妊婦健康診査受診者数	81,567人(H21計画)	H21実績同等以上	(※1)
不妊総合対策事業	不妊相談件数	352件	H20実績同等以上	
先天性代謝異常等検査事業	マス・スクリーニング検査件数	182,652件	H20水準維持	(※1)
妊婦健康診査支援基金事業	公費負担回数	13.8回 (全国平均 13.96回)	全国平均以上	(※1)
	公費負担額	43,026円/人 (全国平均 85,759円/人)	全国平均以上	
	妊婦健康診査受診者数	81,567人 (いずれもH21計画)	H21実績同等以上	
特定不妊治療費助成事業	承認件数	2,940件	H20実績同等以上	(※2)
(仮称)新ハートフル事業	府営公園のバリアフリー化率	34%	46%	
男女ともに働きやすい職場環境づくり	「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数	189社	300社(H22)	
病院内保育所運営費補助事業	補助件数	78か所	補助対象要件を満たす全施設への補助	

【子育て目標】いきいき子育て

■ 総合指標(アウトカム指標)

※2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く

項 目	現 状 (H20)	目 標 値 (H26)	設定の考え方
子育てしやすい街だと思う府民の割合	(H21)調整中	調整中	
保育所入所待機児童がない市町村数	21市町村 (H21.4.1)	39市町村	(※2)
乳児死亡率(出生千対)	2.8 (全国平均 2.6)	全国平均以下	
小学生以下の子どもが被害者となる主な犯罪(暴行、傷害、強制わいせつ、略取・誘拐)の認知件数(再掲)	265件 (全国ワーストワン)	全国ワーストワンの返上	(参照)一人ひとりを大切にする
歩行者の事故件数(再掲)	4,307件	H20の事故件数から1割削減	同上
育児休業を取得した男女それぞれの割合(再掲)	男性 0.9% 女性 86.1%	男性 10% 女性 85%	(参照)安心して出産
年次有給休暇の取得率(再掲)	48.6%	70%	同上

■ 個別指標(アウトプット指標)

※2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く

事 業 名	項 目	現 状 (H20)	目 標 値 (H26)	設定の考え方
一時預かり事業	実施か所数	220か所	298か所	市町村の目標値を基に設定(※2)
ショートステイ事業	市町村数	31市町村	33市町村	同上
トワイライトステイ事業	市町村数	28市町村	30市町村	同上
幼稚園での預かり保育推進・預かり保育延長推進事業	週5日以上預かり保育実施園	374園	410園	
	預かり保育延長推進事業に取り組む園	155園	173園	
地域子育て支援拠点事業	実施か所数	185か所	277か所	市町村の目標値を基に設定(※2)
ファミリー・サポート・センター事業	市町村数	31市町村	35市町村	同上

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取り組みの推進	学校支援地域本部の設置校区数	234中学校区 ／291中学校区	全中学校区(H21～)	
	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取り組みの推進	3つの朝運動の実施校数	169中学校区 ／291中学校区	全小学校(H25)	
		通学合宿の実施校区数	—	全中学校区(H23～)	※H21より実施
	多様な活動団体(NPO・企業等)との連携を促進	企業連携の成功事例等の発信数	30事例	60事例(H25)	
	大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進	協定締結企業・団体数	61社・団体	1,000社(H25)	
保護者のエンパワメントと家庭教育を支える地域ネットワークの整備	多様な家庭教育(子育て)支援の一体的な取り組みの推進	家庭教育に関する学習への参加者数	53,100人	100,000人(H25)	
		ホームページアクセス件数	9,500件	20,000件(H25)	
生きる力を育む体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり(再掲)	おおさか元気広場事業の実施学校区数・学校数	小学校 293校／528校 支援学校 15校／22校	全小学校区、 全府立支援学校 (H25)	(参照)一人ひとりを大切にする
通常保育事業(保育所入所児童枠)		利用児童数	66,701人 (H21.4.1)	71,831人	市町村の目標値を基に設定(※2)
特定保育事業		実施か所数	26か所	29か所	同上
延長保育事業		実施か所数	576か所	612か所	同上
夜間保育事業(夜間保育所)		実施か所数	4か所	9か所	同上
休日保育事業		実施か所数	22か所	39か所	同上
病児・病後児保育事業		病児対応型	9か所	17か所	同上
		病後児対応型	27か所	37か所	同上
		体調不良児対応型	150か所	187か所	同上
放課後児童健全育成事業		実施小学校数	504校区	513校区	同上
		実施クラブ数	614か所	645クラブ	同上

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
校種間の連携強化、就学前教育の充実	就学前教育の推進 (再掲)	幼稚園・保育所の意見交換等の交流割合	38%(H19)	80%(H25)	(参照) がんばりを応援
		教育課程の編成について幼稚園・保育所の連携の割合	11%(H19)	60%(H25)	同上
母子医療給付事業 (助成小慢・育成・療育・養育)		給付件数	7,063件	H21実績同等以下	(※2)
小児救急広域連携促進事業		実施か所数	7か所	7か所(現状維持)	各医療圏に1か所
未熟児保健推進事業(再掲)		訪問実人員	2,913人	H20実績同等以上	(参照)一人ひとりを大切にする(※2)
		未熟児教室参加人数	1,880人	H20実績同等以上	同上
障がい、難病児の療育システム推進事業 (再掲)		相談者実人員	3,632人	H20実績同等以上	同上
		交流会参加人数	1,137人	H20実績同等以上	同上
在宅医療児等支援体制整備事業(再掲)		研修会実施回数・参加人数	—	H21実績同等以上	(参照)一人ひとりを大切にする
長期入院児退院促進等支援事業(再掲)		長期入院児支援のコーディネート件数	—	H21実績同等以上	同上
食育推進プロジェクト事業		保育所・幼稚園の食育実施の割合	保育所 97.2% 幼稚園 91.6%	100%	
食育推進事業		食育ボランティアの人数	694人	720人(H23)	
学校における食育の推進	学校給食等の充実 (再掲)	学校給食等(スクールランチ含む)を実施する学校の割合	—	全中学校 (H24~)	(参照) がんばりを応援
大阪府中央卸売市場食育推進事業		中央卸売市場における「食育塾」参加者数	75人/年	75人/年(毎年)	
地域安全センターの設置促進(再掲)		設置か所数	—	全小学校区の 1/2以上	(参照)一人ひとりを大切にする
青色防犯パトロールの実施(再掲)		実施団体数、登録台数	270団体、570台	500団体、 1000台以上	同上
子どもの安全見まもり隊(再掲)		設置か所数	全小学校区で設置	全小学校区での 設置を維持	同上
こども110番運動(再掲)		「動くこども110番」の協力車両台数	111,427台	15万台以上	同上

事業名	項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
計画的な学校施設・設備の改修・改善(再掲)	府立学校の耐震化率	高等学校 49.7% 支援学校 67.1%	100%(H27)	同上
住宅耐震化緊急促進事業(再掲)	府内の住宅・建築物の耐震化率	73%(H18)	90%(H27)	同上
(仮称)新ハートフル事業(再掲)	府営公園のバリアフリー化率	34%	46%	(参照)安心して出産
男女ともに働きやすい職場環境づくり(再掲)	「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数	189社	300社(H22)	同上
病院内保育所運営費補助事業(再掲)	補助件数	78か所	補助対象要件を満たす全施設への補助	同上

【子育て目標】一人ひとりを大切にする

■ 総合指標(アウトカム指標)

※1 大阪市、堺市を除く

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
家庭、学校、地域などで一人ひとりの子どもを大切にする環境が整っていると思う府民の割合	(H21)調整中	調整中	
府立全日制高校中退率	2.5%	2.0%をめざす 過去10年間の最低値 (2.3%)を更新	
小学生以下の子どもが被害者となる主な犯罪(暴行、傷害、強制わいせつ、略取・誘拐)の認知件数	265件 (全国ワーストワン)	全国ワーストワンの 返上	
歩行者の事故件数	4307件	H20の事故件数 から1割削減	
刑法犯少年の再犯(非行)者率	29.2%(H20)	毎年30%以下	
乳児死亡率(出生千対)(再掲)	2.8 (全国平均 2.6)	全国平均以下	(参照) いきいき子育て
児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率	3.9%	10%	(※1)
児童養護施設在籍児童の高校等進学率	89.5%	進学希望の児童の 高校等進学率100%	(※1)
知的障がい高等部卒業生徒の就職率	18.5%	35%(H25)	

■ 個別指標(アウトプット指標)

※1 大阪市、堺市を除く
 ※2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を除く
 ※3 大阪市を除く

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
小・中学校に対するチーム支援	市町村独自の問題解決チームへの支援及び育成	問題解決チームの設置市町村数	22市町	全市町村(H23)	
生徒の「自立・自己実現」の支援	生徒支援体制の充実	教育相談実習生の受入れ数	2大学10人	5大学20人(H23～)	
生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進	訪問指導アドバイザーの派遣・配置等による支援を行う市町村数	19市町	全市町村(H25)	
人権教育、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育の推進	障がい者理解教育の推進	小・中・高校において、すべての学級で障がい者理解教育を実施する学校の割合	小・中学校 100% 高校 17%	小・中・高校 全学級(100%) (H22～)	
		指導計画を作成している学校の割合	小・中学校 100% 高校 —	全小・中・高校 (100%) (H25～)	
	国際理解教育の推進	外国語活動を実施している学校の割合	98.8%	全小学校(100%) (H23～)	
		教育サポーター登録者数	255人	毎年100人増 (H21～)	
	福祉教育の推進	福祉・ボランティア教育を実施する小・中学校の割合	89.3%	全小・中学校 (100%) (H23～)	
地域安全センターの設置促進		設置か所数	—	全小学校区の 1/2以上	
青色防犯パトロールの実施		実施団体数、登録台数	270団体、570台	500団体、 1000台以上	
子どもの安全見まもり隊		設置か所数	全小学校区で設置	全小学校区での 設置を維持	
こども110番運動		「動くこども110番」の協力車両台数	111,427台	15万台以上	
計画的な学校施設・設備の改修・改善		府立学校の耐震化率	高等学校 49.7% 支援学校 67.1%	100%(H27)	
住宅耐震化緊急促進事業		府内の住宅・建築物の耐震化率	73%(H18)	90%(H27)	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
生きる力を育む体験活動や読書活動の推進	放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	おおさか元気広場事業の実施学校区数・学校数	小学校 293校／528校 支援学校 15校／22校	全小学校区、 全府立支援学校 (H25)	
小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進		小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合	85.1%	100%	
少年補導センターの設置促進		府内市町村での設置数	3か所	全市町村に設置	
覚せい剤等薬物乱用防止対策事業		薬物乱用防止指導・啓発活動 (中・高等学校での薬物乱用防止教室開催及び指導推進)	中学校 64.3% 高等学校 45.9%	100%	(参照) 一人ひとりを大切に にする
未熟児保健推進事業		訪問実人員	2,913人	H20実績同等以上	(※2)
		未熟児教室参加人数	1,880人	H20実績同等以上	(※2)
障がい、難病児の療育システム推進事業		相談者実人員	3,632人	H20実績同等以上	(※2)
		交流会参加人数	1,137人	H20実績同等以上	(※2)
在宅医療児等支援体制整備事業		研修会実施回数・参加人数	—	H20実績同等以上	
長期入院児退院促進等支援事業		長期入院児支援のコーディネート件数	—	H20実績同等以上	
養育支援訪問事業		養育支援訪問事業実施市町村	31市町村	全市町村における 事業実施	(※1)
児童虐待防止ネットワークの充実		要保護児童対策地域協議会の設置運営	40市町村	全市町村で実施	(※1)
里親委託推進事業		専門里親	5家庭	10家庭	(※1)
		ファミリーホーム事業実施か所数	0か所	3か所	(※1)
児童福祉施設等におけるケアの充実		心理職員の配置	22か所	全施設の配置	(※1)
		看護師の配置	4か所	医療的ケアの必要な 全施設に配置	(※1)
児童自立生活援助事業		自立援助ホームの設置数	男女各1か所(H21)	男女各複数設置	(※1)

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援 ※対象:障がい児(者)		利用時間数	508,797時間/月	675,273時間/月 (H23)	(※3)
行動援護 ※対象:障がい児(者)		利用時間数		15,879時間/月 (H23)	
短期入所 ※対象:障がい児(者)		利用日数	16,152人日/月	23,005人日/月 (H23)	(※3)
移動支援 ※対象:障がい児(者)		利用時間数	3,750,761時間/年	4,601,009時間/年 (H23)	(※3)
日常生活用具の給付・貸与 ※対象:障がい児(者)		給付件数	155,410件/年	188,346件/年 (H23)	
訪問看護利用料助成事業 ※対象:障がい児(者)		利用件数	45,526件/年	48,000件/年 (H23)	
児童デイサービス ※対象:障がい児		利用日数	7,957人日/月	12,428人日/月 (H23)	
重症心身障がい児等通園事業の充実		重症心身障がい児等通園事業の実施施設数	7か所【A型1か所、 B型6か所】	7か所【A型2か所、 B型5か所】(H23)	(※1)
発達障がい療育等支援事業		療育実施児童数	6か所合計 300名/年	6か所合計 300名/年 (H23)	
生徒の「自立・自己実現」の支援	府立高校における支援教育の推進	支援教育コーディネーターの指名を行う学校の割合	27.7%	全府立高校(100%) (H24～)	
		校内委員会を設置する学校の割合	67.6%	全府立高校(100%) (H24～)	
		個別の教育支援計画を作成・活用する学校の割合	19.6%	全府立高校(100%) (H25)	
		個別の指導計画を作成・活用する学校の割合	25.7%	全府立高校(H25)	
府立支援学校の教育環境の充実	府立支援学校の教育環境の整備	新たに整備に着手する学校数	—	4校(H25)	※H21時点 25校
	通学時間の短縮に向けた通学バスの充実	乗車時間が60分以内の児童生徒の割合	90.3%	全児童生徒(100%) (H25)	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
府立支援学校の センター的機能 の発揮	府立支援学校教員の 専門性の向上	「特別支援学校教諭免許」保有率	72.2%	100% (H25)	
	府立支援学校の校内 体制の整備	来校教育相談や教材教具の収集・整理等 を行う「地域支援室」を整備する学校数	8校	全府立支援学校 (H25)	
		府立支援学校への来校教育相談件数	597件	1,500件 (H25)	
一人ひとりの ニーズに応じた 支援教育の充実	「個別の教育支援計 画」の作成・活用の 推進	「個別の教育支援計画」を作成する小中 学校支援学級の割合	86.2%	100% (H22～)	(※1)
母子家庭等日常生活支援事業、一般市等 就業・自立支援事業等の拡充	一般市等就業・自立支援事業実施市町村 数		2市町	15市町	政令市・中核市を除く 福祉事務所設置市町 村(H21現在:全市と 島本町)が対象 なお、島本町以外の 町村については、府 が実施済み
	母子自立支援プログラム策定事業実施市 町村数		18市町	30市町	
	母子家庭自立支援給付金事業(教育訓練 給付)実施市町村数		30市町	30市町	
	母子家庭自立支援給付金事業(高等技能 訓練)実施市町村数		27市町	30市町	
	母子家庭等日常生活支援事業実施市町 村数		10市町	30市町	
母子家庭等就業・自立支援センター事業 の拡充	母子家庭等就業・自立支援センター出張 相談会実施市町村数		10市町	15市町	
外国人行政サービス体制推進事業	府・市町村に設けられた外国人向け相談 窓口(月1回以上)の総数(対応言語×自 治体数)		52 (府、12市)	60	
	相談員を対象とする意見交換会、研修の 延べ受講者数		8名	50名	
外国人親子の地域コミュニティ形成支援	自治体関係の国際交流協会における外国 人の親子向けの定期的な学習・交流事業 の数		16事業	30事業	

【子育て目標】 がんばりを応援

■ 総合指標(アウトカム指標)

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
「全国学力・学習状況調査」の正答率	小学校57.7%(全国-2.2%) 中学校57.9%(全国-3.8%)	全国平均を上回る (H25)	※国の制度設計を踏まえて、調整が必要。
「全国学力・学習状況調査」の無回答率	小学校9.3%、中学校11.1%	0%をめざす(H25)	※国の制度設計を踏まえて、調整が必要。
「全国学力・学習状況調査」における「家庭学習が30分より少ない」の割合	小学校23.7%(全国-6.1%) 中学校21.6%(全国-3.8%)	全国平均を上回る (H25)	※国の制度設計を踏まえて、調整が必要。
「全国学力・学習状況調査」における「自分には良いところがあると思いますか」の割合(再掲)	小学校69.0%(全国-4.4%) 中学校53.9%(全国-6.9%)	全国平均を上回る (H25)	(参照) 豊かな心を育む
知的障がい高等部卒業生徒の就職率(再掲)	18.5%	35%(H25)	(参照)一人ひとりを大切にする
府立全日制高校中退率(再掲)	2.5%	2.0%をめざす 過去10年間の最低値 (2.3%)を更新	同上

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
「体力・運動能力調査」における「反復横跳び」「20mシャトルラン」「50m走」の数値	<反復横跳び> ・小5男子38.70回 (全国-3.40回) ・小5女子36.06回 (全国-3.17回) ・中2男子48.79回 (全国-2.54回) ・中2女子42.87回 (全国-2.58回) <20mシャトルラン> ・小5男子47.75回 (全国-3.20回) ・小5女子36.59回 (全国-3.59回) ・中2男子80.27回 (全国-7.20回) ・中2女子54.60回 (全国-5.21回) <50m走> ・小5男子9.31秒 (全国-0.03秒) ・小5女子9.67秒 (全国-0.06秒) ・中2男子8.23秒 (全国-0.29秒) ・中2女子9.12秒 (全国-0.33秒)	全国平均を上回る (H25)	※国の制度設計を踏まえて、調整が必要。
運動部入部率	中学校 64.3% (全国-0.8%) 高校 39.3% (全国-3.7%)	全国平均まで高める (H25)	
「全国学習・学力状況調査」における「7時より前に起床」「小学校22時・中学校23時より前に就寝」「毎日朝食をとる」の割合	<7時より前に起床> ・小6 49.1% (全国-25.9%) ・中3 34.4% (全国-30.9%) <小学校22時・中学校23時前就寝> ・小6 29.1% (全国-12.3%) ・中3 18.9% (全国-10.5%) <毎日朝食摂取> ・小6 81.9% (全国-5.2%) ・中3 73.4% (全国-7.7%)	全国平均を上回る (H25)	※国の制度設計を踏まえて、調整が必要。

■ 個別指標(アウトプット指標)

※1 大阪市、堺市を除く

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
校種間の連携強化、就学前教育の充実	就学前教育の推進	幼稚園・保育所の意見交換等の交流割合	38%(H19)	80%(H25)	
		教育課程の編成について幼稚園・保育所の連携の割合	11%(H19)	60%(H25)	
学力向上方策の展開	授業力の向上	授業評価の導入率	小学校19.9% 中学校24.1%	全小・中学校(100%) (H22～)	
		思考力、判断力、表現力を育成するために開発・提供するモデル授業数	26	60以上 (H22)	
	つまずきの発見	単元別テストの開発・提供数 (公立小中学校向け)	1,427問	3,000問以上(H22)	
	自学自習力の育成、 家庭学習習慣の定着	児童生徒向けワークブックの開発・提供数	482タイトル	3,000タイトル以上 開発・提供(H22)	
	基礎・基本の充実と 知識・技能を活用する力の向上	授業改善や反復学習等を実施する学校の割合	小学校91% 中学校73%	全小・中学校100% (H23～)	
	学力向上のためのP DCAサイクルの確立	学力指導ツール等を活用する学校の割合	小学校98.9% 中学校96.9%	全小・中学校100% (H21～)	
	少人数学級編制と 少人数・習熟度別 指導の推進	習熟度別指導を実施する教科の年間授業時数に対する習熟度別指導時数の割合(平均)	小学校7.5% 中学校8.5%	全小・中学校(30%) (H23～)	
家庭、地域と連携した学習機会、 教育内容の充実	放課後学習の推進	おおさか・まなび舎事業を実施する学校数	小学校 139校 ／小学校数528 中学校 103校 ／中学校数291	全小・中学校 (H22)	
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	新たな専門学科や専門コースの設置	専門学科を併置する府立高校	11校	進学指導特色校、 専門学科 の併置校増(H23～)	
		新たに専門コースを設置する学校数	—	24校増(H24～)	
	教育センター附属 研究学校の設置	教育センター附属研究学校の設置校数	—	1校(H23～)	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	高大連携の推進	府教育委員会と連携協力協定を結ぶ大学数	15大学	28大学をめざす (H25)	
		高大連携実施校の割合	70.2% (H19年度調査)	全府立高校(100%) をめざす(H25)	
生徒の「自立・自己実現」の支援	府立高校における支援教育の推進(再掲)	支援教育コーディネーターの指名を行う学校の割合	27.7%	全府立高校(100%) (H24～)	(参照)一人ひとりを大切にする
		校内委員会を設置する学校の割合	67.6%	全府立高校(100%) (H24～)	同上
		個別の教育支援計画を作成・活用する学校の割合	19.6%	全府立高校(100%) (H25)	同上
		個別の指導計画を作成・活用する学校の割合	25.7%	全府立高校(H25)	同上
府立支援学校の教育環境の充実	府立支援学校の教育環境の整備(再掲)	新たに整備に着手する学校数	—	4校(H25)	同上 ※H21時点 25校
	通学時間の短縮に向けた通学バスの充実(再掲)	乗車時間が60分以内の児童生徒の割合	90.3%	全児童生徒(100%) (H25)	同上
府立支援学校のセンター的機能の発揮	府立支援学校教員の専門性の向上(再掲)	「特別支援学校教諭免許」保有率	72.2%	100%(H25)	(参照)一人ひとりを大切にする
	府立支援学校の校内体制の整備(再掲)	来校教育相談や教材教具の収集・整理等を行う「地域支援室」を整備する学校数	8校	全府立支援学校 (H25)	同上
		府立支援学校への来校教育相談件数	597件	1,500件(H25)	同上
一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実	「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進(再掲)	「個別の教育支援計画」を作成する小中学校支援学級の割合	86.2%	100%(H22～)	同上 (※1)

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
学校体育の充実	スポーツ大会の充実	小学生のスポーツ大会に参加する市町村数	26市町村	全市町村(H25～)	
学校・家庭・地域における健康体づくり	保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進	健康3原則に関するポータルサイトへのアクセス数	—	年間20万件(H25)	
		健康3原則に関するニューズレターの配信回数	—	年4回(H25)	
	健康教育・健康相談の充実	学校保健委員会を開催する学校の割合	小学校 53.9% 中学校 50.9% 高校 83.7% 支援学校 100%	全小・中・高・支援学校(100%) (H23～)	(※1)
学校における食育の推進	学校給食等の充実	学校給食等(スクールランチ含む)を実施する学校の割合	—	全中学校(H24～)	
健康体づくり		公立小・中学校敷地内禁煙化の割合	小学校 73.4% 中学校 70.1% (H21)	100%	
授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	校内OJTの充実や校内研修の体制づくり	首席(注1)を配置する小・中学校数	354校/1487校	全小・中学校(H25)	
		指導教諭(注2)を配置する小・中学校数	252校/1487校	全小・中学校(H25)	
		首席(注1)を複数名配置する府立学校	170校/174校	学校規模に応じて2～4名配置(H25)	
		指導教諭(注2)を配置する府立学校数	37校/174校	全府立学校(H25)	
	人事異動によるキャリア形成・能力向上	公立小・中学校の新任4～6年目の異動基準該当者(約2,000人)の人事異動、人事交流のうち、他の市町村、異なる校種等との間での交流の人数	10人	約200人(H25～)	
		公立小・中学校間兼務発令を行う中学校区数	169中学校区/291中学校区	全中学校区(H25)	
		新任4年～6年目の異動者における校種間・課程間異動、人事交流の割合	約14%	約20%(H25)	

(注1) 校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。

(注2) 学校に配置され、教育長及び校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
将来、管理職となる教員の養成	首席・指導主事への若手教員の登用	公立小・中学校教員の首席選考試験への志願者のうち、30歳代の志願者の割合	約5%	20% (H25)	
		公立小・中学校教員の指導主事選考試験への志願者のうち、教職経験10年以内の志願者の割合	約14%	20% (H25)	
		府立学校教員の首席選考試験への志願者のうち、30歳代の志願者の割合	約3%	20% (H25)	
		府立学校教員の指導主事選考試験への志願者のうち、教職経験10年以内の志願者の割合	約15%	20% (H25)	
	管理職として必要なキャリアの形成	将来の管理職候補者である「リーディング・ティーチャー」の養成人数	—	毎年120人	
熱意のある優秀な教員の確保	意欲的な学生を教員採用試験に結びつける工夫	大阪教志セミナーの募集人数	100人	200人 (H23～)	
「がんばっている」教員への応援	新たな研修制度の創設	将来の管理職候補者である「リーディング・ティーチャー」の養成人数	—	毎年120人	
	優秀教職員表彰制度の充実	表彰件数	155件	毎年度100～200件	
府立学校の組織的な運営と自立的取組みの支援	予算面、人事面での校長の裁量権の拡大	全府立学校教員における特得システム登録者の割合	30%	40% (H25)	
	府立学校経営研究発表大会(仮称)の開催	府立学校経営研究発表大会(仮称)累積発表校数	—	30校以上 (H25)	
	チームによる支援	学校経営に関して提言を行う「診断支援チーム」が集中支援する学校数	—	毎年度10校	
		ミドルリーダー等育成の研修実施やプログラムを開発する「育成支援チーム」が集中支援する学校数	—	毎年度10校	
	授業力の向上	評価制度の導入・実施割合	68.4%	全府立学校(100%) (H22～)	
校務の効率化	ICT化の推進(府立学校)	府立学校の校務用パソコン整備率	高校 68.3% 支援学校 35.5% (ともに市立学校含む)	府立学校100% (H22)	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
子どもの成長過程に応じた教育の充実	志や夢を育む取組みの推進(再掲)	「志や夢を育む教育」を展開する学校の割合	—	全小・中学校で展開(H23～)	(参照) 豊かな心を育む
		「志」学を展開する学校の割合	—	全府立高校で展開(H23～)	同上
	専修学校との連携	専修学校と教育課程上の連携を行う府立学校数	府立高校7校 (学校外の学修による単位認定等)	府立高校20校(H25)	
読書活動の推進	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進(再掲)	「子ども読書の日」にあわせた読書イベントを実施している公立図書館・公民館等の割合	28%	全公立図書館・公民館等(100%) (H25)	(参照) 豊かな心を育む
		全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校の割合	小学校91% 中学校72%	全小・中学校 (H25)	同上
		学校図書館の運営援助に地域人材を活用している(書架の整理等)学校の割合	小学校9% 中学校4%		同上
		公立図書館と連携(本の貸出、連絡会等)している学校の割合	小学校80% 中学校49%		同上
情報教育の推進	授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合	小学校52.9% 中学校42.2% 高校 51.6% 支援学校 58.0%	小・中・高・支援学校の全教員 (H25)		
法教育の推進	法教育を推進する学校数	—	全小・中・高校 (H23～)		
教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取組みの推進(再掲)	学校支援地域本部の設置校区数	234中学校区 ／291中学校区	全中学校区(H21～)	(参照) いきいき子育て
	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みの推進(再掲)	3つの朝運動の実施校数	169中学校区 ／291中学校区	全小学校(H25)	同上
		通学合宿の実施校区数	—	全中学校区(H23～)	同上 ※H21より実施
	多様な活動団体(NPO・企業等)との連携を促進(再掲)	企業連携の成功事例等の発信数	30事例	60事例(H25)	同上
大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進(再掲)	協定締結企業・団体数	61社・団体	1,000社(H25)	同上	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
生きる力を育む 体験活動や読書 活動の推進	放課後等の子ども たちの体験活動や 学習活動等の場づ くり(再掲)	おおさか元気広場事業の実施学校区数・ 学校数	小学校 293校／528校 支援学校 15校／22校	全小学校区、 全府立支援学校 (H25)	(参照)一人ひとりを 大切にする
総合型地域スポーツクラブ促進事業		総合型地域スポーツクラブの育成数	47	52(H22)	
食育推進プロジェクト事業(再掲)		保育所・幼稚園の食育実施の割合	保育所 97.2% 幼稚園 91.6%	100%	(参照) いきいき子育て
食育推進事業(再掲)		食育ボランティアの人数	694人	720人(H23)	
大阪府中央卸売市場食育推進事業(再 掲)		中央卸売市場における「食育塾」参加者数	75人／年	75人／年(毎年)	
小・中学校に対 するチーム支援	市町村独自の問題 解決チームへの支援 及び育成(再掲)	問題解決チームの設置市町村数	22市町	全市町村(H23)	(参照)一人ひとりを 大切にする
生徒の「自立・自 己実現」の支援	生徒支援体制の充実 (再掲)	教育相談実習生の受入れ数	2大学10人	5大学20人(H23～)	同上
生徒指導の充実	子どもたちの自主 的・主体的な活動 の創造や充実	中学校生徒会サミットへ代表が参加する 市町村数	17市町	全市町村(H21～)	
	不登校の未然防止や 学校復帰のための 支援の推進(再掲)	訪問指導アドバイザーの派遣・配置等 による支援を行う市町村数	19市町	全市町村(H25)	(参照)一人ひとりを 大切にする
府営公園整備事業		府営公園の開設面積	943.0ha	1003.7ha (H22)	
人権教育、障が い者理解教育、 国際理解教育、 福祉教育の推進	国際理解教育の推進 (再掲)	外国語活動を実施している学校の割合	98.8%	全小学校(100%) (H23～)	(参照)一人ひとりを 大切にする
		教育サポーター登録者数	255人	毎年100人増 (H21～)	同上

【子育て目標】豊かな心を育む

■ 総合指標(アウトカム指標)

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
子どもの豊かな心を育むことができる街だと思える府民の割合	(H21)調整中	調整中	
「全国学力・学習状況調査」における「自分には良いところがあると思いますか」の割合	小学校 69.0% (全国 -4.4%) 中学校 53.9% (全国 -6.9%)	全国平均を上回る (H25)	
小・中学校におけるルールやマナーを守る割合	小学校 72% 中学校 59%	80%	
小・中学生が地域の人にあいさつをする割合	小学校 66% 中学校 54%	100%	

■ 個別指標(アウトプット指標)

※1 大阪市、堺市を除く

事業名	項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
校種間の連携強化、就学前教育の充実	就学前教育の推進(再掲)	幼稚園・保育所の意見交換等の交流割合 38%(H19)	80%(H25)	(参照) がんばりを応援
		教育課程の編成について幼稚園・保育所の連携の割合 11%(H19)	60%(H25)	同上
教育コミュニティづくりの主体的な推進	学校を支援する取組みの推進(再掲)	学校支援地域本部の設置校区数 234中学校区 /291中学校区	全中学校区(H21~)	(参照) いきいき子育て
	子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みの推進(再掲)	3つの朝運動の実施校数 169中学校区 /291中学校区	全小学校(H25)	同上
		通学合宿の実施校区数 —	全中学校区(H23~)	同上 ※H21より実施
	多様な活動団体(NPO・企業等)との連携を促進(再掲)	企業連携の成功事例等の発信数 30事例	60事例(H25)	同上
	大阪「こころの再生」パートナー協定制度の推進(再掲)	協定締結企業・団体数 61社・団体	1,000社(H25)	同上

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
生きる力を育む 体験活動や読書 活動の推進	放課後等の子ども たちの体験活動や 学習活動等の場づ くり(再掲)	おおさか元気広場事業の実施学校区 数・学校数	小学校 293校/528校 支援学校 15校/22校	全小学校区、 全府立支援学校 (H25)	(参照)一人ひとりを 大切にする
総合型地域スポーツクラブ促進事業(再 掲)		総合型地域スポーツクラブの育成数	47	52(H22)	(参照) がんばりを応援
子どもの成長過 程に応じた教育 の充実	志や夢を育む取組 みの推進	「志や夢を育む教育」を展開する学校の 割合	—	全小・中学校で展開 (H23~)	
		「志」学を展開する学校の割合	—	全府立高校で展開 (H23~)	
	専修学校との連携 (再掲)	専修学校と教育課程上の連携を行う府 立学校数	府立高校7校 (学校外の学修による 単位認定等)	府立高校20校(H25)	(参照) がんばりを応援
人権教育、障が い者理解教育、 国際理解教育、 福祉教育の推進	障がい者理解教育 の推進(再掲)	小・中・高校において、すべての学級で 障がい者理解教育を実施する学校の割 合	小・中学校 100% 高校 17%	小・中・高校 全学級(100%) (H22~)	(参照)一人ひとりを 大切にする
		指導計画を作成している学校の割合	小・中学校 100% 高校 —	全小・中・高校 (100%) (H25~)	同上
	国際理解教育の推 進(再掲)	外国語活動を実施している学校の割合	98.8%	全小学校(100%) (H23~)	同上
		教育サポーター登録者数	255人	毎年100人増 (H21~)	同上
	福祉教育の推進(再 掲)	福祉・ボランティア教育を実施する小・中 学校の割合	89.3%	全小・中学校 (100%) (H23~)	同上
読書活動の推進	子どもの発達段階に 応じた読書活動の 推進	「子ども読書の日」にあわせた読書イベ ントを実施している公立図書館・公民館 等の割合	28%	全公立図書館・ 公民館等(100%) (H25)	

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
読書活動の推進	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校の割合	小学校 91% 中学校 72%	全小・中学校 (H25)	
		学校図書館の運営援助に地域人材を活用している(書架の整理等)学校の割合	小学校 9% 中学校 4%		
		公立図書館と連携(本の貸出、連絡会等)している学校の割合	小学校 80% 中学校 49%		
	読書活動に結びつく実体験(自然体験等)の推進	公立図書館と連携した事業を実施している市町村立社会教育施設の割合	12%	全市町村立社会教育施設 (H25)	
社会全体で「こころ」を育む取り組みの推進	「こころの再生」府民運動の推進	朝のあいさつ運動を実施する学校の割合	— (全市町村でのぼりを活用したあいさつ運動を展開)	全小学校 (H24~)	
歴史・文化等に関する教育の充実	文化財と府立博物館の有効活用	小・中・高校等に対する歴史・文化に関する出前授業(出かける博物館)の実施回数	80回	96回(H22)	
生徒指導の充実	子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実(再掲)	中学校生徒会サミットへ代表が参加する市町村数	17市町	全市町村(H21~)	(参照) がんばりを応援
	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進(再掲)	訪問指導アドバイザーの派遣・配置等による支援を行う市町村数	19市町	全市町村(H25)	(参照)一人ひとりを大切にする
情報教育の推進(再掲)		授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合	小学校 52.9% 中学校 42.2% 高校 51.6% 支援学校 58.0%	小・中・高・支援学校の全教員 (H25)	(参照) がんばりを応援
法教育の推進(再掲)		法教育を推進する学校数	—	全小・中・高校 (H23~)	同上
府営公園整備事業(再掲)		府営公園の開設面積	943.0ha	1003.7Ha (H22)	同上

【子育て目標】 自ら決める力を養う

■ 総合指標(アウトカム指標)

項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
子どもが将来の夢や目標を持ち、歩むことのできる街だと思ふ府民の割合	(H21)調整中	調整中	
知的障がい高等部卒業生徒の就職率(再掲)	18.5%	35%(H25)	(参照)一人ひとりを大切にする
府立全日制高校中退率(再掲)	2.5%	2.0%をめざす 過去10年間の最低 値(2.3%)を更新	同上

■ 個別指標(アウトプット指標)

事業名	項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方	
特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	新たな専門学科や専門コースの設置(再掲)	専門学科を併置する府立高校	11校	進学指導特色校、専門学科の併置校増(H23～)	(参照)がんばりを応援
		新たに専門コースを設置する学校数	—	24校増(H24～)	同上
	教育センター附属研究学校の設置(再掲)	教育センター附属研究学校の設置校数	—	1校(H23～)	同上

事業名		項目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	高大連携の推進 (再掲)	府教育委員会と連携協力協定を結ぶ 大学数	15大学	28大学をめざす (H25)	(参照) がんばりを応援
		高大連携実施校の割合	70.2% (H19年度調査)	全府立高校(100%) をめざす(H25)	同上
生徒の「自立・自己実現」の支援	生徒支援体制の充実 (再掲)	教育相談実習生の受入れ数	2大学10人	5大学20人(H23～)	(参照)一人ひとり を大切にする
子どもの成長過程に応じた教育の充実	志や夢を育む取組みの推進 (再掲)	「志や夢を育む教育」を展開する学校の割合	—	全小・中学校で展開 (H23～)	(参照) 豊かな心を育む
		「志」学を展開する学校の割合	—	全府立高校で展開 (H23～)	同上
	専修学校との連携 (再掲)	専修学校と教育課程上の連携を行う府立学校数	府立高校7校 (学校外の学修による 単位認定等)	府立高校20校(H25)	(参照) がんばりを応援
生徒指導の充実	不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進 (再掲)	訪問指導アドバイザーの派遣・配置等による支援を行う市町村数	19市町	全市町村(H25)	(参照)一人ひとり を大切にする
総合型地域スポーツクラブ促進事業 (再掲)		総合型地域スポーツクラブの育成数	47	52(H22)	(参照) がんばりを応援

【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ

■ 総合指標(アウトカム指標)

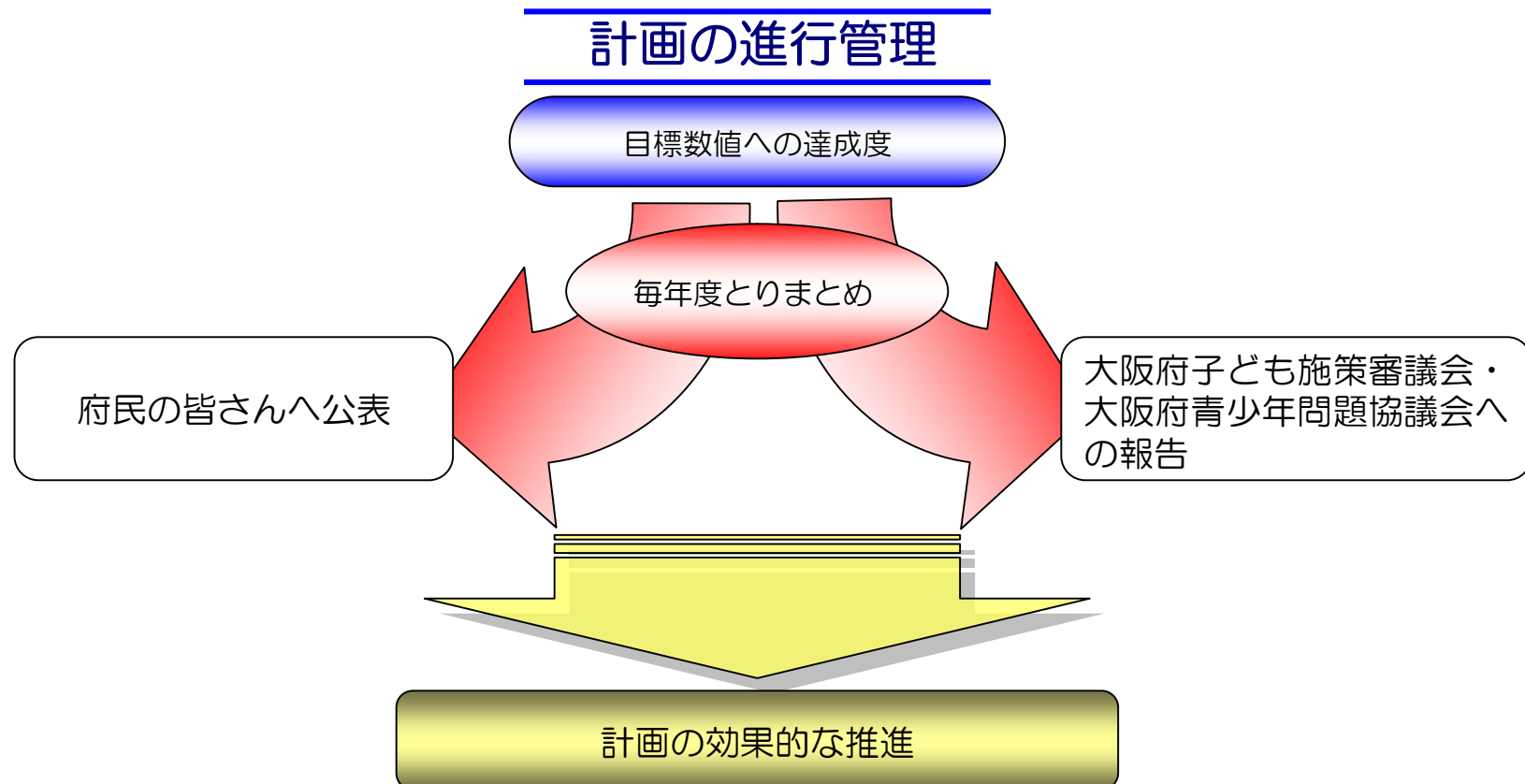
項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方
若者が自立しやすい街だと思ふ府民の割合	(H21)調整中	調整中	

■ 個別指標(アウトプット指標)

事業名	項 目	現状 (H20)	目標値 (H26)	設定の考え方	
人権教育、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育の推進	障がい者理解教育の推進(再掲)	小・中・高校において、すべての学級で障がい者理解教育を実施する学校の割合	小・中学校 100% 高校 17%	小・中・高校 全学級(100%) (H22～)	(参照)一人ひとり を大切にする
		指導計画を作成している学校の割合	小・中学校(100%) 高校 —	全小・中・高校 (100%) (H25～)	同上
	国際理解教育の推進(再掲)	外国語活動を実施している学校の割合	98.8%	全小学校(100%) (H23～)	同上
		教育サポーター登録者数	255人	毎年100人増 (H21～)	同上
	福祉教育の推進(再掲)	福祉・ボランティア教育を実施する小・中学校の割合	89.3%	全小・中学校(100%) (H23～)	同上
社会全体で「こころ」を育む取組みの推進	「こころの再生」府民運動の推進(再掲)	朝のあいさつ運動を実施する学校の割合	— (全市町村でのぼり を活用したあいさつ 運動を展開)	全小学校 (H24～)	(参照) 豊かな心を育む
情報教育の推進(再掲)	授業にICTを活用して指導する能力を持つ教員の割合	小学校 52.9% 中学校 42.2% 高校 51.6% 支援学校 58.0%	小・中・高・支援学校 の全教員 (H25)	(参照) がんばりを応援	
法教育の推進(再掲)	法教育を推進する学校数	—	全小・中・高校 (H23～)	同上	
課題を有する青少年に対する地域支援ネットワークの構築	市町村を核とした地域支援ネットワーク数	—	府内全市町村に支援 ネットワークを構築 (H25)		

(2) 計画の進行管理

- ・ 毎年度、本計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握します。また、その内容を府民のみなさんにわかりやすく示します。
- ・ 「大阪府子ども施策審議会」及び「大阪府青少年問題協議会」に、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、関係審議会とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。
- ・ 部局長マニフェストの作成・評価・検証などを通じて、取組の効果的な推進を図っていきます。
- ・ 急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、計画の進行管理を踏まえながら、必要に応じて、適宜、取組の見直しを行っていきます。





※本後期計画（案）に記載している重点施策は、平成22年1月18日現在の予算（案）編成状況を基に作成させていただいております。知事重点事業（参考資料「平成22年度当初予算 知事重点事業の要求事業」参照）などについても、今後、庁内の予算編成作業や府議会での予算審議の状況などを踏まえて、計画に位置づけるべき事業については、計画の重点施策として盛り込んでいく予定にしています。